令 和 元 年 第 ２ 回 定 例 会

予算特別委員会会議概要

委　員　長　　小 豆 畑　　　　　緑

副 委 員 長　　蛇　　名　　和　　子

目　　　　　　　　次

１　開催日時……………………………………………………… 1
２　開催場所……………………………………………………… 1
３　審査案件……………………………………………………… 1
〇出席委員………………………………………………………… 1
〇欠席委員………………………………………………………… 1
〇説明のため出席した者の職氏名……………………………… 2
〇事務局出席職員の職氏名……………………………………… 2

１日目　令和元年６月 26 日(水)
開会……………………………………………………………… 3
開議・審査方法………………………………………………… 3
〇渋谷勲委員（自民・志政会）……………………………… 3
１　福祉バスについて………………………………………… 4
答弁　三浦大延浪岡事務所副所長………………………… 4
意見・要望……………………………………………………… 4
２　水道事業について………………………………………… 5
答弁　小鹿継仁水道部長…………………………………… 5
再質疑…………………………………………………………… 6
答弁　水道部長……………………………………………… 6
要望……………………………………………………………… 6
３　アリーナプロジェクトについて………………………… 6
答弁　大櫛寛之都市整備部長……………………………… 7
再質疑…………………………………………………………… 7
答弁　百田満経済部理事…………………………………… 8
意見・要望……………………………………………………… 8
４　市民センターの利活用について………………………… 9
委員長の発言…………………………………………………… 9
再質疑…………………………………………………………… 9
答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事…………………… 9
要望・意見……………………………………………………… 10
５　通学区域再編について…………………………………… 11
答弁　成田一二三教育長…………………………………… 11
意見・要望……………………………………………………… 12
６　運動部活動について……………………………………… 12
答弁　工藤裕司教育委員会事務局教育部長……………… 13
意見・要望……………………………………………………… 13

７　浪岡地区スクールバス運行管理業務について…………………… 14
答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事……………………………… 14
要望・意見・再質疑……………………………………………………… 14
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………… 15
要望………………………………………………………………………… 15
８　病院について………………………………………………………… 16
答弁　岸田耕司市民病院事務局長…………………………………… 16
再質疑……………………………………………………………………… 16
答弁　市民病院事務局長……………………………………………… 16
意見・要望………………………………………………………………… 17
○山脇智委員（日本共産党）……………………………………………… 18
１　操車場跡地の利用計画について…………………………………… 18
答弁　大櫛寛之都市整備部長………………………………………… 18
再質疑……………………………………………………………………… 19
答弁　能代谷潤治総務部長…………………………………………… 20
再質疑……………………………………………………………………… 20
答弁　小川徳久企画部長……………………………………………… 20
意見・要望………………………………………………………………… 21
○大矢保委員（自由民主党）……………………………………………… 21
１　大学における期日前投票について………………………………… 21
答弁　貝森敦子選挙管理委員会事務局長…………………………… 22
２　民生委員について…………………………………………………… 22
答弁　舘山新福祉部長………………………………………………… 22
意見・要望………………………………………………………………… 23
３　プラスチックごみについて………………………………………… 23
答弁　八戸認環境部長………………………………………………… 23
要望………………………………………………………………………… 24
４　学校の統合について………………………………………………… 24
答弁　成田一二三教育長……………………………………………… 24
要望・意見………………………………………………………………… 25
５　大進建設スポーツ広場の運営管理について……………………… 25
答弁　百田満経済部理事……………………………………………… 25
要望………………………………………………………………………… 26
６　一人暮らし高齢者について………………………………………… 26
答弁　舘山新福祉部長………………………………………………… 26
要望………………………………………………………………………… 27
休憩…………………………………………………………………………… 27

再開…………………………………………………………………………28
　○藤田誠委員（市民の声あおもり）…………………………………………28
　　１　森林博物館について……………………………………………………28
　　　答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事…………………………………28
　　再質疑……………………………………………………………………29
　　　答弁　教育委員会事務局理事……………………………………………29
　　要望………………………………………………………………………30
　　２　あおもり北のまほろば歴史館について………………………………30
　　　答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事…………………………………30
　　意見・再質疑………………………………………………………………31
　　　答弁　教育委員会事務局理事……………………………………………31
　　再質疑……………………………………………………………………31
　　　答弁　教育委員会事務局理事……………………………………………32
　　意見………………………………………………………………………32
　　３　青森市運転免許自主返納者支援事業について………………………33
　　　答弁　赤坂寛交通部長……………………………………………………33
　　再質疑……………………………………………………………………33
　　　答弁　交通部長……………………………………………………………34
　　再質疑……………………………………………………………………34
　　　答弁　坪真紀子市民部長…………………………………………………34
　　要望………………………………………………………………………35
　　４　消防車両について………………………………………………………35
　　　答弁　吉本雅治総務部理事………………………………………………35
　　要望………………………………………………………………………36
　　５　市職員の時間外労働の制限について…………………………………37
　　　答弁　能代谷潤治総務部長………………………………………………38
　　意見・再質疑………………………………………………………………38
　　　答弁　総務部長……………………………………………………………39
　　要望………………………………………………………………………39
　○木下靖委員（市民クラブ）…………………………………………………40
　　１　首都圏ビジネス交流拠点運営事業について…………………………40
　　　答弁　木村文人経済部長…………………………………………………40
　　再質疑……………………………………………………………………40
　　　答弁　経済部長……………………………………………………………40
　　再質疑……………………………………………………………………41
　　　答弁　経済部長……………………………………………………………41
　　意見・再質疑………………………………………………………………41

答弁　経済部長……………………………………………… 42
再質疑………………………………………………………… 42
答弁　経済部長……………………………………………… 42
再質疑………………………………………………………… 42
答弁　経済部長……………………………………………… 42
再質疑………………………………………………………… 42
答弁　経済部長……………………………………………… 42
再質疑………………………………………………………… 43
答弁　経済部長……………………………………………… 43
再質疑………………………………………………………… 43
答弁　経済部長……………………………………………… 43
再質疑………………………………………………………… 43
答弁　経済部長……………………………………………… 43
要望…………………………………………………………… 44
２　交通安全施設整備事業について……………………… 44
答弁　長井道隆都市整備部理事…………………………… 44
再質疑………………………………………………………… 44
答弁　都市整備部理事……………………………………… 45
要望・再質疑………………………………………………… 45
答弁　都市整備部理事……………………………………… 45
再質疑………………………………………………………… 46
答弁　都市整備部理事……………………………………… 46
要望…………………………………………………………… 46
○山本武朝委員（公明党）………………………………… 46
要望…………………………………………………………… 46
１　グリーンツーリズムに関する支援策について……… 47
答弁　梅田喜次農林水産部長……………………………… 47
要望…………………………………………………………… 47
２　りんご黒星病について………………………………… 48
答弁　梅田喜次農林水産部長……………………………… 48
要望…………………………………………………………… 49
３　軽減税率について……………………………………… 49
答弁　木村文人経済部長…………………………………… 50
再質疑………………………………………………………… 50
答弁　経済部長……………………………………………… 51
要望…………………………………………………………… 51
○天内慎也委員（日本共産党）…………………………… 52

１　浪岡城跡内の木橋について…………………………………52
２　浪岡地区の防災行政無線の故障について………………………52
３　下十川の浚せつと雑木について…………………………………52
答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事……………………………52
答弁　三浦大延浪岡事務所副所長…………………………………53
要望・意見・再質疑…………………………………………………53
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………54
意見・要望・再質疑…………………………………………………54
答弁　浪岡事務所副所長……………………………………………55
要望……………………………………………………………………55
４　医療従事者による健康維持啓発活動について…………………55
答弁　岸田耕司市民病院事務局長…………………………………55
意見……………………………………………………………………56
休憩……………………………………………………………………56
再開……………………………………………………………………57
○中田靖人委員（自由民主党）……………………………………57
１　投票率について……………………………………………………57
答弁　貝森敦子選挙管理委員会事務局長…………………………57
再質疑…………………………………………………………………57
答弁　選挙管理委員会事務局長……………………………………57
再質疑…………………………………………………………………57
答弁　選挙管理委員会事務局長……………………………………58
再質疑…………………………………………………………………58
答弁　選挙管理委員会事務局長……………………………………58
再質疑…………………………………………………………………59
答弁　選挙管理委員会事務局長……………………………………59
要望・再質疑…………………………………………………………59
答弁　選挙管理委員会事務局長……………………………………59
再質疑…………………………………………………………………60
答弁　選挙管理委員会事務局長……………………………………60
再質疑…………………………………………………………………60
答弁　工藤裕司教育委員会事務局教育部長………………………60
再質疑…………………………………………………………………61
答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………………61
意見・要望……………………………………………………………61
○奈良岡隆委員（市民の声あおもり）………………………………62
１　子ども・子育て支援について……………………………………62

答弁　舘山新福祉部長…………………………………………63
要望………………………………………………………………63
２　高齢者のごみについて…………………………………63
答弁　八戸認環境部長…………………………………………63
要望………………………………………………………………64
３　特定保健指導について…………………………………64
答弁　浦田浩美保健部長………………………………………64
再質疑……………………………………………………………64
答弁　保健部長…………………………………………………64
要望………………………………………………………………65
○工藤健委員（市民クラブ）………………………………65
１　防災における道の駅の位置付けについて…………65
答弁　山谷直大総務部理事……………………………………65
再質疑……………………………………………………………65
答弁　百田満経済部理事………………………………………66
要望………………………………………………………………66
２　公園街路樹について……………………………………66
答弁　長井道隆都市整備部理事………………………………66
再質疑……………………………………………………………67
答弁　都市整備部理事…………………………………………67
再質疑……………………………………………………………67
答弁　都市整備部理事…………………………………………68
要望………………………………………………………………68
３　スポーツ文化ツーリズムについて……………………68
答弁　百田満経済部理事………………………………………68
意見・再質疑……………………………………………………69
答弁　経済部理事………………………………………………69
意見・再質疑……………………………………………………69
答弁　経済部理事………………………………………………70
要望………………………………………………………………70
４　子ども・子育て支援について…………………………70
答弁　舘山新福祉部長…………………………………………70
再質疑……………………………………………………………71
答弁　福祉部長…………………………………………………71
要望………………………………………………………………71
散会………………………………………………………………72
２日目　令和元年６月27日(木)

開議……………………………………………………………… 73
　○赤木長義委員（公明党） ………………………………………… 73
　　１　住宅について………………………………………………… 73
　　　答弁　大櫛寛之都市整備部長………………………………… 73
　　要望……………………………………………………………… 73
　　２　教育について………………………………………………… 74
　　　答弁　工藤裕司教育委員会事務局教育部長………………… 74
　　再質疑…………………………………………………………… 74
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 74
　　意見・再質疑…………………………………………………… 75
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 75
　　再質疑…………………………………………………………… 75
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 76
　　再質疑…………………………………………………………… 76
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 76
　　再質疑…………………………………………………………… 76
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 77
　　再質疑…………………………………………………………… 77
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 77
　　要望・再質疑…………………………………………………… 77
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 78
　　要望・再質疑…………………………………………………… 78
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 79
　　再質疑…………………………………………………………… 79
　　　答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………… 80
　　再質疑…………………………………………………………… 80
　　　答弁　前多正博副市長………………………………………… 81
　　要望……………………………………………………………… 81
　　３　保健について………………………………………………… 81
　　　答弁　浦田浩美保健部長……………………………………… 81
　　要望・再質疑…………………………………………………… 82
　　　答弁　保健部長………………………………………………… 83
　　再質疑…………………………………………………………… 83
　　　答弁　保健部長………………………………………………… 83
　　要望……………………………………………………………… 83
　　４　免許の返納について………………………………………… 83
　　　答弁　坪真紀子市民部長……………………………………… 84

要望……………………………………………………………………………84
５　ＳＤＧｓについて……………………………………………………………85
　答弁　小川徳久企画部長………………………………………………………85
要望……………………………………………………………………………85
６　食品ロスについて……………………………………………………………85
　答弁　八戸認環境部長…………………………………………………………85
委員長の発言……………………………………………………………………86
○舘山善也委員（自民・志政会）………………………………………………86
１　野木和公園の活性化について………………………………………………86
　答弁　長井道隆都市整備部理事………………………………………………86
再質疑……………………………………………………………………………87
　答弁　百田満経済部理事………………………………………………………88
要望……………………………………………………………………………88
２　こども食育レッスン１・２・３♪について………………………………88
　答弁　浦田浩美保健部長………………………………………………………88
再質疑……………………………………………………………………………89
　答弁　保健部長…………………………………………………………………89
意見・要望………………………………………………………………………90
○蛯名和子委員（市民の声あおもり）…………………………………………90
１　観光コンテンツ造成事業について…………………………………………90
　答弁　百田満経済部理事………………………………………………………90
再質疑……………………………………………………………………………91
　答弁　経済部理事………………………………………………………………91
再質疑……………………………………………………………………………92
　答弁　経済部理事………………………………………………………………92
要望……………………………………………………………………………92
２　旧駒込清掃工場の管理状況について………………………………………92
　答弁　八戸認環境部長…………………………………………………………92
再質疑……………………………………………………………………………93
　答弁　環境部長…………………………………………………………………93
再質疑……………………………………………………………………………93
　答弁　環境部長…………………………………………………………………93
要望……………………………………………………………………………94
○秋村光男委員（市民クラブ）…………………………………………………94
１　柳川庁舎の活用方法について………………………………………………94
　答弁　能代谷潤治総務部長……………………………………………………94
再質疑……………………………………………………………………………95

答弁　総務部長……………………………………………………95
再質疑……………………………………………………………95
答弁　総務部長……………………………………………………95
要望………………………………………………………………95
２　防災拠点（本庁舎・アリーナ）について………………………96
答弁　山谷直大総務部理事…………………………………………96
再質疑……………………………………………………………97
答弁　山谷総務部理事………………………………………………97
要望・再質疑………………………………………………………97
答弁　山谷総務部理事………………………………………………97
要望………………………………………………………………98
○丸野達夫委員（自民・志政会）……………………………………98
１　小中一貫教育について……………………………………………98
答弁　成田一二三教育長……………………………………………98
要望・再質疑………………………………………………………99
答弁　教育長………………………………………………………100
要望・再質疑………………………………………………………101
答弁　工藤裕司教育委員会事務局教育部長…………………………101
意見・要望…………………………………………………………102
休憩…………………………………………………………………103
再開…………………………………………………………………103
○赤平勇人委員（日本共産党）………………………………………103
１　児童館の改修について……………………………………………103
答弁　舘山新福祉部長………………………………………………103
再質疑……………………………………………………………103
答弁　福祉部長……………………………………………………104
要望………………………………………………………………104
２　病児一時保育負担金の支払方法について………………………104
答弁　舘山新福祉部長………………………………………………105
意見・再質疑………………………………………………………105
答弁　福祉部長……………………………………………………105
要望・意見…………………………………………………………106
○奈良祥孝委員（市民クラブ）………………………………………106
１　市営バスについて………………………………………………106
答弁　赤坂寛交通部長………………………………………………106
再質疑……………………………………………………………107
答弁　交通部長……………………………………………………107

要望……………………………………………………………………………107
２　文化部の活動について…………………………………………………108
答弁　工藤裕司教育委員会事務局教育部長………………………………108
意見・再質疑……………………………………………………………109
答弁　教育委員会事務局教育部長…………………………………………110
要望……………………………………………………………………………111
○村川みどり委員（日本共産党）……………………………………………111
１　市営バスについて…………………………………………………………111
答弁　赤坂寛交通部長………………………………………………………111
要望……………………………………………………………………………112
２　西中学校のエレベーター設置について…………………………………112
答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事……………………………………112
再質疑…………………………………………………………………………112
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………113
再質疑…………………………………………………………………………113
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………113
再質疑…………………………………………………………………………113
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………113
要望……………………………………………………………………………113
３　入学学用品費について…………………………………………………113
答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事……………………………………113
再質疑…………………………………………………………………………114
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………114
再質疑…………………………………………………………………………114
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………114
再質疑…………………………………………………………………………115
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………115
再質疑…………………………………………………………………………115
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………116
要望……………………………………………………………………………116
４　市民ホールについて……………………………………………………116
答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事……………………………………117
再質疑…………………………………………………………………………117
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………117
要望……………………………………………………………………………118
（再掲）２　西中学校のエレベーター設置について……………………118
答弁　教育委員会事務局理事………………………………………………118

再質疑･･ 118
　答弁　教育委員会事務局理事･････････････････････････････････････ 118
再質疑･･ 118
　答弁　教育委員会事務局理事･････････････････････････････････････ 118
再質疑･･ 119
　答弁　教育委員会事務局理事･････････････････････････････････････ 119
再質疑･･ 119
　答弁　教育委員会事務局理事･････････････････････････････････････ 119
意見･･ 119
５　統合型校務支援システムについて･･････････････････････････････････ 120
　答弁　工藤裕司教育委員会事務局教育部長･････････････････････････････ 120
再質疑･･ 121
　答弁　教育委員会事務局教育部長･･････････････････････････････････ 121
再質疑･･ 121
　答弁　教育委員会事務局教育部長･･････････････････････････････････ 121
再質疑･･ 121
　答弁　教育委員会事務局教育部長･･････････････････････････････････ 121
再質疑･･ 122
　答弁　教育委員会事務局教育部長･･････････････････････････････････ 122
要望･･ 122
６　教員の働き方について･･ 123
　答弁　工藤裕司教育委員会事務局教育部長･････････････････････････････ 123
再質疑･･ 123
　答弁　教育委員会事務局教育部長･･････････････････････････････････ 123
再質疑･･ 123
　答弁　教育委員会事務局教育部長･･････････････････････････････････ 124
再質疑･･ 124
　答弁　教育委員会事務局教育部長･･････････････････････････････････ 124
意見・要望･･･ 124
（再掲）２　西中学校のエレベーター設置について････････････････････････ 124
　答弁　教育委員会事務局理事･････････････････････････････････････ 124
７　産業廃棄物について･･ 125
　答弁　八戸認環境部長･･･ 125
再質疑･･ 125
　答弁　環境部長･･ 125
再質疑･･ 125
　答弁　環境部長･･ 126

要望…………………………………………………………… 126
（再掲）５　統合型校務支援システムについて………………… 126
答弁　教育委員会事務局教育部長………………………… 126
○奥谷進委員（市民の声あおもり）………………………………… 126
１　心の病による長期休業者への対応について………………… 126
答弁　能代谷潤治総務部長………………………………… 127
再質疑………………………………………………………… 127
答弁　総務部長……………………………………………… 127
２　小・中学校のトイレの改修について………………………… 128
答弁　佐々木淳教育委員会事務局理事…………………… 128
要望…………………………………………………………… 129
採決………………………………………………………………… 129
閉会………………………………………………………………… 130

１　開催日時　令和元年６月 26 日（水曜日）
令和元年６月 27 日（木曜日）

２　開催場所　第３・第４委員会室

３　審査案件

議案第 98 号　令和元年度青森市一般会計補正予算（第２号）
議案第 99 号　令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

○出席委員

委員長	小豆畑　緑	委員	工藤　健
副委員長	蛯名和子	委員	渡部伸広
委員	赤平勇人	委員	藤田　誠
委員	奈良祥孝	委員	中村節雄
委員	中田靖人	委員	秋村光男
委員	舘山善也	委員	大矢　保
委員	山脇　智	委員	花田明仁
委員	山本武朝	委員	赤木長義
委員	木戸喜美男	委員	奈良岡　隆
委員	天内慎也	委員	奥谷　進
委員	村川みどり	委員	丸野達夫
委員	木下　靖	委員	渋谷　勲

○欠席委員

なし

〇説明のため出席した者の職氏名

副市長	前多正博	保健部長	浦田浩美
浪岡区長	棟方牧人	経済部長	木村文人
教育長	成田一二三	経済部理事	百田満
企業局長	中川覚	農林水産部長	梅田喜次
代表監査委員	杉田浩	都市整備部長	大櫛寛之
総務部長	能代谷潤治	都市整備部理事	長井道隆
総務部理事	山谷直大	浪岡事務所副所長	三浦大延
総務部理事	吉本雅治	市民病院事務局長	岸田耕司
企画部長	小川徳久	会計管理者	鈴木裕司
企画部理事	横内修	教育委員会事務局教育部長	工藤裕司
企画部理事	加藤文男	教育委員会事務局理事	佐々木淳
税務部長	相馬政人	選挙管理委員会事務局長	貝森敦子
市民部長	坪真紀子	水道部長	小鹿継仁
環境部長	八戸認	交通部長	赤坂寛
福祉部長	舘山新		

〇事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	齋藤賢剛	議事調査課主査	木村結衣
議事調査課長	菊池朋康	議事調査課主事	北山賢臣
議事調査課主査	小山隆	議事調査課主事	髙木渉
議事調査課主査	山内克昌		

１日目　令和元年６月 26 日（水曜日）午前９時 58 分開会

○小豆畑緑委員長　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開催させていただきます。

初めに、私から御報告いたします。

本日、大矢保委員及び中田靖人委員の質疑に対する答弁のために、貝森敦子選挙管理委員会事務局長が出席しますので、お知らせいたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 98 号「令和元年度青森市一般会計補正予算」及び議案第 99 号「令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」の計２件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 98 号「令和元年度青森市一般会計補正予算」及び議案第 99 号「令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」の計２件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長　御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、６月 21 日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 19 人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されますようにお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特別の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 98 号「令和元年度青森市一般会計補正予算」及び議案第 99 号「令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」の計２件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）簡単

明瞭に質疑をさせていただきます。

まず最初に、浪岡の福祉バス、平成28年度から平成30年度までの３年間にわたっての契約、そして令和元年度、今度は単年度だということで、理由についてお示しをいただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の福祉バスについての御質疑にお答えいたします。

福祉バス運行事業につきましては、浪岡地区の福祉団体の活動の促進、さらには社会福祉の向上に資するため、市が所有しております中型バスを活用し、民間事業に委託する形で運行している事業であります。具体的には、浪岡地区の福祉団体が福祉に関する事業や活動を実施する際に利用できるものであり、主に浪岡老人福祉センターの入浴施設を利用される場合や福祉団体の研修等に活用されているところであります。

平成28年度から平成30年度までの３年間の契約につきましては、事務の効率化や合理化、長期的な契約により、契約金額の抑制が図られることなどを考慮したものであります。しかしながら、今年度の契約に当たりましては、１つに、年度ごとでの燃料費の変動が激しいこと。２つに、当該事業の実績が平成 27 年度時点では200日近くの稼働日数であったものの、平成29年度以降は150日を下回っておりますほか、対象団体数も今後、減少が見込まれていることもあわせ考えますと、事業のあり方を検証する時期に来ていること。３つに、現在使用している中型バスは、旧浪岡町で購入後18年を経過し、走行距離も既に昨年度で16万キロメートルを超えており、故障等による契約途中での解除といったリスクを少しでも回避したいことなども考慮し、複数年ではなく単年度としたものであります。

今年度の契約に当たりましては、指名競争入札を本年３月に実施した際、現在、全国的にトラック等を運転する人材が不足していることもあり、各事業者からは低い予定価格に加え、契約年数が単年度ということでは、運転手を確保することが難しい状況にあることなどの御意見をいただいたところであります。

市といたしましても、これらの状況は把握しているところではありますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、燃料費の変動や利用日数等の減少、車両の老朽化などの問題もあり、今後も複数年度の契約は難しい状況にありますことから、事業の見直しも含め、検討していく必要があるものと考えております。

○小豆畑緑委員長　渋谷委員。

○渋谷勲委員　まず、そんなに答弁できるのであれば、当初からこれまで参加していただいている方々に対しては、その辺は十分理解しつつ、やっていただく説明をして、こういうことであれば私に聞こえてはこないと思いますよ。その辺は浪岡区長、大分私は欠けていると思いますよ。こういう答弁であれば、私も言うことはないんです。余りにもずさんなんですよ。まして、私、素人が考えるには、そんなに

バスが古くていつ故障するか、いつどうなるかわからない、こういうものを想定しておるならば、やっぱりある程度事業として認められた――観光事業ですよ――そういうところにお願いするとか、創意工夫は私はあってもいいと思いますよ。私も30年間市民の負託をいただいてこの席に立っているけれども、ちょっと、違法ではないにしてでも、ある程度、浪岡区長、今以上にその辺は脱皮していただいて、やっぱり取り組んでほしいなと思っていますよ。これ、仮に故障でもしてどうのこうのとなったらどうするんですか。こういうことが事前にわかっているのであったら、くどいようだけれども、その辺については十分、今後とも把握しながら、また、油の高騰云々というのは――浪岡事務所副所長だよね――これは仕様書だとか、いろんなことでただし書きするものなんです。その辺、私は見ていないからわからないですよ。わからないけれども、最初からそれは書くべきだと思いますよ。その辺のずさんさを十分考えてこれからは一生懸命、福祉行政のためにぜひ頑張っていただきたいなと。以上。

次に、新たな水道経営プラン、水道管の施設、この更新計画を示していただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道施設の更新計画についてのお尋ねにお答えいたします。

本市の水道事業は、平成24年度に策定いたしました青森市水道経営プランに基づき、各種施策を掲げて事業を実施してきましたが、進行する人口減少等により、水需要及び水道料金収入が減少傾向にあり、一方で施設更新費用が増大するなど、今後は厳しい財政状況が予測されているところであります。このような状況におきまして、平成29年度に実施いたしましたアセットマネジメントにより、施設の更新需要がより鮮明になったことに加えまして、総務省より、公営企業に対し、経営戦略の策定が義務づけられましたことから、昨年度末の平成31年３月にこれまでの内容を見直しした新たな計画として、「青森市水道経営プラン（2019～2028）」を策定したところであります。

本経営プランにおける主な施設の更新計画といたしましては、主要施設である横内浄水場では、明治42年の水道創設当時に建設された沈殿池やろ過池の更新、水道水を検査する水質試験棟や災害等停電時に備えた非常用発電機の更新などを計画しております。同じく主要施設である堤川浄水場では、高圧受電設備や停電用の非常用発電機の更新、取水するための電気設備や機械設備の更新などを計画しております。また、水道管の更新につきましては、毎年度、全管路延長の１％の更新を目指し、10年間で管路延長約140キロメートルを更新する計画としております。なお、計画期間における水道施設全体での更新費用は約249億円を見込んでいるところであります。

水道は、市民生活や地域の産業活動に欠くことのできない基幹施設でありますこ

とから、将来にわたり安全な水道水を安定的に市民の皆様に供給するため、当該経営プランに基づき、効率的・効果的な施設更新に努めてまいります。

○小豆畑緑委員長　渋谷委員。

○渋谷勲委員　ありがとう。それで、再質疑ね。

水道管の更新において、重点的に進める地区、そして最も重要な路線をお示しいただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長　水道管の更新についての再度のお尋ねにお答えいたします。

水道管の更新につきましては、布設から年数が経過した経年管の更新を行う配水管整備事業と基幹的な配水管の耐震化を図る基幹耐震管路整備事業の２つの事業で進めております。

配水管整備事業の計画策定に当たりましては、漏水履歴が多い管路や経年した古い管路等を優先的に更新することとしており、市内全域にわたりこの条件に合った管路を抽出し、更新計画を立てております。なお、今年度におきましては、特に漏水履歴が多い千刈や三内地区を重点的に更新工事を行っているところであります。

また、基幹耐震管路整備事業につきましては、現在、横内から妙見間の国道 103 号に布設されております口径 600 ミリメートルの水道管の更新を実施しております。このほか、荒川から大野までの県道荒川青森停車場線、通称荒川通りに布設されております口径 500 から 700 ミリメートルの水道管の更新、金沢三丁目から浪館前田四丁目までの市道浪館大野線、通称金沢小学校通りですが、ここに布設されている口径 300 ミリメートルの水道管の更新などを行う計画としております。

○小豆畑緑委員長　渋谷委員。

○渋谷勲委員　まだまだ、まだまだやっぱりあるんだな。何百億円。ただ、やっぱり昔から水道部の職員の創意工夫でもって、今日まである程度の利益を生むというのは、それ相応に計画にのっとった年次計画をやられているから、ある程度の市民からの苦情だとか、これまでもほとんどなかったと思うし、今後ともやっぱり公営企業管理者、水道部長を先頭に、水道水は最も大事なことでもあるし、その辺を御理解の上に、そしていろんな意味では、幾らかやるについても、何か困ったことだとかで、語弊だけれども、そういうことがあったら、いち早く我々議会にも、その辺は届けていただいて、我々の考え等々も踏まえた上での今後とも年次計画を是が非でも推し進めていただきたい。終わります。

次に、アリーナプロジェクトについて。

いろいろ地域でもって意見交換だとか、あるいは地域の出席された方々から、これまでもいろいろと御意見等々をお聞きしているということを私も聞いております。そういうことから、これまでの浪打の体育館、これらを一応参考にしながら。やっぱり新体育館については機能から、健康の増進から、いろいろ違うわけですよね。そういうことで、私の一番聞きたいことは、管理運営方法について今現在、どのよ

うに考え進めようとしているのか、その辺について若干お願いします。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部長。
○大櫛寛之都市整備部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員からのアリーナの管理運営方法についてのお尋ねにお答えいたします。
　青森市アリーナプロジェクトにつきましては、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ることを目的に、昨年度青森市アリーナプロジェクトに係る民間活力導入可能性調査業務を実施し、アリーナなどの整備や委員お尋ねの管理運営について検討したところであります。昨年度の調査業務では、アリーナなどの整備や管理運営に関しまして、全てを公募設置管理制度、いわゆるＰａｒｋ―ＰＦＩで実施する場合、Ｐａｒｋ―ＰＦＩとＤＢＯまたはＰＦＩを併用して実施する場合、全てをＤＢＯまたはＰＦＩで実施する場合の３つの場合について、活用可能な国の支援制度や民間事業者のリスクなどの観点から比較したところ、Ｐａｒｋ―ＰＦＩとＤＢＯを併用して実施する場合において、最も効果が高いと評価されたところであります。
　本事業手法は、アリーナ本体のみならず、緑地や広場、民間収益施設について一体的な整備、管理運営を行うことを想定しているものであり、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより、市民の健康づくりやスポーツ振興、さらには交流人口の拡大に寄与する施設となるよう、引き続き効果的な管理運営方法を検討してまいりたいと考えております。
○小豆畑緑委員長　渋谷委員。
○渋谷勲委員　私も、これまで――旧体育館についても50年近くになるわけでしょう。そういうことで、私もたまたま行って感じとれるものについては、この場でもっていろいろ質疑させていただいたと。ただ、今現在の管理方法であれば――これは悪いというわけではないですよ。いいんだけれども、私が見ていれば、単なる、さあ申し込んだ、いついつはどこだ。あるいは、１カ月前くらいに抽せんか何かでやるわけでしょう。まあ、それも大事だと思いますよ。ただ、この人口減少だとか、あるいは健康の増進だとか、やっぱり夢のある子どもたちだとか、いろいろ想定しながら考えるならば、今、青森県でも若干これから始めようとしているけれども、私がいつも言うように、コーチ、指導的立場、そういう方々をも取り込んでやれるような、運営できるような新体育館に持っていくべきだと。こういうことをかねがねずっと言ってきたつもりですよ。いざ、今これからまた――まだ着工はしないんだけれども、最中、そういう地域でもっての考え方、市の考え方、あるいは各町内だとか地域の発言等々を聞いた上での決断だと思うんですよ。今こそ、若干なりとも予算面でかかっても、そろそろ青森市も始めるのが得策ではないのかなと。こういうことで、今回もこのアリーナについて質疑をさせていただいている。
　今、私が言ったようなことに対して、経済部理事はどう思われ、これからどう進

めていくのか、その辺をよろしくお願いしたいと思います。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。
○百田満経済部理事　渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。今のお話だと、管理運営のときに指導者を活用することを検討するべきではないかという御趣旨かと思います。
　本市のスポーツ振興を図るためには、優秀な指導者の育成・確保やその活用に向けた取り組みが重要であることは認識しております。このため市では、本年３月に設立しましたスポーツコミッション青森において、これまでの指導者の資質向上を図るための取り組みに加え、指導者情報の一元化・発信により、指導者が活躍できる仕組みづくりを進めるほか、実績のある選手が地元で指導者として定着できる環境づくりに向けて検討することとしております。
　アリーナの管理運営につきましては、設計、建設を一体として公募することを想定しております。現在、開館時間や休館日を初め、施設を活用したプログラムなどの管理運営の項目について、民間事業者の募集に必要な事業実施条件等を定める要求水準書案を整理する中で検討を進めているところであります。
　アリーナの管理運営に当たっては、優秀な指導者からアドバイスをいただくことにより、管理運営の充実につながるものと考えられますことから、委員御指摘の点も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。
○小豆畑緑委員長　渋谷委員。
○渋谷勲委員　ありがとう。これまで市としてこういうことに力を注いだ経緯というのはほとんどないんですよ。今言ってもしようがないんだけれども、前政権のもとでも随分私はカーリングについても言ってきましたよ。にもかかわらず、何にもしないものだから、ほとんどの選手が他県にみんな行っちゃったでしょう。その選手が今、日本でもトップクラス、あるいは世界においてもすごいわけでしょう。せっかくあのころ、チーム青森として、国内はもちろん、ある程度参加していただいている国々に対しても名前をとどろかせた、こういう経緯だってあるわけだよね、経済部理事もおわかりのとおり。でも、何もしない、そういうことがカーリングにとっても私は一つの大失敗だと思っていますよ。恐らく今の体育館、これは建ててみなければわからないけれども、県内随一と言われる体育館になると私は思うし、今こそ、副市長、今こそですよ。そういう指導的なもろもろを取り入れた管理体制のもとにやっていただきたいなと。
　ただ、これまでにも附属店舗的な利活用できるような、あるいはその場においてもお昼御飯だとか、そういうことも私は大事だと思いますよ。思うけれども、やっぱり人口減少には、何といっても底上げをしていただいて、この青森から発信をしていただく、私はこれが非常に大事な、今青森市にとってもそういう岐路に立っている状況だと思いますよ。今回委員の方々も人口減少はほとんど取り上げてはいないけれども、この人口減少は国内的にも今一番の最重要課題でしょう。副市長、た

まには市長の記者会見においても、この辺はもうちょっと踏み込んだ形で全庁を挙げて私は取り組んでいただきたいなと。ただ、目の先のことだけではなく、やっぱり５年、10年、あるいは15年を見据えた青森市の人口減少、我々、役所全体でもってこういう取り組みだとか、こういうこともたまには発信をしていただきたいなと。まだある程度、県都だもの。そういうことから、是が非でもこの新体育館については、おのずと多くの市民も期待をしていると私は思うし、やがてはあそこは中心的なそういう立場、地域にもなると思うし、その辺を御理解の上に。入札をやってただ安くやるとか、そういうことは毛頭考えないで、２回も３回も不調に終わったら恥ずかしいわけでしょう。そういうことじゃなくして、やっぱりある程度予算枠はきっちりつけていただいて、業者も、いろんな方々もある程度満足できるような、つくってよかったと思えるようなこの新体育館、アリーナにしていただければなと。都市整備部長、口が悪いけれども、お前がいるうちだ。早くやりなさい。以上。

次に、市民センターについて。

くどくど私から言う必要もないんだけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○小豆畑緑委員長　渋谷委員、質疑は……。一言。

○渋谷勲委員　一言だと。子どもたちが通いやすい、最寄りの市民センターを会場に、指導者のもとでスポーツあるいは文化活動の場を創出すべきと思うが、どのように取り組んでいるのか。ここまでしゃべらないといけないですか。

○小豆畑緑委員長　はい。ありがとうございます。

答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の市民センターに関連する御質疑についてお答えいたします。

市民センターでは、市民の社会教育・生涯学習活動の拠点施設として、青少年教育、女性教育、高齢者教育、成人教育、地域力アップ活動などの各種事業を行うとともに、市民の自主的な活動の場として施設を御利用いただいているところであります。

子どもたちが活動できる場としては、子どもたちが生きていく上で必要な能力等を身につけ、生活力を育むことができるような学習機会として開催しております中央市民センターのキッズスクールや、各市民センターで開催しております子ども向けの市民スクール等があります。これらの講座において、それぞれ指導者等を依頼して、スポーツ・健康分野では、体操、バドミントン、水泳、空手、合気道、ダンスなど、趣味・芸術分野では、絵画、工作、書道、茶道、将棋、フラワーアレンジメントなど、そのほか学術・教育分野、生活・福祉分野など、子どもたちに多様な活動の機会を提供しているところであります。

また、国や地方公共団体、公共的団体が主催する公益性の高い事業等につきましては、優先的に施設を利用できるように、市民センター施設の期日前使用許可を行

うことで協力しておりまして、本市の主催事業等についても市民センターを会場に実施されているところであります。

今後におきましても、市民センターが実施する子ども向けのスポーツや文化活動に関する講座等の充実に努めるとともに、子どものスポーツ・文化活動の機会が一層広がるように関係部局と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　渋谷委員。

○渋谷勲委員　答弁いいな。

言わんとするところは、例えば荒川あたりは特に体育館もあるわけですよ。油川あたりはちょっとちっちゃかったけれどもね。その利活用といったら、地域の人が余り使えないです。これは悪いというわけじゃないんですよ。ほとんどがクラブチームだとか、団体等々でもう埋め込んじゃっています。まず、ただでしょう。使用料を取っていないよね、今でも。それはそれでいいです。ただ、ここなんですよ。利用率がうんといいんですよ。でも、その団体、クラブチームというのは、今、教育委員会に言わせれば、６校か７校の体育館、廃材じゃないけれども、廃校されている、そういう体育館だってあるわけだよね。あるいはうちほうを見れば、小学校の体育館もいろんな方々が使用している。これもいいと思います。言わんとするところは、アリーナ、私、今質疑したでしょう。なおかつ、指導のできる方々、そういうことも踏まえた中で、この市民センターの利活用というのは私はやっていただきたいのですよ。

例えば熊本でも、九州から来る方々というのは、青森県をおかしいと言うんです。ちっちゃい子どもがスポーツに参加できないとか、年齢があるとか、こういうことは九州ではほとんど見られないよと、こういったことを私にしゃべる人も結構いるんですよ。この将来にわたっての夢のある子どもたち、例えば今回、アリーナでそういった指導できる方々を選考していただく、そのあいている時間だとか、そういう面々を利用して、市民センターで夢のある子どもたちに教えるのも一つの手法でしょう。

もう１つは、何でこういうことを言うかといえば、今回の働き方改革で、部活動をやりたくてもこれからはなかなかそう簡単には、今までみたいにはなかなか私はできないと思いますよ。中学校、高校になれば特に。うちの孫もそうだもの。こういうところにアーチェリー場をつくってくれと言っていました。何をするのかって言ったの。じい、やりたくてもできないっていうんだから。それが今の現状なんだよ。これはこれからますますそうなってくると思いますよ。やりたくてもできないんだと、これまでみたいな部活動は。この働き方改革というのはいいのか悪いのか私もよくわからんけれども、これだって、将来を見据えた形で、ある程度この市民センター、特に市民センターというのは近場の子どもたちが通いやすいわけでしょう。荒川中学校だって、県の総合運動公園、あそこにテニスでも何でも行くんです

よ。それだって親がみんなついていくんですよ。それなら小学校で、この近場にある市民センターを利活用しながら、悪いけれども二十以上の方々は、たまには小学校の体育館だとか、あるいは廃校になっているそういう体育館の利活用だってできるわけでしょうよ。その辺、もうちょっと教育委員会と横の連絡、縦割りじゃなくて、横の連絡をとっていただいて、もうちょっと住みよい青森市に――文化も含めてですよ。市民に見えるような形だってできるわけでしょう。今は余り見えないもの、その取り組みが。もうちょっと悪い言葉で言えば、このスポーツ、あるいは施設、全部が全部といっていいほど県におんぶにだっこだよ、これまで。何もないのがこの青森市なんだって。弘前市に行きなさい、五所川原市に行きなさい、中泊町に行きなさい、ちっちゃいながら、みんなあるんですから。ほとんど青森市は県のそういう施設を使っていただいている、これが現状でしょうよ、今日まで。ようやく横内にある遊水池にグラウンドだとか何かできたけれども、これまではほとんどというほどおんぶにだっこなんですって。

それでこの間、ちょっと副市長ともお話しする機会があったけれども、県の運動公園だなんて、私、もらいなさいと言ったんです。金はかかりますよ。当たり前でしょう。年次計画でやればいいんですから。一挙にやるからだめなんです。県からただでいただいて年次計画でやることによって――県の総合運動公園だって、多くの市民の方が遠くてだめだって、いろんな苦情はあるんですよ、教育委員会事務局理事もお聞きのとおり。あるんですよ、いっぱい。そういうことをもうちょっと、今、せっかく新体育館の聞き取りだとか、意見交換だとか、あるいは説明だとか、やられているんだから、そういうことをももうちょっと将来を見据えた、今だけじゃなくて、そういう形でもって、理事、部長、たまにはそういう検討委員会も、部としてでも、教育委員会としてでも立ち上げつつ、意見交換しながら、もうちょっと役所内の横の連絡を密にしていただければなと、こう思っていますよ。

ちょっとおらほうの教育委員会、昔から閉鎖的だからな。このごろまた違うけれどもね。体制が変わればこう変わるものなのかと思ったりしているんだけれども、まだまだやっぱり足りない。そういう横の連携もやっぱり密にしながら、ひとつこれからそういうことで取り組んでいただきたいなと強く要望させていただきます。

次は、通学区域の再編について。

平成30年度の取り組み状況をお示しいただきたいと思います。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育長。

〇成田一二三教育長　渋谷委員の通学区域再編についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、通学区域再編について、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら進めてきたところであります。

このような中、西田沢小学校、奥内小学校、後潟小学校につきましては、この話

し合いの中で、ＰＴＡにおいて３校の通学区域がどうあるべきか検討し、令和２年４月に３校を統合し、使用する校舎を奥内小学校とする通学区域再編の方向性を取りまとめたところであります。

この方向性につきましては、各小学校区内の全住民を対象とした地域説明会を学区ごとに２度開催し、ＰＴＡが取りまとめた３校の通学区域再編の方向性について、地域としても同意していただいたところであります。これを受けて、本年３月 21 日には、３校のＰＴＡ会長及び学区内の町会長の連名による３校統合を希望する旨の要望書が提出され、３月 25 日の教育委員会定例会におきまして、３校を統合する方針が決定されたところであります。

教育委員会といたしましては、今後も複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、教育環境の充実に向けた通学区域再編に継続的に取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長　渋谷委員。

○渋谷勲委員　私もかねがね言うようだけれども、青森市の再編の一番のおくれは、各町会だとか地名を使っての統廃合だから、私は余計こうなると思いますよ。思いがあるんですもの。例えば長島小学校でも、古川小学校でも、思いがあるんです。だから、恐らく教育委員会もこの辺から入ったにしても、なかなか何年間もかかるというのは、これもあると思いますよ。例えば五所川原市でも、弘前市でも、みんな一中、二中、三中、四中で、そうなれば地域の思いというのは案外ないんですよ。私どもの隣でも話をちょっと聞けば、高齢者の方々が反対しているんですね。ＰＴＡの連中はそうでもないんですね。今回だってそうでしょう。奥内小学校だって、あるいは西田沢小学校、若い連中はやっぱり自分の子どもたちはという思いから、やっぱり複式学級は運動すらできないとか、かなりＰＴＡの方々だってみんな知っているんですよ。あるいはよその学校と組んで何かに出るとか、こういうことだって今現在やっているわけでしょう。だから、もうちょっとやっぱり統廃合の問題は果敢に、難しいんだろうけれども、私は進めていただきたい。

以前、莨町小学校だとか、あるいは橋本小学校だとか、こういうことで頓挫したわけでしょう。そのころをもう１回思い出してくださいよ。私も大体わかるけれども。再度、そういう複式学級のところは教育長としても果敢に攻めていただいて、できる限り子どもたちのために、自由に遊べる、自由に勉学に励める、競争心の若干湧いた、そういう学校生活にも、果敢にやっていただくのも教育委員会としての一つの仕事だと思いますし、その辺、スピード感を持ってやっていただきたいと、私はこう思っております。要望させていただきます。

運動部活動について。

小規模校において、単独チーム編成ができない種目のクラブ化について、今現在、そして今後、どのように進めていくのかお示しいただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　渋谷委員の単独でチーム編成ができない種目のクラブ化についての御質疑にお答えします。

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、近年の少子化に伴い、単一の学校において特定の競技の運動部を設けることができない場合を踏まえて、合同部活動等の取り組みや一定規模の地域単位での活動等の体制の構築について指摘しております。

本市の小学校におきましても、近年の少子化等に伴う学校規模の縮小により、単一の学校では特定の種目の運動部を設けることが困難な状況が見られております。教育委員会では、運動部活動が、学校教育の一環として、子どもたちの望ましい人間関係づくりや、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、教育的意義が大きいことを踏まえ、子どもや保護者のニーズに応じたスポーツ環境の整備を図っていくために、学校が運営する運動部活動から、家庭や地域等が主体となって運営するクラブへ移行することを、本市の運動部活動の方針に据えたところであります。

現在､本市の小学校におきましては､自校の部活動における課題の状況に応じて、保護者や地域とクラブ化に向けた話し合いを進めているところであります。また、教育委員会が本年６月に実施した調査によりますと、単独でチーム編成ができない種目について、クラブ化の話し合いをしている小学校は現在７校、今後話し合いを進めていく予定の小学校は４校でありました。具体例を挙げますと、筒井小学校では、ミニバスケットボール部において、６年生が引退後、部員数の減少に伴い、新人による大会への出場ができなくなりますことから、同じ中学校区の筒井南小学校と合同のクラブチームの結成について話し合いを進めているところであります。また、コミュニティ・スクールを形成している浦町中学校区、東中学校区では、学区内の複数の小学校が、将来的に中学校で一緒に活動することを見据え、合同で行うクラブについて学校運営協議会で協議していく予定としております。

教育委員会では、本市の子どもたちが多様なニーズに応じたスポーツ活動ができますよう、スポーツ環境の整備に対する支援に努めてまいります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　渋谷委員。

〇渋谷勲委員　答弁ありがとう。やっぱり今現在、そういうやりたくてもやれない、若干なりとも支障を来している、そういう学校だって、恐らく、言わんけれども、まだ若干は私もあると思いますよ、そういう意味ではね。だから教育長、この合併に対してはもうちょっと踏み込んでいただいて、庁内でもそういうプロジェクトをつくりながら、私は進めていくべきだと思いますよ。やっぱり世論が怖くてだめだもの、教育だけは。持論がちゃんと整っているんだもの。我々政治家とちょっと違うんですから。教育委員会としての基本的なスタンスだって十分備えつつ、やっぱり合併に対しては加速させる理屈づけをきちっと持っていくならば、もうちょっと私はスピードに乗ったこともできると思うし、その辺について、十分また考えてい

ただきたい。
　今、教育委員会事務局教育部長が言った、約７校もそういうことがある。まだまだあると思うし、その辺については教育委員会が中心となったいろんな会議もあると思うから、そういう面は教頭なり、校長に聞いた上で、まだまだ判断すべきことは多々あると思うし、その解消のためには、ちょっとくどいようだけれども、合併は加速しなきゃだめですよ。子どもたちがかわいそうだもの。そういうことで、この項は終わりたいと思います。
　次、浪岡のスクールバスについて。
　昨年度まで３年間の長期継続契約により、受託者のバス運転手の雇用が確保――そしてこの雇用安定のためにも長期継続に戻すべきではないのかなと、こういうことで考えをお示しいただきたいと思います。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
○佐々木淳教育委員会事務局理事　渋谷委員の浪岡地区のスクールバス運営管理業務についての御質疑にお答えいたします。
　本業務は、浪岡地区の小・中学校児童・生徒の通学等において、遠距離通学をしている児童・生徒を対象に、安全な通学手段の確保及び通学に係る負担軽減を図ることを目的に、市が所有するスクールバスの運行を行っているものであります。
　本業務の契約方法につきましては、平成27年度までは指名競争入札による単年度契約でしたが、平成26年度、包括外部監査からの長期継続契約検討の意見もありまして、平成28年度より３年間の長期継続契約を実施したところであります。
　本業務の委託料につきましては、人件費及び燃料費が大半でありまして、長期継続契約による賃金・共済費等の上昇分や燃料費の変動は加味していないところであります。近年、年度ごとの燃料費の変動が激しいことから、本年度の契約については、青森地区のバス借り上げスクールバスと同様に単年度契約としたところであります。
　今後につきましては、来年度以降の浪岡地区のスクールバス運行管理業務の契約方法につきましては、燃料費の変動や賃金上昇等の動向も踏まえながら、関係部局と協議してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　渋谷委員。
○渋谷勲委員　確かに関係部局と相談をする、これは大事なんですよ、もちろんだ。でも実態は先ほど来、浪岡事務所副所長、皆さんがしゃべった実態的なものをもうちょっと考えてほしい。あれは私が教えたんです。私、365 日市場にいますよ。今現在、この輸送についてどうかといえば、大型は免許を取るにも 60 万円も 70 万円もかかるらしいですよ。そしてなり手がなかなかいないんですよ。だから、九州、関東、関西から荷物を運びたくても、運べないのが今の中央卸売市場なんですよ。運転手がいないんだから。

私から見れば、勝手に３年間もやらせて、今度は１年単独だと、油の高騰だと、副市長、こういった行政はだめですよ。仕様書にもっとうたうものなんです。ただし、燃料の高騰の場合は、話し合いだとか。こういうことで、ちょっとお口悪いけれども、これまでの教育委員会、浪岡教育事務所、脱皮をしていただいて、今現在の社会に合うような指導をなさらなければ。以前、私、若干聞いているけれども、あの学童を運ぶのに、落札した業者だって、保険にも入っていない、臨時的な職員、これでやってきたわけでしょう。毎年毎年下がっていくものだから、下げればいいような感じでやっているのがこれまでのスクールバスでしょうよ。なければどうするんですか。

ある程度、市内はもちろんだけれども、いろんな動向、いろんな状況を踏まえた形でやっているんだったら、私は質疑もしないんです。こういうような淡々たることでやられるから、質疑するんですよ。学童というのはどういうものか、何とはどういうものか、ここまで考えた上でのスクールバスでは私はなかったと思いますよ。考えてみれば、こういうことできなかったもの。これは仮に頼んで、みんなやめたらどうするんですか。こういったことも想定しているんですか。工事と違うんですよ。日々学校に通っている子どもたちなんですよ。不発に終わったではいかないんですよ。入札をやったらその場である程度決めなければならないのがスクールバスでしょうよ。やっぱり財政ともうちょっと話し合いをしていただいて、やっぱりスクールバス、入札そのものも考えを新たにして、ある程度、職場だもの、飯の食えるような、そういう環境もつくってあげなければ、そう思いますよ。その辺についてもう１回。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

〇佐々木淳教育委員会事務局理事　渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会としてもスクールバスは非常に重要な事業だと考えております。渋谷委員の今おっしゃったことも踏まえつつ、改めて事業の趣旨に立ち戻って考えまして、契約方法につきましても、教育委員会としての考えを踏まえた上で、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　渋谷委員。

〇渋谷勲委員　だから、ちょっとくどいようだけれども、ある程度入札でもってとっていただいた業者に対しては、責任はもちろんだけれども、喜んでいただけるような、そういう体質でなければ。浪岡はなかなかだと思いますよ。入札だって、ほとんど行かなかったわけでしょう、福祉バスと同じで。飯が食えるか食えないか、特に福祉バスあたりは飯が食えない。そういう行政では、私はなかなか。そういうことを踏まえて、先ほど来、教育委員会事務局理事が言っているように、十分密にして、今後、検討していただいて、喜んでもらえる、そういう経営の体質を側面から協力していただければなと、私からも切に要望させていただいて、終わりたいと

思います。
　それから最後に、若干病院について。
　経営体質、依然として、まだ９月になる前だけれども、決算の前だけれども、あきれるほどに悪い。今、市民病院事務局長も新しくまたかわって、おのずと考え方も違うと思うけれども、今現在――確かに先般、各会派の代表の方々も説明は聞いたと思います。委員の方々、これまで議員の中から５名の者を２名と、私は賛成しますよ。ただ、そういう削減はしていただいて、本来なる基本、科目については、依然としてクリアできない。ましてやこれまでにない資金不足だとか、あるいはこれまでにない赤字額。市民病院事務局長、答弁いいですか。自分の所見、考え方でいいから、若干なりともお答えください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。
○岸田耕司市民病院事務局長　渋谷委員からの御質疑にお答えいたします。
　市民病院としての考え方、確かに今まで市民病院は赤字で、非常に苦しい経営が続いておりました。そのために、経営改革プランを作成して、少しでも前に行かなければならないと。また、その病院の適正規模というのもあわせてその中で、今までの538床から459床へ削減するとともに、また、昨年度は、例えば医療従事者のラウンジであったり、新規加算の取得であったり、そういったことに院内を挙げて取り組んできております。確かに患者の数は、この医療圏においても減少はしておりますけれども、市民病院としても、そういった中で地域医療をいかに支えていくかということを院内挙げて検討して、そこに果敢に挑戦してまいりたいと思っております。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　渋谷委員。
○渋谷勲委員　私も月に１回ぐらいはお邪魔をさせていただいて、つい最近も２名の看護師さんから言われたことは、議員、おらほうの看護師さん、誰も来る人がいないと。新しくですよ。今、若干なりとも足りなくて困っているとか、そういうことを私に言うんですよね。それで、市民病院事務局長、もうちょっと詳しく、例えば呼吸器内科だとか、あるいは眼科だとか、その辺についての考えはありますか。なければいいですよ。この３つをちょっとお答えください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。
○岸田耕司市民病院事務局長　渋谷委員おっしゃるとおり、平成26年から循環器・呼吸器内科、呼吸器内科のほうは休止をしている状況にあります。そのために、私ども、弘前大学のほうには言っているんですけれども、なかなか弘前大学のほうも医師が足りないということで、確保できない状況ではあります。ただ、それについては、引き続き、私どももそういった活動は継続してまいりたいと思っております。
　眼科につきましても、医師が１人、昨年開業した経緯もあります。それから、確

かに眼科も、患者数も２人のときよりは減っているんですけれども、そこについても眼科医の確保に向けて、やはり私どもも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　渋谷委員。

〇渋谷勲委員　私の考えによれば、この２つの科がほとんど機能しないことによって、売り上げも６億円も７億円も私は違うと思いますよ。それがゆえに、こういうでかい赤字もふえてくると思います。ただ、市民病院事務局長、この間若干言ったけれども、あの委員の方々も、私は反対ではないんですよ。でも、ああいう方々から聞くといったって無理なんですって。それよりは、これまでの経験をされた方々だとか、現職の――今現在市内でやられている方々を委員にして、その方々の意見を聞くといったって、この市民病院を潤沢に経営できるような発言は、私は不可能だと思いますよ。それよりは、どこかで定年になったとか、こういう方々をそういう委員に迎えつつ、たまには院長を初め――関連する管理職でもいいんだよ――そういう方々とお話をさせて、そこから生まれてくるものを現実に取り入れてやったほうが、まだまだ市民病院の体質とすれば、私はいいと思いますよ。絶対ならないからな、断言できる、私。

つい最近も、私、たまたま医者様に呼ばれて、弘前市でちょっとパーティーみたいなのがあったんです。私の隣に座っていたのは、みんな教授だとか、院長だとか、あるいは歴代の県病の院長だとか、黙って話を聞いていたんです。そうしたら、弘前大学の婦人科の教授にも、渋谷君、青森市民病院、産婦人科は絶対人は行かないからな、こういうことまで言われたんですよ。何でって聞いたら、もうちょっと部屋から何からと。今回若干手直しはしたと思うけれども、そういうことも以前から言われているんですよ。何ぼ私でも、そういうことははっきり言って聞きたくないんだよ、市に携わっていれば。だから、市民病院としての受け皿をもうちょっと具体的に、うそでもいいというのは語弊だけれども、市民病院は将来的にこうするんだとか、ああするんだとか、もうちょっと医者様に対しても希望の持てるような具体的なもろもろを示していかなければ、いつまでたってもお願いでは絶対来ないと思いますよ。市民病院事務局長、お前のことを責めているのではないからね。これまでの私の経験から言ってね。

そういうことで、きょうは予算特別委員会でもあるし、これ以上は余り何だかんだ言ってもしようがないと思うけれども、もうちょっと――いろいろ考えて市長を先頭にやっているとは思うけれども、何ら我々議員にとっては、ちょっと見えないですよ。もうちょっと課内でもって検討しつつ、この市民病院の赤字だとか、経営だとか、科の問題だとかを具体的に、やられているのはよくわかるけれども、前にもう一歩出て、検討していただきたいなと、これを強く要望しておきます。

委員長、以上でございます。ありがとうございました。

〇小豆畑緑委員長　次に、山脇智委員。

〇山脇智委員　日本共産党の山脇智です。

青森操車場跡地利用計画について２点質疑します。

まず１点目は、費用と財源についてです。

セントラルパーク、青森操車場跡地に建設予定のアリーナ及びその周辺整備に係る費用と財源についてお示しください。

２点目は、市民意見についてです。

これまで市では、有識者会議を通じて市民意見をアリーナ整備に反映させてきたとしていますが、町会への説明会など有識者会議以外で市民から寄せられた声については、どのように取り扱われるのかお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

〇大櫛寛之都市整備部長　山脇委員からの青森操車場跡地利用計画に関する２点のお尋ねに順次お答えいたします。

初めに、アリーナ建設及び周辺整備に係る費用とその財源についてのお尋ねにお答えいたします。

青森操車場跡地利用計画の策定に当たりましては、昨年５月に青森市アリーナプロジェクト有識者会議を設置して以来、１年近くにわたって丁寧に御意見を伺いながら検討し、2月 25 日には計画案の協議に対し、県から御回答をいただいたところであり、県からの修正意見を反映させた上で、3月 22 日に計画を決定したところであります。

アリーナ建設及び周辺整備に係る総事業費の見込みにつきましては、現時点での試算ではありますが、約 98 億円と試算しております。そのうちアリーナ本体に係る整備につきましては、第５回青森市アリーナプロジェクト有識者会議でお示ししたアリーナの規模をもとに、近年整備された他都市の類似施設の事業費を参考として、１平方メートル当たりの建設費を約 45 万円と想定して、整備費を約 67 億円と見込んでおります。また、市民の雪寄せ場やイベント時の臨時駐車場、災害時の一時的な避難場所など、多目的に利用できる緑地や既存道路の拡幅などの周辺整備に約 31 億円を見込んでおります。

その財源につきましては、社会資本整備総合交付金を約 40 億円、青森市次世代健康・スポーツ基金繰入金を約 13 億円と見込むことにより、市の実質負担は約 45 億円になると見込んでおります。

なお、鉄道駅及び自由通路につきましては、鉄道事業者である県など関係機関との協議が必要となりますため、現時点での事業費の試算は困難でありますが、筒井駅の整備費が約 7.4 億円、東青森駅の自由通路でありますとおりゃんせ橋の整備費が約 7.6 億円となっているところであり、今後も引き続き、鉄道事業者である県など関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、有識者会議以外で市民の皆様から寄せられた声の取り扱いについてのお尋

ねにお答えいたします。

市では、４月 27 日、４月 28 日に地域説明会を開催いたしましたほか、地域からの御要請を受けて、5 月 21 日にも御説明に伺ったところであり、いずれも、まず市から青森操車場跡地利用計画及びアリーナ整備の検討に係る中間とりまとめの内容について御説明し、その後、参加者の方から御質問や御意見をいただいたところであります。

青森市アリーナプロジェクト有識者会議以外にこれらの地域説明会などでいただいた御意見につきましては、今後、事業を進める上で参考としたいと考えております。例えば、緑地について市民が集えるようお土産を売ったり、交流したりできるようにできないかといった御意見や、現状の市民体育館の維持費も考慮してほしいといった御質問や御意見につきましては、アリーナの整備や管理運営に関する事業手法を検討する上で、収益施設の内容の検討などの際に参考としたいと考えております。また、操車場跡地に町会が設置しているクリーンボックスや花壇はどのようになるのか、セントラルパークの多目的広場はグラウンドゴルフ等で使えなくなるのかといった御質問や御意見につきましては、東側用地や西側用地の設計などにおいて参考とし、現状の御利用状況にも配慮してまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長　山脇委員。

○山脇智委員　まず今、財源について答弁があったんですけれども、実はちょっとこの間――今触れられた部分はこれまでどおり最低限の財源の部分で、市の負担が約 45 億円になるということだったんですけれども、この間のこの財源に関する市の答弁がちょっと変わってきているのではないかと思って質疑して――まあ、これは都市整備部長に聞くべきことではないのかもしれないんですけれども、実は私がちょっと疑問に思ったのは、先日、赤木議員が行った一般質問があったんですけれども、この中でアリーナ整備の財源については、前市長のもと計画された約 100 億円の庁舎建設費用を約 33 億円に抑えたことによって生じた財源を寄与していると認識しているが間違いないでしょうかという質問があったんです。これに対して企画部長は、庁舎建設の規模を３分の１に圧縮したことにより、事業費ベースで約 67 億円を捻出したところでありますと。まあ、捻出というと財源を生み出したというふうに私は受け取るんですけれども、それで本体整備、周辺整備にこの財源を転用するとともに残りの市の負担を約 45 億円とした。この整備費用の規模を圧縮して約 67 億円以下に抑えたと。要は庁舎建設の費用を約 33 億円にしたことによって約 67 億円が生み出され、その約 67 億円よりも低い金額でアリーナ建設ができるというような趣旨の答弁がなされているんですよね。

それで、私が非常にこの間変わってきたというふうに感じるのは、市はやはり前市長のもとで計画されたこの約 100 億円の庁舎整備については、こういう庁舎を建てる財源はない、これでは市の財政がもたないということから、この庁舎建設規模を圧縮したということをずっと一貫して言ってきたと思うんですよね。

その一つとして、昨年９月の予算特別委員会での私の質疑をちょっと紹介したいと思うんですけれども、質疑は、新庁舎の整備についてに係る質疑なんですけれども、「当初約100億円の新庁舎を建設する予定が、アウガに移り、100億円から約30億円の建設費になったということで、この財源を圧縮した理由としては100億円の新庁舎を建てる余裕がないから圧縮したということで、これを30億円に圧縮したことによって、余分な財源が生まれたということではないという認識でよいのかどうかお答えください」というものに、これは総務部長がお答えしたんですけれども、「庁舎の財源についての再度の御質疑にお答えします。庁舎につきましては、当初の100億円以上の予算、これではもたないということから圧縮したものでありまして、決して財源を生み出すために圧縮したものではありません」と答えています。

この予算特別委員会からまだ１年もたっていないんですが、非常にこの市の答弁が変わっていることについて、一貫性がないと思うんですけれども、市の見解を少し示していただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長　山脇委員の再度の御質疑にお答えいたします。

以前の答弁の内容での財源の考え方についてのお尋ねでしたけれども、以前の私の答弁でありましたが、決して財源を生み出すために圧縮したものではないと。それは今回の庁舎整備の圧縮に当たっての動機のお話でありまして、それは決して財源を生み出すためにやったのではないという言葉どおりの答弁であります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　山脇委員。

○山脇智委員　私もそういう趣旨の答弁だったとは思うんですけれども、さきの企画部長の話だと約67億円の財源が生み出されて、その約67億円のうち約45億円をアリーナ建設に充てられるというふうな答弁で、私は最初の市の認識からはかなり著しくずれているように受け取れますし、また、そもそもアリーナ建設というのは庁舎の規模を圧縮した後に出てきた事業であって、何かあたかも逆――逆というか、アリーナが約45億円で建てられるから約67億円圧縮できたというような、ちょっとさきの企画部長の答弁だけ聞くと、あたかも庁舎の圧縮があって、それによってアリーナ建設ができるようになったみたいになって、何ていうか順序も逆なんじゃないかなとも受け取りましたし、その辺についてもし何か見解があればお聞きしたいんですが。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長　再度の御質疑にお答えいたします。

先日の定例会におきまして答弁をいたしましたのは、事業費ベースで新市庁舎について10階建て約100億円の規模を３分の１に圧縮したことによって、事業費ベースでの規模の圧縮が図れたということであります。

その後の事象といたしまして、アリーナ整備に向けての検討が進められてくるわ

けでありますけれども、それにつきましては市民の方からいただいた寄附というものがまずきっかけとしてありますし、そこに対して市民体育館の老朽化が今進んでいるという状況の中で、その代替施設としてのアリーナ整備という検討をしたということ、順序的にはそういうことであります。
その中で、新庁舎の整備につきまして、３分の１に圧縮した上で、それを財源を生み出すためにやったのかというとそれはそうではないという総務部長の答弁でありますけれども、その事業費を削減したことによって生み出されているものをどのように使うのかということについて、やはり市民の皆様の住民サービス、公共の福祉について振り向けていく、また、ファシリティーマネジメントの考え方、総量規制の中で老朽化する施設を転用なり複合化して公共施設については整備していくんだという考え方のもとに、今回、このような操車場跡地の利用計画というものに結びついているということで考えております。
以上でございます。
○小豆畑緑委員長　山脇委員。
○山脇智委員　今の答弁ならまだ納得できます。
ただ、やはり財源を捻出することができたというふうな答弁では、さきの庁舎整備を圧縮したということに関しては、やはり財政的な余裕がないから圧縮したという答弁とは大きく食い違っているのではないかと思いますし、具体的には、やはり国の交付金の約40億円と寄附金の20億円、この部分が財源としてあるのは認めますけれども、この整備を圧縮したことによってアリーナ建設の財源が全て賄われるといったような感じの答弁をされると、これはやはり適切な答弁ではないと私は受け取りますし、市民の方にもそういう誤解を与えるのではないかと思います。
そういった中で、このアリーナ整備がこれから行われていくに当たって、財源の部分ですが、私はやはり市民サービスの引き下げとか切り捨てはないようにしてほしいというのがまず要望として１点、そして先ほど言われた市民意見についてなんですけれども､その市民意見についても有識者会議以外でさまざま寄せられている。中には、さきの議員とカダる会などもあったんですけれども、やはり十分に情報提供がないからアリーナ建設について誤解を受けている部分もある。そういう中においてはもっと適切に市民の皆さんに説明する必要があるということを指摘して、私の質疑を終わります。
○小豆畑緑委員長　次に、大矢保委員。
○大矢保委員　自由民主党の大矢です。総括に基づいて質疑させていただきます。
１点目は、学生の住民登録であります。
公益財団法人明るい選挙推進協会が2015年に行った調査では､進学で転居した大学生らの63％が住民票を移していなかったという結果があります。住民登録は、住民であることの意識向上の後押しをするだろうし、卒業後の定住につながる狙いもあろうかと思います。また、住民基本台帳の人口増もにらみつつあるとされており

ますけれども、そこで、６月の知事選において、各大学の期日前投票は何人ぐらい投票しているのかお伺いいたします。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

〇貝森敦子選挙管理委員会事務局長　大矢委員から、大学における期日前投票についての御質疑にお答えいたします。

令和元年６月２日に執行されました青森県知事選挙において、各大学に設置しました期日前投票所での投票者数は、青森中央学院大学 107 名、青森公立大学 52 名、青森県立保健大学 105 名、青森大学 65 名であります。

〇小豆畑緑委員長　大矢委員。

〇大矢保委員　随分青森公立大学があれだな、一番少ないな。私も学生のときには、住民票を移さないで４年間過ごしたあれだから、これは強制できませんけれども、ありがとうございました。

次に行きます。高齢化や地域のつながりが薄いことを背景になり手不足が懸念されている民生委員について、そもそも民生委員の役割は何なのか。

それから、本市の民生委員の定数に対する充足率は幾らか。

それから、民生委員１人当たりの平均年間活動日数はどうなのか。

それから、なり手不足解消に向けた本市の取り組みについてお伺いします。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。

〇舘山新福祉部長　大矢委員からの民生委員についての御質疑にお答えいたします。

民生委員・児童委員は、社会福祉の精神により、常に地域住民の立場に立って相談・援助を行う、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、地域の身近な相談役として、高齢者や障害のある方、子育ての悩みを抱えている方などの相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、相談者と行政機関や専門機関とをつなぐ役割を担っているものであります。

令和元年５月末現在の本市の民生委員・児童委員は、定数 590 名に対し現員数 557 名で、定数に対する充足率は 94.4％となっております。

民生委員・児童委員の１人当たりの年間活動日数は、毎月各地区の民生委員児童委員協議会から提出されます「民生委員・児童委員の活動状況報告書」によりますと、平成 30 年度は平均 144 日となっております。

民生委員・児童委員のなり手不足の解消に向けた取り組みといたしましては、１つに、民生委員・児童委員候補者の年齢基準を、平成 28 年の一斉改選時から、原則 75 歳未満であったものを 78 歳未満へと改正したこと。２つに、欠員地区を解消するため、地区の民生委員推薦準備会に対しまして、次年度の候補者推薦に関する年間スケジュールをあらかじめお知らせし、地域において民生委員・児童委員の推薦が円滑に行われるようにしたこと。３つに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進し、あわせて、民生委員・児童委員活動への理解・関心を高めてい

ただくために、「広報あおもり」への特集記事の掲載、市ホームページ等の広報媒体を活用し、民生委員・児童委員活動の周知啓発を行っていること。４つに、民生委員・児童委員の募集に役立つよう、一斉改選の事務説明会におきまして、民生委員・児童委員の活動をわかりやすく記載したチラシを配布し、周知啓発を行っていることなどの取り組みを行ってきたところであります。

今後におきましても、町会や町内会、地区社会福祉協議会などの地域の方々と連携しながら、民生委員・児童委員の確保に向けて取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長　大矢委員。

○大矢保委員　民生委員・児童委員は典型的なボランティア活動だと私も思っていますけれども、年間で144日も活動している人は大変だなと思いますね。例えば、今は青森市はどうかわかりませんけれども、訪問して声をかける人を65歳から70歳に上げるとか、そういうことをしていかなければ、民生委員が大変になるんじゃないかなと思っています。

それから今、全国で、民生委員をサポートする人を１人置くというような、そういう仕組みが今できていますので、もし地域が大きいところがあったら、やっぱりそういうようなサポート役をつけるような仕組みをつくっていただきたいなと、そのように思っております。

次に、プラスチックごみについて。

当市が収集した資源ごみ、ペットボトルの平成29年度の収集量、平成29年度に日本容器包装リサイクル協会が市町村から引き取った資源ごみ、ペットボトルの量と、そのうち再商品化された量の割合、今年度の委託料、今年度の委託先について、また、資源ごみ、ペットボトルの再資源化を強化する取り組みについてお伺いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長　大矢委員のプラスチックごみについての２点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、ペットボトルの収集量等についての御質疑にお答えいたします。

本市では、資源ごみでありますペットボトルについて、月に２回の頻度で収集しているところであります。収集したペットボトルは、リサイクルの中間処理施設でありますＥＣＯプラザ青森に運搬し、リサイクルしやすいように異物等がないか選別した上で、１辺が30から40センチメートル四方の塊でありますベールに圧縮した上で、ペットボトルなどの再商品化等を行う日本容器包装リサイクル協会に引き渡しております。同協会に引き渡されたベールにつきましては、リサイクル工場に運搬されまして、８ミリメートル程度に粉砕したフレークなどに加工されて、その後、卵パックや繊維などにリサイクルされております。

委員お尋ねの平成29年度に市が収集したペットボトルの量につきましては、約682トンとなっておりまして、このうち再商品化された量について同協会に確認を

いたしましたところ、ベールとして同協会が引き取った段階で他市町村の分と合算してしまいますため、各市町村ごとの量は算出できないとのことでありましたが、平成 29 年度に同協会が全国の市町村から引き取ったペットボトルの量は約 19 万 9000 トンであり、このうち約 15 万 9000 トンが再商品化されているとのことですので、その割合は約 80％となります。

また、今年度の資源ごみの委託先及び委託料につきましては、空き缶、ペットボトル、ガラス瓶、その他のプラスチックの収集運搬業務の委託先は青森市アメニティ事業協同組合で、委託料につきましては１億 3838 万 7000 円となっております。また、空き缶、ペットボトル、ガラス瓶の処理及び保管業務の委託先は株式会社青南ＲＥＲで、委託料は１億 3228 万 3000 円となっております。

次に、ペットボトル再資源化の強化策についてお答えいたします。

ペットボトルの再資源化につきましては、ペットボトルをごみとして出さず、資源として分別して出すことが重要であります。このことから、市では、ごみの再資源化に関する市民の意識啓発が重要と考え、これまで青森市ごみ問題対策市民会議の会報誌、「広報あおもり」及び市のホームページ等によりまして、分別収集の徹底を呼びかけてきたところであります。これに加えまして、毎年度、市内の小学校４年生を対象に作成、配付をしておりますジュニア版ごみハンドブックの中で、ペットボトルのリサイクルを初めとした環境教育の推進を図っているところであります。

今後もこれらの取り組みを継続するとともに、今年度実施することとしておりますごみ収集場所へのごみの分別を呼びかけるポスターの掲示など、さまざまな手段を用いまして、ごみを資源とするための取り組みであります分別収集の呼びかけを一層強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　大矢委員。

○大矢保委員　年間、世界では３億トンを超えて、環境中に流れている悪影響などで年間約１兆 4000 億円がかかっているというような報告もされております。

国では３Ｒという、減らす、繰り返し使う、再資源化するという３Ｒがありますけれども、静岡県では、それに３Ｒを追加して６Ｒで、リフューズ、リターン、リカバーと――リフューズはレジ袋をもらわない。それからリターンは、外出したときにごみを持ち帰る呼びかけ、リカバーは、ごみがあったら、海岸とか河川を清掃するというような取り組みをしているそうですので、本市も見習っていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いします。

次に、学校の統廃合についてですが、これは教育長、答弁が同じならいいですけれども……。同じですか。（発言する者あり）では現在の取り組み状況についてお願いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長　大矢委員の学校統廃合についての御質疑にお答えいたしま

す。

教育委員会では、通学区域再編について、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら進めてきたところであります。

通学区域再編の取り組み状況につきましては、昨年度は複式学級を有する莨町小学校、橋本小学校、高田小学校、西田沢小学校、後潟小学校、本郷小学校、大栄小学校の計７校において、小学校のＰＴＡ会長を初めとする関係者と教育環境に係る話し合いを計23回行ったところであります。話し合いにおきましては、教育委員会から将来的な児童数の減少に伴う教育環境等の情報提供を行った上で、保護者から今後の教育環境のあり方について具体的な意見をいただいたところであります。

今後の取り組み状況といたしましては、複式学級を有する小学校は、統合する３校を除き、莨町小学校、橋本小学校、高田小学校、本郷小学校、大栄小学校の計５校となっており、そのうち４校について小学校のＰＴＡと教育環境に係る話し合いを行ったところであります。また、西田沢小学校、奥内小学校、後潟小学校の３校につきましては、5月29日に３校の保護者等から成る西田沢小学校・奥内小学校・後潟小学校統合準備委員会を立ち上げ、スクールバスの運行など、通学支援、放課後の子どもの居場所の確保、子どもや保護者の不安を解消するための事前交流や再編後の教育相談体制などについて検討を進めているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、教育環境の充実に向けた通学区域再編に継続的に取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長　大矢委員。

○大矢保委員　高田小学校も今三十何人しかいないので、なるべく早くその流れに乗ってやっていただきたいなと、そういうふうに思っています。

奥内、後潟、西田沢、多分校名は、私が言えば北小学校になろうかと思いますけれども、令和小学校もいいのかなと。そういうふうな、あんまり言ってもあれですけれども、高田小学校、よろしくお願いします。

そのうち、荒川小学校も１学級しかないので、今、１年、２年、３年、なるべく早くお願いをしたいと、そのように思います。ありがとうございました。

それで次に行きます。先日第70回東北高等学校ラグビーフットボール大会兼ＮＨＫ杯東北高等学校ラグビーフットボール大会が、新青森県総合運動公園と大進建設スポーツ広場を利用して大会が開催されました。その際、スポーツネット青森が指定管理しているスポーツ広場について、大会関係者からラグビー場周辺の草刈りが徹底されていないという話を聞いたので、質疑します。

大進建設スポーツ広場の草刈りの実施状況を示していただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事　大矢委員の御質疑にお答えいたします。

大進建設スポーツ広場の指定管理者におきましては、月に２回以上、２名体制で、ジョギングコース外周や利用者の動線を中心に草刈りを実施しているところであります。

今般、委員から御紹介のありましたラグビー大会に当たりましては、指定管理者によりますと、天候により草の伸びが著しい時期であったほか、大会が集中していたことなどから、結果として、ラグビー場周辺が良好な状況とはなっていなかったところであります。

スポーツ広場につきましては、これまでも市の担当課職員が定期的に巡回し、その都度、指定管理者に対しまして、草刈りの徹底を指示しているところでありますが、今後は多くの人が集まる大会開催前には、会場周辺の草刈りを重点的に実施するなど、適切な施設管理に努めてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　大矢委員。

○大矢保委員　私もスポーツ広場を見に行ったんですけれども、ベンチが見えないくらいぼうぼう、草がおがって。新青森県総合運動公園はてらっときれいに片づいていました。この違いは何かと私も考えているんですが、特に、結構、今回東北大会というので、秋田と岩手のほうから観客が来て、応援団の何でないんだというのを聞かれましたので、済みません、ちょっと今まだ草刈り、まだ考えていますので、次の大会までには刈っておきますというのでごまかしておきましたが、県のほうは芝もきれいに刈っているし、観客席もあるし、応援するのに十分なんですけれども、青森市のスポーツ広場はそういうところがないというので、ちょっと負い目を感じています。

ことしまたラグビーの世界大会がありますので、ちょっとラグビー熱が盛んになってきていますので、その点考慮して市の巡回を強めていただきたいと、そのように思います。

次に、ひとり暮らしの高齢者について。

ひとり暮らしをする65歳以上の高齢者が2040年には896万3000人になると推定されており、青森県は８万1000人になるとされていますが、本市のひとり暮らしの高齢者は何人いるのかお伺いします。

それから、身寄りのないひとり暮らし高齢者が亡くなった場合、埋葬や残された物品等の処理はどうするのか。

３点目は、ひとり暮らしに限らず高齢者等が亡くなった場合、家族等がすべき手続について、役所の手続のみならず、保険等民間の手続を含めてガイドブックをつくるべきだと思うが、お考えをお伺いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○舘山新福祉部長　大矢委員からのひとり暮らし高齢者についての３点の御質疑にお答えいたします。

最初に、ひとり暮らし高齢者の数についてのお尋ねにお答えいたします。

本市の65歳以上のひとり暮らし高齢者数につきましては、青森市社会福祉協議会が作成している高齢者台帳によりますと、令和元年６月１日現在で、男性1186人、女性5282人、合計6468人となっております。

次に、埋葬や残された物品等の処理についてのお尋ねにお答えいたします。

身寄りのないひとり暮らしの高齢者が亡くなった場合の火葬、埋葬につきましては、墓地、埋葬等に関する法律第９条に基づきまして、市長が行うこととなっております。また、亡くなった方の家財等の所有物につきましては、一般的には法定相続人の相続物であることから、法定相続人が処理することとなります。法定相続人がいない場合における所有物の処理に関しましては、火葬、埋葬とは異なり、法令等による規定はないことから、市がその引き取りや処分を行うことはできないものであります。なお、亡くなった方がアパート等の賃貸物件に居住していた場合は、まずは賃貸借契約における保証人がこれを処理しなければなりませんが、保証人が既に死亡している場合や保証人をつけていない場合は、アパート等の所有者がこれを処理しなければならないものであります。

続きまして、死亡の手続に関するガイドブックについてのお尋ねにお答えいたします。

市は、市民課等の窓口におきまして、死亡届を受け付けする際に、御遺族の方に死亡届手続チェックシートをお渡ししております。死亡届手続チェックシートは、死亡に伴い必要となる国民年金や国民健康保険、介護保険等の69項目の公的手続等を一覧にしたもので、それぞれの手続の際に必要なものや、お問い合わせ先等を御案内しているものであり、このチェックシートを活用いただくことで、御遺族の方が手続を漏れなく円滑に行うことができるものと考えております。

しかしながら、御遺族の方が行う手続には、市役所以外で行う預金相続や生命保険の受け取りなど、多種多様なものがあることから、これら必要とされる手続を１つのガイドブックにまとめることは難しいものと考えておりますが、現在、市が検討しております終活支援の中で、御遺族の利便性も考慮しながら整理してまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長　大矢委員。

○大矢保委員　ありがとうございました。その手続のしおりを後で１枚分けていただければいいなと。あるとは全然知りませんでした。

わかりました。それにしても、65歳のひとり暮らしというのは、男が千百何人で、女が五千何人もいると。やっぱり女が強い世界だなとつくづく感じました。これで終わります。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時からといたします。

午前11時50分休憩

午後1時再開

○小豆畑緑委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員　それでは、順番に質疑していきたいと思います。

まず最初に、森林博物館について、それから教育委員会にかかわる部分、あおもり北のまほろば歴史館、それから免許返納に、順番で行きたいと思います。

令和に入ってから、新元号に入ってから大変驚いた事案は、森林博物館の耐震診断が行われていないということでした。平成22年に議員になって次の年、東日本大震災があって、その際、多くの議員が、いわゆる特定建築物はもちろんのこと――これは国から補助が出たんでしょうけれども――あと小さい児童館、福祉館を含めて特定建築物以外の耐震診断についてもいろいろ各議員から質問がされました。今般の新潟の地震でキリストの像が倒れて壊れたと、国の重要文化財の施設自体は何ともなかったようですけれども。これは私が沖館に生まれて、ずっと見てきている古い形でそのままあるのでいろんな地震をかいくぐってきました。私が知る限り、十勝沖地震、三陸はるか沖地震、日本海中部地震、今般の東日本大震災も含めて、この森林博物館、そういうでかい地震に耐えてきました。その当時の平成23年、平成24年に議員から質問があって、青森市の全施設の耐震診断をしたと私は思っていました。そういう意味では、ある意味、安心して森林博物館にたまに出入りしています。今回、渡部議員の質問で、耐震診断をしていないということに関しては、これはきちっと聞いておかなければならないと思い、今回質疑することにしました。

いろんな人が入って、今、あそこら辺かいわいを、クルーズで来たお客さんも含めて歩いています。そういう意味では、多分森林博物館に入るか入らないかわかりませんけれども、そういうことを含めて、渡部議員にも答弁をしていましたけれども、来たお客さん、中の通路を知らないお客さんに対して、この耐震診断をしていないことを踏まえて、入館者に対しての避難誘導を改めてお示しください。お願いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　藤田委員の森林博物館の避難誘導についての御質疑にお答えいたします。

青森市森林博物館は、昭和25年の建築基準法施行以前に建てられたものであり、耐震診断等の努力義務を有するものの、平成16年に青森市有形文化財として指定さ

れており、その文化財的価値に配慮する必要があるものと考えております。このようなことも踏まえ、耐震診断や耐震化に伴う改修を行っていないことから、地震による倒壊等の防止に向けて、現在の建物が本来的に有している強度をできるだけ維持・確保していくため、破損箇所の把握や修理など適切な維持管理を継続的かつ着実に実施していくこととしております。

委員お尋ねの入館者に対する避難誘導につきましては、現在、館内に誘導灯を20カ所設置しており、地震発生等の緊急時には館内の放送設備によって速やかに情報を伝達することとしております。また、今後は避難誘導の精度を高め、緊急時に入館者が館内からより速やかに避難できるよう、わかりやすい誘導サインを掲示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　藤田委員。

〇藤田誠委員　答弁ありがとうございます。

当然しなければならない事項ですが､これまで多くの地震を耐えてきましたので、多分古い建物、木造というのは――十勝沖地震のときに、私は沖館中学校、古い校舎で物すごい揺れるんだけれども、全然大丈夫だった。木造というのは意外と古い建物も強いなと、そういう意味では、私は倒壊しないと思っています。そう思わないと入れませんので。ただ、上の物が落ちてくるという、今の新潟・山形地震で、鶴岡市の陳列した物が落ちてくるとか、いろんな物が上から落ちてくる、そういうことが想定されるんじゃないかなと思っています。そういう意味では、大事な観光資源であって、いろんなことを手を加えにくいのであれば、私は理事者の皆さん、当然ちゃんと金を払って中に入ったことがあると思いますけれども、２階もある――逃げるというのは大変だなと、私は思っています。

北海道に視察へ行ったとき、駐屯地があるところで、戦車道路と言われていたところに最新の起震車が入ったといって、体験をしました。今は防災センターに最新式のがあります。この前、改めて東日本大震災の仙台の体験をしました。２度目の揺れも含めて、立って歩くなんてとても無理だなという思いがします。そういう意味では、かえって歩いたほうが、転んだりする意味では――簡単な話ですが、今、通路に上から物が落ちてきて、万が一潰れたりすることはないと思うけれども、見学通路にぱっと、はってでも逃げられるようなシェルターがあってもいいんじゃないかと私は思うんですよ。市としての考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

〇佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。シェルターの設置について検討すべきとの再度の御質疑であります。

耐震用のシェルターということだと思っておりますけれども、森林博物館の中にシェルターということになりますと、シェルターというものの大きさとか構造にもよるとは思いますけれども、現状の森林博物館に設置するということになると、建

物への影響と申しますか、文化財的価値への影響というのも大きいのかなというのも考えられますので、今のところ設置については難しいのかなと考えております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　藤田委員。

〇藤田誠委員　私もこれを聞いていて、あそこにいわゆる火山でいえばコンクリートのシェルター、ちょっと無粋だなという思いはあります。でも、皆さん、地震といえば机の下に逃げますよね。簡易のそういう机――あそこは森林博物館だから、木造の上から落ちても潰れないというか、あると全然違うと思う。頭部を守ることが大事ですので、そういう意味で、何かあったときに、近くの下へ潜れるところ、それを私はぜひとも検討していただきたいなと思います。

それと新潟・山形地震で展示物が倒れて、これは石こう像が倒れて首がもげたという記事ですけれども、そういうこともあります。大きい展示物がありますので、そういう転倒防止の対策もぜひしていただきたいなと思います。大事な観光資源ですので、ずっと私も見てきていた森林博物館ですので、ただ、耐震補強していない、危なさそうだから閉鎖しましょうということにならないように、ぜひともお願いをしたいと思います。

これはこれで終わって、次は、あおもり北のまほろば歴史館について。

今回、料金制度の条例案が出されています。私もちょくちょく歩いて、去年の入館者の１万何ぼのうちの２が私の数値でありまして、最近、２回行ったら、２回同じ展示物でしたけれども、たまに変わっているときがありまして、それを楽しみに行っています。今回、10月から消費税が上がります。多分次につなぐための前段ですけれども、310円になるわけですけれども、チケット、現在300円の入場券で――小さい入場券ね。これの扱いはどうなさるのかお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

〇佐々木淳教育委員会事務局理事　藤田委員のあおもり北のまほろば歴史館の入場券についての御質疑にお答えいたします。

市では、本年10月１日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の改定に向けて、本市設置の公の施設の使用料等について、増税分相当額を反映させるための料金改定を行うこととしており、本年第１回市議会定例会において、「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議案を提出し、御議決いただいているところであります。このことにより、あおもり北のまほろば歴史館においては、本年10月１日から現在の入館料に108分の110を乗じて、その際、10円未満の端数を切り下げることとした新入館料に改定するものであります。

このようなことを踏まえまして、本年10月１日からは、現在の入館券の金額部分については、旧金額を数字のスタンプで訂正して使用することとしております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

収支状況の数値を見ると１万9000人が入っていて、そのうちの有料入館者、これはほぼほぼ2500名ぐらいです。１人10円上げても２万5000円しか収入増につながらない。あとは多分学校の見学会とかで利用されているんだろうと思います。そういう意味では、10円上げても大したことないなと。それよりいろんな面で、今、学校が使っているように、いろんな人が交流できる場所、300 円だと気軽に行って――場所も場所だから気軽に行けるところではないけれども、使えるとすれば町内の人が使えるぐらいで、そんな気楽に使えるような場所ではないけれども、そういう意味では安くして、いろんな人が出入りできるようになればいいな、私はそのほうが総合的な利用価値も上がって収支の改善につながるような気がします。今、条例案が可決をすれば、来年の４月から利用料金制度になるんだけれども、私はできればこういう施設というのは、指定管理者に自由に、施設の本質は忘れないで、自由にいろんなことができればなと思っています。

そういう意味では、今どれだけの入場券が印刷されていて、300 円のやつでどれだけやるかちょっとわかりませんけれども、いわゆる指定管理者が４月以降、当面、10月から310円と一生懸命スタンプを押すんだけれども、300円に下げることも指定管理者はやろうと思えばできる条例案かどうか、それをお答えください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えする前に、先ほどの答弁の際に、新入館料の改定の際に10円未満の端数を切り下げると申し上げましたけれども、正しくは切り上げるでありましたので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。大変失礼いたしました。

それでは、藤田委員の再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理者のほうで入館料について、例えば引き下げることはできるのかというようなお尋ねでしたけれども、あおもり北のまほろば歴史館における来年度からの利用料金制の導入については、本定例会において、「青森市歴史民俗展示施設条例の一部を改正する条例の制定について」の議案を提出し、御審議いただいているところであります。当該議案において、利用料金の額は、市長の承認を得て指定管理者が設定することとしており、その幅については、当該条例で定める入館料の額の0.7から1.3の間としているところであります。このことから、当該議案の御議決を賜れば、来年度から指定管理者の判断により、利用料金を弾力的に変更する提案ができることになりますが、その際には、指定管理者と適切に協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　市長の承認を得ると。あおもり北のまほろば館の最高責任者は市長

なんだね、ということはね。さっきの森林博物館は教育長が責任者だね。はい、わかりました。ということは、４月以降は市に相談すれば、いろんな意味で収支改善につながるような行事ができると思います。

それでは、現在、５時にぴっと閉まってしまいます。５時ちょっと前に閉め出されるわけだけれども、今、いろんな地域でナイトクルーズ、夜景、私も千葉にいて夜の仕事をしておりましたので、高台から東京湾を見れば、本当にとてもきれいです。タンカーが火事になったときも上から見えましたが、そういう意味で、展望台がありますよね、エレベーターがついた。知らない人がいるかな。行ったことがない人って手を挙げれば、問題があるからやめますけれども、指定管理者が展望台を夜あけて活用することは、これもさっきの答弁からいえばわからないけれども、一応できるかどうか、お願いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

展望台を夜間でも活用できるかというようなお尋ねですけれども、あおもり北のまほろば歴史館の展望台は高さが約30メートルということで､展望台の東側からは下北半島や夏泊半島が、東岳、そして青森港周辺、そして八甲田が望めますし、西側からは岩木山､新青森駅､フェリー埠頭､そして津軽半島が望めるということで、青森らしいパノラマが一望できる施設ということになっております。

今、藤田委員のほうからもお話があったとおり、あおもり北のまほろば歴史館の開館時間は午前９時から午後５時まででありまして、通常であれば、展望台については開館時間の中での利用ということになります。しかしながら、当該施設の指定管理を行う指定管理者が、例えば臨時的に夜間において展望台を活用するような自主事業を提案した場合には、その内容に問題がなければ、教育委員会として承認することが可能でありますが、こちらについてもその際には、施設の有効活用の観点から指定管理者と適切に協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

最近、お寺でも副収入のために駐車場をやったり保育所をやったり、やっぱり収益を上げるためには、本来の場所、お寺でいえば、拝むところと違うところの使い方をして、収支を上げる。このあおもり北のまほろば歴史館についても、本来の使用目的の場所とそうでない場所、私はずっと前から言っている。８月７日にあそこから花火を見て――花火を上から見ればいいか、下から見ればいいか、何かアニメがあるそうで、上から見てもいいんじゃないかなと。そういう意味では、これまでの答弁を聞くと、指定管理者がいろんな事業目的で、８月７日のねぶたのときに、オークションをかけてあそこを貸し出しすると。もしかすれば､香港か中国か､オークションをかければ100万円ぐらいでもできるんでないかと。そうすると、入館料

の１年分ぐらい取ってしまう。入館料は何ぼでしたっけ（発言する者あり）74 万円の収入だから、それぐらいのことは事業を提案すればできるということで了解いたしました。そういう意味では、あおもり北のまほろば歴史館、夜景をぜひとも指定管理者が事業を提案していただいて、見に行きたいものだなと思います。当然家内と一緒です。この質疑についてありがとうございます。

次に、高齢者の運転免許自主返納について。

これまで、平成 29 年に奈良議員や、一番近いところでは前回の予算特別委員会で、中村節雄委員が質疑をされていました。

これまでの答弁の経過から言うと、今後のことを聞かなければならないなと。なぜかしら大変経営が苦しい交通部が今実施している運転免許自主返納者に対するバスカードの配付について、とりあえず過去３年間の実績と、いつまで――これまでの答弁でいくと、バスカードがいつまで続くかわからないというような内容の答弁がありましたので、いつごろまでバスカードを配付できるのかお答えください。お願いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長　藤田委員の青森市運転免許自主返納者支援事業に関する御質疑にお答えいたします。

運転免許自主返納者支援事業は、高齢者ドライバーによる事故件数の割合がふえ続けていることから、平成 21 年より青森県警察が高齢者の運転免許自主返納者をふやすために、運転免許を返納した方に対して運転経歴証明書を交付し、免許返納者がこれを掲示すれば、県内の各支援協賛店から料金割引などの特典が受けられる制度として始めた事業であります。交通部では、平成 27 年４月からこの支援協賛事業者の一事業者として参加・協力してきており、運転免許返納者に対し、現在販売していないバスカードの在庫を有効活用し、5000 円相当分のバスカードを提供してきているところであります。

御質疑の交通部での過去３年間の免許返納者への支援実績につきましては、平成 28 年度が 409 件、平成 29 年度が 451 件、平成 30 年度が 441 件となっております。

今後につきましては、配付状況の推移にもよりますが、これまでの配付実績を踏まえますと、今年度内に終了する見込みとなっているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

そうすると、400 件掛ける 5000 円だと 200 万円、大体こんなもんだよね。その分だけ交通部の収入が減っているわけだね。ありがとうございます。

多分予定でいくと、今年度中に事業ができなくなるという答弁だと思います。400 件だから、月に直せば大体 35 件だと思いますけれども、万が一、これは例えなので物すごい量なんだけれども、例えば 5000 件、１万件、ここから例えば一気に、月に

高齢者の人口の半分以上、一気に来られるといった場合に、交通部としては、この事業継続は可能かどうかお答えください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。交通部長。

〇赤坂寛交通部長　藤田委員の再度の御質疑にお答えいたします。今、1万件、5000件という数字の申請があった場合というお話でありました。

先ほど御答弁申し上げましたように、これまでの過去3年間の実績を言いましたけれども、その状況からはなかなか想像しづらい数字ではありますけれども、仮にそれが来たとすれば、現在の在庫の状況からは対応できないということになろうかと思います。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　藤田委員。

〇藤田誠委員　件数から相当すれば、二、三百万円は残っているんだろうなという推測ができるんですが、ある意味、万が一、大体残っている数がぱっと来ちゃうと、事業継続できないということです。

先ほど答弁の中で、高齢者の事故がふえているという、これは今、いろんな事故、大事故が起きているので目立っているだけで、別段事故がふえているわけじゃないという数字を私見ました。一番多いのが10代から20代だったか、いわゆる上と下が極端に多いと。今、ああいう事故が起きて、テレビでマスコミが捉えるので多く感じるんだけれども、数としてはそうでもないという統計が出ているそうですが、そこで、もう終わると、もうできないと、枚数が少ないからもう交通部としては大変経営が苦しい状況でできないというから、じゃあ今度どうするのかという話が出てきます。本来的には、私はもともと市民の安全確保のための高齢者の免許の自主返納を促進する立場でいうと、これは交通部の事業でないでしょうと。経営が苦しい苦しいって言っている割には大盤振る舞いだなといつも思っていましたけれども、そこで、高齢者の運転免許自主返納による交通安全を確保するための事業といえば、当然交通安全を所管する――迷惑でしょうけれども――市民部で支援を行うと思うんですが、お考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。市民部長。

〇坪真紀子市民部長　藤田委員の再質疑にお答えいたします。

先ほど交通部長からも御説明いたしましたが、この事業につきましては、青森県警察が実施しております運転免許自主返納者支援事業でありますが、運転免許を返納しても安心して暮らせるよう、暮らしをサポートする支援協賛店や事業者を募集・紹介し、自主的に返納しやすい環境づくりを行うもので、交通部においてもこの事業に参画し、マイカーから市営バスへの転換の促進を図ることも目的に、運転免許自主返納者に対して市営バスカードを提供する支援を行ってきたところであります。

交通安全に関する施策につきましては、さまざまな分野における対策をとってい

るところであります。交通安全教育や広報啓発活動、バス事業や公共交通、道路環境整備など、それぞれの部署において取り組んでおり、これらの事業については、毎年度検証を行うものであります。

現在、国においても高齢運転者の交通事故防止対策についての検討をまさに行っているところであり、今後においてもこの国の動向や高齢者の運転免許自主返納の状況などを踏まえ、各部署において的確に検証を行ってまいります。

○小豆畑緑委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　これからいろんな意味で検討していくという内容です。問題は、バスカードが少ないぞ、残り少ないぞとなれば、みんな慌ててくるんじゃないかなという――そんなことはないか。来たときに、途中でやめるということに現在ではなるかと思います。そういう意味では、なくなったときのために、これにかわる協賛事業なり、いろんな市としての事業をぜひとも考えておいていただきたいなと思います。多分、交通部長が今年度というのは、余裕で今年度終わるという意味でしょうから、多少ふえても大丈夫かなという思いはありますが、ぜひとも高齢者の次の、市としての足の確保というのは、これは当然のことなので何も言いませんけれども、ぜひとも早目に各関係機関で協議をして事業を検討していただければと思います。バスカードなり給付事業に限らず、いろんな面で早目に示していただくことをお願いして、これは終わります。

次に、消防車両について。

昨年から何かいろいろあったみたいで、私が気がついたのは３月です。３月の段階でちょうど前の消防長さんがかわられるということで、新しい消防長さんになってから消防のほうに電話をしたら、気をきかせて、今、調査が入っているという御返答をいただきました。その後、いろんなところで消防車両の過積載の報道がなされて、これは仙台市がいわゆる全部解消をしたと。それから、秋田も秋田魁新報で消防車両30台過積載というような新聞が流れておりました。途中経過がなかったので、今回質疑することにしました。

青森市ももしそういうことがあれば、当然ながら、消防長、消防本部の中で処理していることと思いますので、今回、他都市の消防本部の消防車両重量超過の報道を受けた青森消防本部の対応についてお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。吉本総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事　藤田委員の他都市消防本部の消防車両重量超過の報道を受けた青森消防本部の対応についての御質疑にお答えいたします。

他都市消防本部の消防車両重量超過の報道につきましては、平成30年10月に京都市消防局における報道を皮切りに、平成31年３月、千葉市消防局、平成31年４月には仙台市消防局や北海道内数箇所の消防本部における報道がされたところであり、去る６月19日には、宮城県内全消防本部の状況につきまして報道されたところであります。いずれの報道も車検証で定められた重量を上回る資機材を載せていた

との内容であり、報道された各消防本部におきましては、はしごやホースなどの資機材は簡単に積みおろしができるため、消防隊員の手荷物と同様で、車両重量に含まれないとの解釈であったものであります。

青森地域広域事務組合消防本部――以下、当消防本部と言わせていただきます――におきましても、当該報道のあった他都市消防本部と同様に、ホース等の資機材は、車両重量等には影響しないとの認識であったため、平成30年の京都市消防局の報道後、消防車両メーカーや他都市消防本部にその認識や車検の取得方法等について情報収集を行ってきたところであります。なお、報道の対象となった車両は水槽つきポンプ自動車等の水槽部分などの荷室がある車両で、車検証の最大積載量に数量が記載されているものが対象となることが判明したものであります。また、ことし４月の仙台市消防局の報道を受けまして、青森警察署及び国土交通省東北運輸局青森運輸支局等に法令等の解釈やその運用について相談したところであり、その結果、車検証記載の重量と現状の車両重量を整合させるよう、車検証の記載変更を進めることといたしました。

なお、当消防本部では、保有する水槽つきポンプ自動車等の実態を調査し、当該調査結果と関係機関との調整内容を踏まえ、青森市内の各署所の消防車両 18 台中 14 台につきまして、順次、車検証の変更手続を進め、６月 25 日をもって車検証の記載変更の対応が全て完了したところであります。

○小豆畑緑委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　大変お疲れさまでした。ポンプが積載の車検証に記載をされているということで、そのことについていろいろ関係団体、国土交通省なり、警察なり、運輸――何と言ったっけ、車検をやるところね――きちっと協議をして処理したという、大変お疲れさまでした。全てにおいて各自治体であった事案は、いつも私、言っていますけれども、自分たちのことだという認識を持って対応する。今回は既に私が連絡をしたときには、消防本部として調査に入っていましたので、大変御苦労さまでした。これでいろんな意味で、事故が起きたときにそういう対応がなされていないと、損害賠償を求められるケースが多々ありますので、まあ、安全率があるので、多少重く載っけてもブレーキはかかるんでしょうけれども、記載事項はきちっとした書面に直していかないとだめですので、これについてはお疲れさまと言いたいです。

こういうのもあるんですが、水道に関しても、交通に関しても、前回の３月定例会から大変いい話を聞いて、水道に関しても私のところで聞いた話、とてもいい話でして、それを話すと水道部長に質疑しなければならなくなるのでちょっとやめておきますが、交通部のバスも、最近ちょくちょく乗っていますが、時刻表も見られるようになって、どこでも見られるのは大変便利になって、バスカードを活用させていただいていました。そういう意味では、さっきの消防の話とつながらないけれども、いろんな面で情報を得て、自分のところに合わせてほしいなと思います。

次は、職員の時間外労働のことについてです。

先般、会計年度任用職員について藤原議員が質問していました。昔、高速道路を無料にするという大変いい話で、大変期待をしました。安倍総理は余りいいことないんだけれども、この働き方改革については、悪いところもあるけれども、同一労働同一賃金なんて今さらというふうに思うんですが、それだけ臨時職員、パート、いわゆる非常勤を含めた待遇を少し改善しなければならないと、あの総理でさえもそう思ったという案件であります。

今、さっきの高速道路無料化がなくなりましたけれども、安倍総理が大変いい話をして、さあどうかというと、まだ会計年度任用職員の財源措置が見えていない。大変あのときのようにならなければなという思いが出ています。御存じの方は御存じでしたけれども、全国の自治体で臨時職員、パートがふえて、正規の職員が仕事がふえて、忙しくてだめだと。忙しくてだめで、いろんな不祥事が起きている。西日本新聞に日田市の職員の記事がありまして、ちょっと紹介します。多忙で、忙しくて、上司の決裁を受けずに、市の所有地の賃貸やら売買契約を上司に何もしないでやると。この日田市の市長もまたいいかげんな話をしていまして、「現場で起きたことは現場で責任を取るということを身をもって考えてほしい」と。上司に相談しなくても現場で勝手にやれというこの市長もどうかと思うんですが、ある意味、議員の質問に対して、「管理職が対処せずに放置してきた責任は重い」というふうにこの新聞は書いておりました。

もう１つ、質疑の前に紹介します。大和証券が 19 時前に電気を消してしまうと。そうしたら、どういうことが起きたかというと、業務改善、それぞれの方がいろんな研さんを深める時間がふえたと、19 時以降。３年は大変だったというふうに記事に載っていました。この 19 時、午後７時以降に自分のための研さんは、当然ながら会社のためになる。この定着は３年もかかった。管理職には、19 時までに終わらなければ異動させるぞということも含めて――これはパワハラだと思うんだけれども――これも含めて実施したというような内容がありました。これは時間外労働にかかわって、それだけ今、働き方改革が求められているということを言いたいわけです。

八戸市の議会の中で、新聞を見た方がいると思いますけれども、アンケートに――、きょうの新聞に労働基準監督署が入ったということで、そういう恥ずかしい行為は青森市民病院はないと思いますけれども、ぜひとも気をつけて対処していただきたいなと思います。

そういう意味では、野放図にずっと明かり、最近はちょっと明かりが消える日もあるみたいだけれども、そういうパートが対応されて職員に余裕が出てくれば、いろんなことがいい方向に行くんではないかという思いでちょっと聞きたいなと思います。

公務員は労働基準法適用外、三六協定も結べない、上限規制がない。この時間外

の上限制限について、市はどのように考えているか、まずはお示しください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。
○能代谷潤治総務部長　藤田委員の職員の時間外労働の制限についての御質疑にお答えいたします。
長時間労働の是正等の措置を講じる「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる委員からも御紹介がありましたが、働き方改革関連法を踏まえまして、人事院勧告において、公務においても健康保持や人材確保の観点等から長時間労働等を是正し、超過勤務の縮減に取り組む必要がありますことから、超過勤務命令の上限を１カ月 45 時間かつ１年 360 時間、また他律的業務の比重の高い部署におきましては、１カ月 100 時間かつ１年 720 時間と設定すること、また、大規模な災害への対応等、真にやむを得ない場合には、上限を超えることができることとし、上限の時間を超えた場合には、各省各庁の長や任命権者が真にやむを得なかったかを事後的に検証することとされたところであります。
本市では、これまでも職員の心身の健康の維持・増進やワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、超過勤務の縮減などに取り組んでいるところであり、具体的には、所属長に対して労務管理の徹底を通知し、職場環境の改善を促すこと、毎月１回のノー残業デーを実施すること、職員の健康状態の確認や産業医面談の活用などを周知すること、一月当たり 100 時間を超えて超過勤務を行った職員の状況について毎月産業医へ報告すること、さらには、年次有給休暇について目標値を設定し、その取得を促進させることなどに取り組んでいるところであります。
時間外労働の上限規制につきましては、人事院勧告及び青森県人事委員会による勧告を踏まえた対応をすることとしており、労働安全衛生法に基づき設置しております衛生委員会におきまして、時間外勤務状況及び縮減に向けた取り組み事例の周知や厚生労働省が作成するリーフレット等を配布させていただきながら、取り組んでいるところであります。今後とも、職員の心身の健康の維持・増進やワーク・ライフ・バランスの増進を図ってまいりたいというふうに考えております。
○小豆畑緑委員長　藤田委員。
○藤田誠委員　私も聞くときに注意しながら聞かないと、ある意味皆さん、推測していただくところは推測していただければ、お願いです。45 時間、360 時間、ほぼほぼ労働基準法です。これは、私も罰則規定がないので――です。
時間外命令もそうですが、いかにチームをまとめる管理職、先ほど証券会社の話をしました。チームリーダーが業務内容全体を把握していれば、いわゆる職員の心の病を早く見つけることができるし、私の前の会社は、その係の中で心の病が出れば、もうピューって。次の年も、２回ぐらいやると、もう人をつけない部署に出されてしまいます。給与体系が違うので、基本給、職務給、職能給というのがあって、理事であれば職務に応じた給与、職能というのは、ついた仕事によって給与が違うと。というのがあるので、いわゆる１人職場に、余り人材を壊すとやられるという

意味では、ぜひとも管理職の皆さんがきちっとまとめていただいて、職場の中をきちっと掌握して作業を進めてくれれば、一時期ふえた心の病、私は臨時、非常勤がふえて職員の負担がふえたことも大きな要因にあると思いますけれども、別な要因もあると推察をしています。これ以上言わないことにします。

そういう意味では、勤務実態をどう把握してどう仕事に生かしていくか、効率よく進めるか、とても大事です。職員の勤務状況の実態把握に市はどのように取り組んでいるのかお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。

〇能代谷潤治総務部長　職員の勤務状況・勤務実態の把握についての御質疑にお答えさせていただきます。

職員の勤務状況、とりわけ時間外労働につきましては、各課から人事課に毎月報告されます個人個人の時間外勤務報告書、それを１件１件確認させていただいております。また、時間外勤務手当の配当や追加配当の際には、各課、あるいはチームリーダー等とヒアリングさせていただいております。また、年２回実施しておりますけれども、人員配置の際の各課のヒアリング、それと職員が毎年提出していただいております自己申告書のほうでの確認作業等を通じて、勤務状況・勤務実態の把握に努めているところであります。

〇小豆畑緑委員長　藤田委員。

〇藤田誠委員　ありがとうございます。

職員の皆さんに何かあれば、必殺自己申告書があります。私は前にも言ったことがある、私が若いときに、課長がそれを見て、これは何だと問い詰められたことがあってから、信用しないで、10年ぐらいたってからきちっと封書に判こを押して出したことがありますけれども、今、この自己申告書、きちっと管理されているようですので、それを聞いている人は、一般の職員が少ないので何とも言えないですけれども､ぜひとも管理職の皆さん､やっぱり自分を直すのもいろんな意見をしゃべってもらうのが大事です。私も30年前にあるところで、４月の異動をすると、平から係長に昇格すると人が変わってしまう人もたまにいますので。私の職場でないところから呼び出されて、係長がついたら俺は係長だと威張っている人がいて、そいつとけんかして、その後は大変仲よくなりました、私の先輩なんだけれども。やっぱり仕事の重責がある意味人を変えてしまうことがある。それは、ある意味その業務内容を悪化させる一つの要因になりますので、いろんな意味で、今、総務部長から答弁がありました時間外についても、報告があって、必要に応じてヒアリングをして、これから先の業務が見通せる内容であれば、予算要求もきちっとできると。これを聞いている隣の部屋は管理職が多いでしょうから、ぜひとも管理職の皆さん、先ほどもありましたけれども、見る方向が違うと業務に支障を来す、誤ります。あくまでも管理職の皆さんには、自分が与えられた全体の仕事を掌握して、一人一人にきちっと仕事をしてもらう。100%といかなくても、全体的に効率よく、10 人い

たら 10 人が均等に仕事ができるというふうな体制をとってほしいことをお願いして、終わります。

ありがとうございました。

〇小豆畑緑委員長　次に、木下靖委員。

〇木下靖委員　市民クラブ、木下靖でございます。私からはまず、首都圏ビジネス交流拠点運営事業についてお尋ねをします。

首都圏と青森市及び平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町をつなぐ窓口であり、平成27年度から開設されている「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」における来館者数・物販売上額・取扱商品点数について、平成30年度実績を前年度比較でお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

〇木村文人経済部長　木下委員の平成 30 年度の首都圏ビジネス交流拠点運営事業の実績についての御質疑にお答えいたします。

「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」は、首都圏との距離を克服し、新たなビジネス機会を創出することを目的に、平成28年３月に東青町村と連携して開設いたしましたテストマーケティング機能やビジネスサポート機能を有するアンテナショップであります。

「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」における来館者数は、平成30年度が５万4931人、平成29年度が４万5742人となっており、前年度と比較し、9189人の増加、前年度比で120.1％となっております。

物販売上額につきましては、平成30年度が2744万4000円、平成29年度が2011万2000円となっており、前年度と比較し、733万2000円の増加、前年度比136.5％となっております。

取扱商品点数につきましては、平成30年度末が653点、平成29年度末が482点となっており、前年度と比較し、171点増加、前年度比で135.5％となっております。

〇小豆畑緑委員長　木下委員。

〇木下靖委員　今のお話で、来館者数に関しては、平成 30 年度は前年度比約２割増と、物販の売上額についても36.5％ですか、上回っているということです。

それでは、まだ年度が始まって間もないんですが、この「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」における同じく来館者数・物販売上額・取扱商品点数について、本年度、令和元年５月末時点における実績を前年度比較でお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

〇木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えいたします。

今年度５月末時点の事業実績についてでありますが、「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」における来館者数は、令和元年度５月末時点で１万234人、平成30年度５月末時点で 7574 人となっており、前年度と比較いたしまして 2660 人の増加、前年度比で135.1％となっております。

物販売上額につきましては、令和元年度５月末時点で362万5000円、平成30年

度５月末時点で395万5000円となっており、前年度と比較いたしまして33万円の減少、前年度比で91.7％となっております。なお、前年度に比較いたしまして、５月末時点で減少した理由は、昨年４月に物販で出店した東京の立川市で行われておりますねぶた体感イベントがことしは６月にずれ込んだことが大きな要因であります。

取扱商品点数につきましては、令和元年度５月末時点で755点、平成30年度５月末時点で600点となっており、前年度と比較いたしまして155点の増加、前年度比で125.8％となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　木下委員。

○木下靖委員　本年度５月末時点で、来館者数については約35％増ということなんですが、その物販の売上額については、昨年度から 8.3％減っているけれども、立川市でのねぶた体験イベントですか、それが昨年の４月からことしは６月になったということが原因だろうということで、今月これからなのか、もうされたのかわからないんですが、そこのイベントがされれば、これも、売上額のほうも伸びるというふうに考えてよいのかなと思います。

それでは続いて、この「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」における52週プロジェクトの平成30年度の取り組みをお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長　平成30年度の52週プロジェクトの実施状況についての御質疑にお答えいたします。

「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」では、施設の認知度を高めるとともに、より多くの方に何度も足を運んでいただけるよう、平成29年度から、年間を通じて週がわりでイベントを開催する52週プロジェクトに取り組んでおります。

平成30年度は、計57件のイベントを実施しており、その内訳といたしましては、青森市浪岡産のリンゴ、今別町産の一球入魂かぼちゃなどを販売する秋の大収穫祭など、一次産品の販売促進イベントが19件。東青地域の加工食品のフェアや、同地域の食品関連事業者等による試食販売会など、加工品の販売促進イベントが20件。東京都内のハンバーガーショップによる青森食材を活用したハンバーガーのランチ営業など、飲食イベントが10件。青森ねぶた祭を店内でライブ中継するネブリックビューイングや、今別町の郷土芸能であります今別荒馬踊りの店内演舞など、郷土芸能のＰＲイベントが８件となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　木下委員。

○木下靖委員　52週プロジェクトについては、１次産品の販売促進イベントと加工品の販売促進イベント、合わせて39件、全体の７割近くが占められているということで、販路拡大という目的には沿ったものだというふうに考えます。

それでは、この52週プロジェクトの令和元年度５月末時点での取り組み内容をお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えします。

今年度５月末時点の52週プロジェクトの実施状況についてでありますが、東青地域の加工食品や母の日に向けた贈答品のフェアなど、販売促進イベントを計５件実施しております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　木下委員。

○木下靖委員　今、イベント５件というふうに言われたかと思うんですが、先ほどこの52週プロジェクトというのが週がわりのイベントということで、５月末時点で５件ということは、週がわりというふうにはならないかと思うんですけれども、これは何か理由はあるんですか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えいたします。

名称は52週ということで、それぞれ52回に分けてというように聞こえますけれども、実際の件数につきましては、週ということより、回数での52回というふうに御理解いただければと思います。

○小豆畑緑委員長　木下委員。

○木下靖委員　週にこだわることなく、52回以上はやろうよねという話ですよね。

それでは、「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」のもう１つの目的、ビジネス交流拠点としてこれまでも商談の場として活用されてきたものと考えます。これまでの商談実績をお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長　これまでの商談実績についての御質疑にお答えいたします。

「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」における平成28年３月の開設当初から平成30年度末までの商談実績といたしまして、首都圏等の事業者との商談件数は53件となっており、あおもりカシスを初めとするあおもり産品や青森市内事業者による各種商品など、計18件の商談が成立しております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　木下委員。

○木下靖委員　商談に関しては、これまで53件行われて、うち18件が成立したということで、それでは、この首都圏ビジネス交流拠点運営事業における目標値というようなものは何かあるんでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えいたします。

当該事業の目標でありますけれども、本事業は青森市総合戦略におきまして、「域

外における人材とのビジネス・ネットワークの構築」を目的とし、「ビジネス・ネットワーク協力者数」を目標値、いわゆるＫＰＩとして設定しております。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　木下委員。
○木下靖委員　人材とのビジネス・ネットワークの構築ということなんですが、いわゆるそれを構築するということはもちろん目的なんでしょうけれども、目標値として何か具体的なものというのはあるんですか。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。
○木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えいたします。
　目標値として、令和元年度末時点で500人ということで設定したところでありますけれども、平成30年度末時点で553人となっておりまして、既に目標値を達成しているという状況であります。
○小豆畑緑委員長　木下委員。
○木下靖委員　令和元年度末で500人というふうに言っていいんですかね、目標値であったのに対して、平成30年度末で553人、既に目標値を達成したということなんですが、この事業目的をなし遂げて成果を上げるためには、例えばさらなる上の目標値であるとか、また別の視点からの目標設定というものがないと、この事業のモチベーションというか、これはなかなか保てないのかなと思うんですよ。目標値を達成したと、やれやれというところで安堵してしまうと、せっかくの事業がそこでストップしてしまうことにもなりかねないということなので、新たな目標設定というのが不可欠と考えますが、いかがですか。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。
○木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えいたします。
　木下委員からもありましたけれども、現状に甘えることなく、さらなる上積みを目指して、今後頑張っていきたいと考えておりますけれども、目標を設定しております青森市総合戦略の計画期間は、令和元年度、今年度が最終年度となっております。今後の目標設定につきましては、これまでの実績を踏まえるとともに、現在設定しております指標のままでいいのかということも含めて今後検討してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　木下委員。
○木下靖委員　そうすれば、このビジネス・ネットワークについて、さまざまな方と、協力者として連携していかれるということなんだと思いますが、具体的にどのような活用をされているのか、例をお示しください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。
○木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えいたします。
　ビジネス・ネットワークの協力者の例ということでありますけれども、ビジネ

ス・ネットワークの協力者につきましては、ビジネス拡大のための企業間のネットワーク化への参加協力者としており、これまで本事業に関係していただいた企業または個人となっております。

本事業のかかわり方につきましては、事業者によってそれぞれでありますけれども、その例を挙げますと、商談における地元事業者とのマッチングであったり、また52週プロジェクトにおける共同イベントの企画などであります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　木下委員。

〇木下靖委員　この「ＡｏＭｏＬｉｎｋ～赤坂～」、もちろん青森市のみではないんですけれども、首都圏における青森市の顔とも言うべき施設です。その意味では、青森市シティプロモーションの一つとも言える施設であります。引き続き、積極的な展開を期待して、この項については終わります。

続きまして、交通安全施設整備事業についてお尋ねします。

最近、高齢者による運転する車での人身事故が多数報道されております。車の改良であったり、あるいは高齢者に対する免許更新基準の見直しなど、今後取り組むべき課題は多いものと考えます。

また、歩道を通行中に車に突っ込まれて、歩行者がけがをするといった例も非常に多いのですが、中にはガードレールがあれば、防ぐことができたのではないかと思われるような事故もあります。

市では、交通安全施設整備事業として区画線、道路反射鏡、防護柵等の設置などを行っていますが、本年度の予算と昨年度の整備実績をお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

〇長井道隆都市整備部理事　木下委員の交通安全施設整備事業の予算と整備実績についての御質疑にお答えいたします。

市が実施する交通安全施設整備事業では、交通安全対策のための車道中央線や外側線などの区画線やカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設を整備、設置しているところであります。

交通安全施設整備事業の令和元年度当初予算につきましては、3945万8000円となっておりまして、昨年度の整備実績につきましては、区画線が7万4588メートル、カーブミラーが11基、ガードレールが240メートル、転落防止柵が32メートルとなっております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　木下委員。

〇木下靖委員　区画線7万　4588　メートル、聞いたところによると、この区画線というのが、法律等によっていろいろと国とか、県とか、市とか、その道路管理者によって異なるということで、市は市の担いになる部分を担当しているということで、非常に入り組んだ内容だったので、この整備したメートル数が長いのか短いのかと

いうことはちょっとよくわかりません。けれども、カーブミラーが11基、ガードレールが240メートルということだったのですが、これはいわゆる市道における整備ということでしょうから、もし把握されていればでいいんですが、市が管理する道路、いわゆる市道に対するこういった市民要望、通常、これは町会から要望が上がってきて、交通診断、多分公安委員会だとか、市だとか、聞いたところによると町会連合会の人も立ち会ってと、町会の人も立ち会ってやるということなんですが、大体で結構です、この市の道路に対する町会から上がってくる要望というのは、年間何件ぐらいあるか、今わかりますか。突然でちょっと申しわけないんで、もしわからなければいいです。後で数字をもらえばいいので。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事　木下委員の再度の御質疑にお答えいたします。

　交通安全施設に限っての町会要望の件数につきましては、済みません、現在手持ちにありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○小豆畑緑委員長　木下委員。

○木下靖委員　済みません。ついさっき思いついたものですから聞いてしまいましたけれども、後ほどよろしくお願いします。

　それでは、この交通安全施設整備については、今申し上げましたけれども、町会からの要望に基づいて交通診断を行って、実際に恐らく要望はたくさんあると思うんですよ。私も今まで二、三回その立ち会いというのに出たことがありますけれども、なかなか思ったように要望どおりの整備というのは実現しない。それだけ多くの要望があって、それに対する予算づけというのが賄い切れていないということだと思うんですけれども、その交通診断によって設置の可否というのは判断されると思うんです。その際に、各要望箇所ごとに優先度をつけて設置すると思うんですが、その際のその判断に当たっての基準というものがどういうところにあるのかお尋ねします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事　木下委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

　設置基準というふうなところでありますが、市ではカーブミラーや信号機などの設置等の要望等につきまして取りまとめを行いまして、年に一、二回施設の要望者、青森警察署、青森市町会連合会交通・防犯部会及び道路管理者等と立ち会いの上、現地での交通診断を実施し、実際の状況を見ながら交通安全施設の必要性等について確認を行っているところであります。

　交通診断によりまして現地確認を行った後に、再度青森警察署、青森市町会連合会交通・防犯部会及び道路管理者による検討会を開催しておりまして、その検討会の結果、整備が必要と判断された施設につきまして、それぞれの管理者が施設整備を行っているというようなところであります。

　以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　木下委員。

〇木下靖委員　交通診断の後、また同じようなメンバーで検討会というものを開いて、いろんな要素があるんでしょうけれども、総合的に勘案をして、設置の可否を判断すると。最終的に要望するその施設が設置されるされない、どちらにせよ決まった場合に、特に設置されなかった場合ですよね、要望に対して。そのなぜ設置されないのかという理由というのも、要望した町会等には知らされるものなんでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

〇長井道隆都市整備部理事　再度の御質疑にお答えいたします。

基本的には緊急性だとか、重要度だとかにつきまして検討を行いまして、その判断しているところであります。中には、基準に照らし合わせても必要でないだろうというようなところもありますので、それらも含めまして、要望者のほうにはお話しさせていただいているというようなところであります。

〇小豆畑緑委員長　木下委員。

〇木下靖委員　その理由については、要望者のほうには知らされているということでしたので、結構です。

いずれにしても、私が最初に交通診断に立ち会ったときは信号機の要望だったかなと思うんですが、信号機となると、あれは公安委員会になっちゃうんですかね。非常に設置費用も高額ですし、たしかそのときは全県で信号機20機ぐらいつけるぐらいの予算しかなくて、全県ですので、多分何百というふうに要望は上がってくるんだと思います。その中で判断するのに、判断するほうも非常に大変だとは思うんですけれども、さまざまな要素を考えて、危険度の高いところというふうになるのだと思います。ただ、冒頭申し上げましたように、今非常に交通事故といいますか、もしガードレールとかがあれば防げたのになという事故もありますので、限られた予算ではありますけれども、今後ともその交通安全施設整備事業については、積極的に展開されるように要望して、終わります。

〇小豆畑緑委員長　次に、山本武朝委員。

〇山本武朝委員　公明党の山本武朝でございます。質疑に入る前に一言御礼を述べさせていただきます。

先週、教育委員会のほうにＳＤＧｓの啓発ポスター、「ＳＤＧｓ知ってますか？」という17色のカラフルなポスターを小・中学校に張っていただいたらどうかというふうにお願いしたんですけれども、早速、小・中学校各校に２枚ということで手配していただいて、今週中にも張り出されるとお聞きしました。ありがとうございます。持続可能な社会、ＳＤＧｓ、誰一人取り残さないというこの理念があるわけですけれども、これは新学習指導要領でも持続可能な社会の担い手を育成するということが求められておるわけですので、この視点で教育活動をさらに推進していただきたいと思います。ありがとうございます。

質疑は３点でありまして、グリーンツーリズム、リンゴ黒星病、そして軽減税率について。この順番で質疑させていただきます。

最初に、グリーンツーリズム。一般質問でも確認させていただいたんですけれども、ちょっと時間がなくて、現在の本市のグリーンツーリズムの戸数の数字を聞いたままで終わってしまったので、今質疑させていただきます。

本市浪岡地区におきまして、広く南津軽郡でこのグリーンツーリズム――具体的に言うと、修学旅行生を受け入れて、農家と農作業に親しむものです。一般質問では過去５年間の実績を聞いたんですが、四、五校とあって、多いときは200人を超すときもあったんですけれども、昨年度は３校、受け入れの人数も百人ほど。そして、受け入れ農家も22戸と減少してきているところであります。

そこで、受け入れ農家の課題と支援も含めまして、グリーンツーリズムに関する支援策についてお知らせください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長　山本委員の農家民宿の課題と支援策についてのお尋ねにお答えいたします。

本市の農家民宿につきましては、修学旅行で農家民宿を行う学校数の伸び悩みや、受け入れを行う浪岡グリーンツーリズムクラブ会員の高齢化、受け入れ農家の施設の老朽化が進んでいることが課題となっております。

このため、受け入れ調整を行っている津軽ほっとステイネットワークでは、修学旅行で農家民宿を行う学校数をふやす取り組みとして、首都圏などでの学校訪問を行っているほか、浪岡グリーンツーリズムクラブでは、会員数をふやすため、地域のイベントでパネル展示やチラシの配布などのＰＲ活動を行っております。また、本市では、青森市グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業により、農家民宿を始めるための経費や新たな体験メニュー開発の経費に対して支援してきており、今年度からは、既にグリーン・ブルーツーリズムに取り組んでいる農業者等が受け入れ環境を向上させるための設備の設置や修繕などに要する経費についても、３分の１以内、上限６万円を補助することとし、現在までに２件の交付申請を受理しております。

市といたしましては、本市の農林水産業の魅力を域内外に伝えるため、今後新たにグリーン・ブルーツーリズムの活動を市のホームページで紹介するなど、情報発信を強化するとともに、関係団体とも連携しながら、グリーン・ブルーツーリズムの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　山本委員。

○山本武朝委員　答弁ありがとうございます。

農家に追加で３分の１以内で上限６万円の補助をするということで新たな取り組み、ありがとうございます。恐らくその受け入れの園地とかで、やはり子どもたち

が来ますので、ちょっと水道施設とか、トイレとか、さまざまな設置したり、直したいとか、この要望に応えるものだと思います。確かに金額は大きくないんですけれども、きちっとそこに対応していただいたということが、私は本当に寄り添っているところだなという部分です。この２件の申請があるということですので、ぜひこれを利用して、グリーンツーリズム、本市への修学旅行生、またふえていただきたいと思って、この項は終わります。

次は、リンゴ黒星病についてであります。

私も折々リンゴ園地――最近ではもうサクランボの季節ですね。浪岡地区でもリンゴ農家さんが10件近くサクランボ生産もしておりまして､折々私も訪問しています。

また、昨年度は大変リンゴ黒星病が蔓延し、また話題になったわけでありますけれども、新聞等の報道によりますと、今年度は全県的にもリンゴ黒星病の発生が少ないとされておりますけれども、本市の発生状況をお知らせください。また、発生状況を踏まえた今後の市の取り組みについてもお知らせください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長　山本委員のリンゴ黒星病についてのお尋ねにお答えいたします。

リンゴ黒星病につきましては、昨年は県内の広範囲で発生が見られたものの、生産者の方々が被害果の摘果作業等､適切な防除作業を行ったことなどによりまして、県全体では、平年並みの収穫量が確保されたところであります。また、ことしの黒星病の発生状況については、県の青森県農業情報サービスネットワーク「アップルネット」において発表している「県予察ほ」では、６月20日時点で、殺菌剤無散布のふじ新梢葉の発病率は11.4％となっており、昨年の66.2％と比較し、大幅に低くなっているほか、10年間の平均値29.7％と比較しても低い状況となっております。

本市におきましても、本年５月20日から27日の期間で、市内30園地を対象に調査を行った結果、葉の発病率については、浪岡地区において 0.1％、青森地区においてはゼロ％と黒星病の発生はほとんど確認されなかったところでありまして、この要因といたしましては、春先から黒星病の感染拡大の原因となる降雨が少なく、気温が高目に推移したこと、また生産者の方々が耕種的防除や適時適切な薬剤散布を実施したことによるものと考えております。

なお、本県では、既に梅雨入りをし、今後、気温の低下に加え、降雨が多くなると発生の拡大が懸念されることから、市といたしましては、７月上旬に２回目の調査を行い、発生状況の把握に努めることとしております。市といたしましては、今後ともリンゴ黒星病の発生抑制に向けて耕種的防除の徹底や適時適切な薬剤散布の実施について、市主催の栽培技術講習会やチラシ、ホームページ等を活用して呼びかけてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　山本委員。

○山本武朝委員　答弁ありがとうございます。

そうですね、今年度はもうほとんどないんですね。やっぱり天候がずっと雨が降らなくて、それが一番影響していると思うんですけれども。黒星病、カビです。ですから、雨が上がった後、非常に発生するわけですので、当然今、これだけ雨が少ないので、発生しにくいと。田んぼは用水路があるので、米はいいんですけれども、やはり一番心配なのはこのリンゴに限らず、露地物の野菜ですね、畑のほうです、いわゆる。そっちが本当に雨が少ないので、そっちのほうが心配な状況であるんですけれども、順調に、リンゴに関しては育っていると。私も折々園地へ行ったり、農家さんに聞いておる次第です。

さっき答弁の中で、実は昨年度、県全体としては収穫量が確保されたと、現実のところはそうだったんです。やっぱりリンゴ農家さんに聞いたら、回数をふやして、タイミングを見て、薬剤散布してみたり、あとはやはり摘果作業の中で、どんどん黒星にやられたと抜いていきますので、そうなると、大きな被害は防げたという農家さんも多かったです。ただ、かなりやられたところは実際に被害があったということで、ですから、何を言いたいかというと、どうしても新薬、新薬というふうに、薬をとあるんですけれども、当然これは、国会議員も動いたり、県全体でみんなで動いて、薬の承認を早く、来年度、再来年度ぐらいにということで、どうしても口に入るものですので、慎重になるわけですけれども、実は現実の薬剤で十分にまき方で防げるよと私も何人もリンゴ農家さんからお聞きしていますので、そこをしっかりリンゴ農家さんも的確な薬剤散布を今後ともやっていただきたいと思っております。また、今後とも、本市にとって大事な農業の中のリンゴ生産でありますので、現地調査を初め、農家の皆さんに寄り添ってリンゴ生産に取り組んでいただきたいと思います。この項は終わります。

次、軽減税率について。

御承知のように、10月から消費税８％から10％に上がるわけですけれども、その中で、お酒類を除いた飲食料品、生鮮食料品、加工品等は８％のまま、軽く抑えられるということで軽減税率なわけですけれども、心配なのは、私、ここ最近――商店さんです。大きなチェーン店さんはいいんですけれども、実際レジとかどうされますと聞いて、近くの個人店主のラーメン屋さんに行ったら、レジがいきなり新しくなって、ホームセンターで買ったんですよと。何と４分の３だかはお金が戻ってくるということで、大したよかったですと。それはちゃんとお店の人から聞いたの、そうですと、申請書が届けられましたと。

私も地域で一番使っている個人商店さんに寄ってみたら、やっぱりどうしようかなと思って、うちのこのレジで対応できるのか、当然、食料品８％のものと、雑貨も売っていますので、10％、どうすればいいのかなという話があって、今言ったように、買いかえることもできますし、実は懇意にしている事務機屋さん等があれば、

その税率のキーをきちっと設定し直していただければ対応できるレジが実は大半なんですよと、そこを販売店さんなりには相談していただければということで、うん、わかった、そうしてみるよということで、そういう会話をしたんですけれども、待てよと、10月ってもうすぐだなと。大手はいいんです、ちゃんと対応していますからね、ＰＯＳレジの。個人個人の商店主さんが、本当にこの辺きちっと対応されているのかなというのが一番心配で、今回の質疑に至ったわけであります。

ちょっとおさらいをしますと、今年10月から消費税率が上がることによって、この財源は約5.6兆円が見込まれております。その目的は、一般質問でも触れましたが、少子・高齢化に伴って増大する社会保障料の確保、そして幼児教育の無償化など、教育負担の軽減に充てられます。さらに、後の世代に負担を減らすため、借金に当たる国債の返済部分にも充てられるものであります。そうした中、毎日の買い物、飲食料品の税負担を軽くしてほしいとの生活者の声を切実に受けとめ、また、やっぱり現実上がると、毎日の買い物、この痛税感、この痛みに対して、その負担軽減を図るために、我が公明党が一貫してこの軽減税率の導入を推進してきたものであります。

もうすぐです。円滑な軽減税率導入に向けて、消費税軽減税率対策補助金が設けられておりますが、この開始に伴って、国の補助制度のまずは概要をお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

〇木村文人経済部長　山本委員の消費税軽減税率対策補助金の概要についての御質疑にお答えいたします。

本年10月１日から開始されます消費税軽減税率制度の円滑な実施に向け、国におきましては、複数税率対応レジや受発注システムの導入、改修を行う中小企業、小規模事業者等に対し、消費税軽減税率対策補助金制度を実施しております。主な内容といたしましては、複数税率対応レジにつきましては、１台当たり20万円、受発注システムにつきましては、1000万円を上限に導入等に係る費用の一部を補助するものとなっております。

なお、当該補助制度につきましては、本年１月１日から、複数税率に対応した券売機など、これまでは補助対象外であった機器、システム等についても対象に追加されたほか、補助率については、従来の３分の２以内から、３万円未満のレジ１台のみ導入する場合は５分の４以内に、それ以外の場合でも４分の３以内まで引き上げるなど、補助内容が大幅に拡充されたところであります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　山本委員。

〇山本武朝委員　答弁ありがとうございます。

レジは原則４分の３と、すごい補助率ですね。先ほど答弁で３万円未満は５分の４ということですが、先ほどのラーメン屋さんが２万で買ったということは、１万

6000 円戻ってくるということで、これは買いかえるのがチャンスだなというように思った次第であります。

実は委員長のお許しを得まして、ちょっと新聞を持ってきたんですけれども、今週月曜日の新聞であります。実は毎週１回地元紙に全面広告で、レジ、今、買いかえますよというふうに、20 万円まで原則４分の３補助が出ますよと、この経済産業省中小企業庁、毎週出ていますね、１回ね。相当これを早く使ってくださいというサインなんだろうなと。予算は十分ありますと、その割にまだまだあいていますという、そういうサインなのかなということで。ともあれ今後は簡素な経理システムで４年間は保障されているんですけれども、４年後からは、きちっとインボイス、各品目ごとにきちっと税率を明記して請求するというふうになっていますので、特に商店の場合、きちっと８％のもの、10％のものと分けるにも、やっぱりレジが一番簡単なんですね、商店におきましては、スーパーでも。そこをしっかり整えていってほしいというのが、このチラシにあらわれていると思いますので、触れさせていただいた次第であります。

この新聞以外にでも、経済部長、この補助金、さまざまな制度というのはどのように周知しているのか、ちょっとお知らせください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長　再度の御質疑にお答えいたします。

消費税軽減税率対策補助金の周知についてでありますけれども、国におきましては、チラシ、パンフレット等の作成、配布やテレビ、ラジオ、今御紹介いただいたように新聞等のメディアを通じた広報を行っております。また、市におきましては、「広報あおもり」４月 15 日号及び市ホームページへの掲載、チラシ、パンフレット等の窓口設置など、周知に努めているところであります。また、商工会議所、商工会などの中小企業団体等におきましては、ガイドブックなどの作成、配布や事業者向け説明会などの開催、巡回指導時のチラシ配布など、周知活動を行っております。

なお、中小企業団体等に加入していない中小企業、小規模事業者などもおりますことから、国におきましては、民間金融機関や公的金融機関、税理士等に対して、取引先事業者への周知や取り組み支援を要請しているほか、レジシステム改修に取り組む主要レジメーカーやシステムベンダーに対しまして、営業活動の強化と販売前後にも十分なサポートを提供できる体制の構築に努めるよう要請しているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　山本委員。

○山本武朝委員　答弁ありがとうございます。

まさに経済部長、最後のところで答弁していただいたとおり、国もこうやって周知しているわけですけれども、商工会議所とかに加盟していない個人商店の対応をしっかり行っていただきたい。先ほど私、紹介しましたけれども、実際、商店主さ

んに販売しているのは、メーカーさんというより、事務機屋さんだと思うんですね。また、金融機関、やっぱり税を納めるので、おつき合いをしている金融機関、また税の相談をしている税理士さん、こういったところがあそこの商店主さん、レジちゃんと買いかえたかな、どうやって経理システムをやっていくのかなと、みんなで応援して目配り、気配りしていきたいと思っています。テレビ報道がありましたけれども、つい数日前も商工会議所主催でセミナーが行われていましたね。

あと最後に、せっかくですので、ここにいる議員の皆様も自分の地域で懇意にしている個人商店主さんにこういうレジの買いかえの制度――地元の事務機屋さん、ホームセンターでも数万円のレジは売っております。こういうのも買いかえることができるよと。また、税率の切りかえには、レジを購入した販売店さんに相談すれば、その設定の仕方とかを教えてもらえるので、そういうふうな対応はどうなっていますかと、そのようにお声がけしていただければありがたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○小豆畑緑委員長　次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員　日本共産党の天内慎也です。最初に、浪岡の質疑を３つさせていただきます。

浪岡城跡内の木橋について、老朽化しており危険だとの声が寄せられておりますが、費用の把握や改修計画の考えはあるのか示してください。

２点目は、浪岡地区の防災行政無線が故障をしておりますが、復旧の見込みをお示しください。

３点目は、浪岡下十川地区の十川について、土砂しゅんせつや雑木処理を県に要望する必要があると思うが、考えをお示しください。

以上です。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　天内委員の浪岡城跡内の木橋についての御質疑にお答えいたします。

浪岡城跡につきましては、平成７年度及び平成８年度に整備した大小10基の木製の橋があり、このうち北館から西館、内館に通ずる部分にかかっている４つの木製の橋について、教育委員会ではこれまで橋の歩行部分を補強するため、板材を張ったり、橋桁の補修等を行ってきたところであります。

橋のかけかえに要する費用につきましては、現状の木材を主体としたかけかえの場合には相当規模の額となることから、橋のかけかえや大規模改修等については計画していないところであります。

橋の維持管理につきましては、今後も定期的なパトロールによる橋の状況を確認しながら、危険箇所を発見した場合には適切に対処してまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長　天内委員の浪岡地区の防災行政無線の故障についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の防災行政無線につきましては、平成15年度から平成17年度にかけまして、県が農事情報や災害時等の緊急情報を初めとする広報を行うため、浪岡地区農村振興総合整備事業により整備したものであり、平成19年度には、県から浪岡庁舎を基地局として、地区内71カ所に配置してあります放送設備の財産譲与を受けたものであります。このたびの故障につきましては、予約放送に係る制御系統に起因するものでありまして、市では、故障が判明した後、地区住民や各町内会長に対しまして、故障に関する周知を図ってきたところであります。

復旧の見込みについてでありますが、本年6月14日付で修繕に係る業務発注を既に終え、7月19日までに予約放送が可能となる見込みとなっております。復旧までには1カ月程度の期間を要しますが、警察からの注意喚起情報や浪岡地区のイベント情報等につきましては、現在、予約放送ではなく、職員による直接放送で対応しているところであり、今後におきましても、住民生活に影響が生じないように対処してまいります。

続きまして、天内委員の下十川のしゅんせつと雑木についての御質疑にお答えいたします。

河川区域内の土砂のしゅんせつや雑木処理、いわゆる伐木につきましては、河川機能を確保し、地域の良好な環境保全や水辺空間を提供するために行うものであり、市におきましては、毎年度、市内を流れる県管理の河川について、流水の障害となる土砂のしゅんせつや河川区域内の伐木などの維持管理について、県に要望してきているところであります。

県におきましては、本市からの要望を受け、現場を確認した上で適宜対応に努めているところでありますが、委員お尋ねの十川につきましては、昨年度、浪岡地区の下流域に当たります藤崎町区域までの伐木を実施したところであります。浪岡下十川地区の伐木等につきましては、県に確認しましたところ、既に今年度秋以降の伐木を計画しているところでしたが、しゅんせつまでは実施する予定にはなっていないとのことであります。

市といたしましても、県に対し、市内の県管理河川の土砂のしゅんせつや伐木等を継続して要望し、地域の治水、河川環境の向上を図ってまいります。

○小豆畑緑委員長　天内委員。

○天内慎也委員　最初に、下十川地区の十川について、これは要望にとどめておきたいと思います。

十川は、黒石から浪岡を経由して常盤に入って、岩木川にぶつかる川です。問題にしている場所は、浪岡のポパイ温泉を過ぎて、バイパスを過ぎていけば、藤崎の境になっているところの橋があるんですけれども、あの橋の下です。今、答弁にもありましたが、右側は常盤で、そこは伐採は終わったということですが、左側がま

だ河川内にいっぱいおがっているということだと思います。地域の住民の話だと、40年前の大雨といえば、多分浪岡の役場とかも冠水したときの大雨だと思うんですけれども、そのときも上流部から要らない木がいっぱい流れてきて、その河川内にある木に絡まって氾濫したということも実際ありますので、できればしゅんせつもすればもっといいわけですけれども、雑木のほうも早急に伐採していただけるように要望をしておきたいと思います。

　次に、浪岡城跡内の木橋についてですけれども、経緯からすれば、昭和44年から昭和49年に私有地から公有化になっています。昭和52年に発掘調査をして、昭和59年に基本構想を策定して、堀にかかる橋などの復元の工事が始まったと思います。いつ橋がかかったかは私はちょっとわかりませんが、昭和59年だとすれば、35年経過しているということで、大分傷んでいるということが当然かなと思っております。実際、ちゃんと見てきましたが、橋を渡る前に柱が立って、渡ってからも柱が立っているんですけれども、一番そこが腐っています。もう崩れかけているということで、そこはもう早く直さなければだめだと思いました。

　それで、35年も経過して、部分的に補修はしているということなんですけれども、見ばえもよくないですし、やっぱりある程度お金をかけなければだめだと思いますが、どうでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

〇佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

　先ほども申し上げましたけれども、浪岡城跡にかかっている10基の木製の橋がありますけれども、こちらは平成7年度から平成8年度までに整備したものであります。こちらについては、特に内館に通ずる部分の4基の橋について、これまでも修繕に努めてきたところであります。もちろん、やり方としては橋のかけかえということになるんですけれども、かけかえた場合には、現在かかっている橋を撤去した上でさらにかけかえるということになりますので、先ほども御答弁申し上げたとおり、相当規模の額がかかるということが想定されますので、現在のところは、危険箇所を発見した場合には適切に対処してまいるという対応で考えております。

　以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　天内委員。

〇天内慎也委員　ちゃんと聞いていませんでしたが、平成7年から8年ということで、23年、24年ということだと思いますけれども、川というか、湿地帯というか、そこに下の土台の木があって、そこなんかも腐ってくるということでは、部分補修で果たして直るのかどうか私は疑問に思っています。ある程度やっぱり金がかかるのかなと思っております。

　それと、教育委員会としても、桜の剪定にもお金をかけていますよね。ことしも桜まつりをやって、すごく私はきれいな桜になったなと思っていました。ですから、例えば桜を見に来た方が必ず――必ずでもないですけれども、橋を渡るルートも

通っているのをよく見ますので、やっぱり安全面からも私は対策が必要ではないかなと思います。

それとあと、浪岡地区のまちづくりとしてもいろいろと、北畠氏の歴史的な史実を根拠として、観光ボランティアとか基金も活用したまちづくりなんかもせっかく行ってきておりますので、そういった面からも、橋が壊れているというのはやっぱりイメージダウンにもつながっていきますので、強く要望をしておきたいと思います。

それと、これも要望なんですけれども、冬期間の管理をどうやっているのかなと思いました。見た限り、たしか雪の下になってそのままだと思いましたので、ブルーシートとかベニヤとかでも囲めば、もっと長持ちするのかなということを要望しておきたいと思います。

次に、防災無線ですけれども、確かに防災無線の本来の目的は災害時の情報伝達ということで、それはもちろんそのとおりだと思うんですけれども、行政のサービスの一環としてだと思うんですよね、チャイムを鳴らすということは。もう浪岡の皆さんにも根づいてしまって、なければ不安だという声が多いんですね。特に農家の皆さんが、やっぱりチャイムを当てにしているということなんですけれども、そのチャイムの見通しについてお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

〇三浦大延浪岡事務所副所長　天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。

今御質疑されました定時チャイムにつきましては、毎日6時、それから12時、18時という時間帯で放送されているものであります。この機能につきましては、先ほど御答弁申し上げましたが、防災行政無線の予約放送の機能に含まれているものであり、誤作動を起こしたもので、途中でとめておりました。今回、このたびの修繕によりまして復旧する見込みということになっております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　天内委員。

〇天内慎也委員　行政無線はこれで終わります。どうかよろしくお願いいたします。

最後に、一般質問の残りとして、医療と介護の連携について質疑しますが、佐久市の長寿県の取り組みを見てきて、報告などもさせていただきましたけれども、私が特に心に残ったのは、住民の健康意識が高い、なぜかということで、行政が住民に向けて健康に関する働きかけをしていることだけではなくて、医療従事者が——実際に医師とか看護師とかが地域に出て、健康促進の取り組み、普及啓発をしているということが、すごくいいことだと思いました。

私は本市も参考にして行うべきだと思いますが、どうでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。

〇岸田耕司市民病院事務局長　天内委員からの地域住民への健康維持のための啓発活動、地域に出ての啓発活動についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では、市民に病気への正しい理解を深めてもらうとともに、健康に対する関心を高めてもらうため、これまで毎年院内で開催するサマーフェスティバルやウインターコンサートにおいて、当院の医師が講師となり、市民公開講座を開催しているところであります。

平成30年度は、泌尿器科医師と小児科医師が公開講座を行ったところであり、今年度は、7月7日に開催するサマーフェスティバル2019において、がん公開講座を開催いたします。その内容についてでありますが、当院副院長が「がん予防のために」をテーマとした講演を、緩和ケア認定看護師が「がん相談支援センターの紹介」を、事務局職員が「がんになったときに使える制度の紹介」を行うこととしております。また、ウインターコンサートにおける公開講座の開催も検討しているところであり、このほか、青森市医師会と市の共催で毎年開催している健康教室にも当院医師を派遣し、講演を行っているところでもあります。

市民病院では、今後も、市民に健康に対する関心を高めてもらうための活動を継続してまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　天内委員。

○天内慎也委員　市民病院としても全く取り組みをしていないということではないと、私はそのように思っておりますが、私が言いたいのは、佐久市の病院も何百床と――市民病院ほどではないと思うんですけれども大きい病院で、私は市民病院とも変わらないと思うんですけれども、大きい病院でも医療従事者が地域に出て、実際の言葉で語りかけているということは、やっぱり私は、短命県・短命市を返上する意味でも１つの効力になるのではないかなと思います。それは何回しゃべっても、そこはまあ、一致しない部分なんですけれども。

あと、市民病院に行く患者さんは、予約をしていても何時間も待たされるわけですよね。それで、呼ばれたと思ったら５分くらいで診察が終わって。それだけなんですよね、主治医との関わりは。そういうことでは、私は、ドクターとか医療従事者から、健康について実際に目の前にして聞くということが、やっぱり佐久市の長寿の大事な点だなというふうに思いました。

そのことを申し上げて、質疑を終わります。

○小豆畑緑委員長　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後３時30分からといたします。

午後２時57分休憩

午後３時30分再開

〇小豆畑緑委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中田靖人委員。

〇中田靖人委員　自由民主党の中田靖人です。私のほうからは、２款総務費４項選挙費に関連して質疑してまいりたいと思います。

18歳選挙権の年齢が実現してから約３年が経過をいたしました。この３年の間、さまざま本市でも選挙がありましたけれども、それをまず確認していくということと、それを踏まえた上での提言というものをしていきたいと考えております。

まず最初に、昨年10月に行われた青森市議会議員選挙及びことしの４月に行われた青森県議会議員選挙、６月の青森県知事選挙の年代別の投票率をお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

〇貝森敦子選挙管理委員会事務局長　中田委員からの年代別の投票率についての御質疑にお答えします。

年代別投票率につきましては、青森市議会議員選挙は、市内109カ所の投票所から11カ所を抽出して集計を行っております。平成30年10月28日執行の青森市議会議員一般選挙の年代別投票率は、10代が31.12％、20代が21.71％、30代が28.48％、40代が34.64％、50代が43.28％、60代が56.21％、70歳以上が53.84％となっております。

また、青森県議会議員選挙及び青森県知事選挙の年代別投票率は、１カ所の投票所の抽出により行っております。平成31年４月７日執行の青森県議会議員一般選挙の年代別投票率は、10代が21.67％、20代が24.60％、30代が21.80％、40代が33.33％、50代が43.32％、60代が55.48％、70歳以上が52.98％となっております。令和元年６月２日執行の青森県知事選挙の年代別投票率は、10代が18.03％、20代が20.11％、30代が18.62％、40代が25.96％、50代が32.80％、60代が48.24％、70歳以上が49.30％となっております。

〇小豆畑緑委員長　中田委員。

〇中田靖人委員　御答弁ありがとうございます。

各選挙３つの全体の投票率もちょっとお知らせいただけますか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

〇貝森敦子選挙管理委員会事務局長　再度の御質疑に答えいたします。

各選挙の全体の投票率ですが、青森市議会議員一般選挙の投票率は41.41％、青森県議会議員一般選挙の投票率は44.13％、青森県知事選挙の投票率は38.54％となっております。

〇小豆畑緑委員長　中田委員。

〇中田靖人委員　ありがとうございます。

今の全体の投票率を聞いてみて、青森市議会議員選挙、青森県議会議員選挙、青森県知事選挙ということで、統一地方選挙の場合は１カ所での抽出ということでし

た。青森市議会議員選挙の場合は、109カ所あるうちの11カ所をランダムに選んでということでしたので、厳密には比較というのは難しいのかもしれませんが、全体的な投票率40%前後というところの中で見ていったときに、私、ちょっと今の数値を聞いて驚いたのは、去年の10月の青森市議会議員選挙で10代の投票率が31.12%ということで、青森県会議員選挙が約21%、約10ポイント高い。青森県知事選挙のときは約18%ということで、10代がなぜが大分高かったということがわかりました。それは今後、ちょっと理由が、何が原因なのか。喜ばしいことではあるんですけれども、なぜこういうふうに青森市議会議員選挙が約10ポイントも高く推移できたのかというところをちょっと確認していきたいなと思います。

青森市内の大学では、期日前投票所を設けております。ただ、青森市内の高校というところにはまだ至っておりません。確認していきたいと思います。高校への期日前投票所の設置について、全国の取り組みの状況をお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○貝森敦子選挙管理委員会事務局長　高校での期日前投票所の設置についての御質疑にお答えいたします。

全国における高校での期日前投票所数は、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙の実績では、政令指定都市、中核市で設置している自治体はありませんが、そのほかの市での設置自治体は17市33カ所、町での設置自治体は５町８カ所であり、合わせて41カ所となっております。

○小豆畑緑委員長　中田委員。

○中田靖人委員　今、高校での期日前投票所を設けているのは、政令指定都市ではないと、中核市ではないということでした。ただ、そのほかの市での設置自治体では、17市33カ所あると、また、町での設置自治体は５つあって、８カ所あると、合計41カ所設置しているところは実際はあるということでありました。午前中の私どもの自由民主党の大矢委員の答弁の中で、青森市内の大学では、青森大学65人、青森中央学院大学107人、青森公立大学52人、青森県立保健大学105人ということで、全体のうちのこれはパーセンテージで見ないとちょっとわかりませんけれども、投票率は。余りまだ芳しく投票所には足を運んでいないのかなという感じがいたしております。

まず、これから私なりの提言をしたいと思いますが、その前に、この期日前投票所の設置費用をお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○貝森敦子選挙管理委員会事務局長　再度の御質疑にお答えいたします。

大学の期日前投票所に係る設置経費のお尋ねでありますが、従事者の賃金として４大学合わせて約18万円、そのほか職員の時間外勤務手当等の人件費及び臨時電話等のレンタル料がかかっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　中田委員。

○中田靖人委員　ほぼ人件費ということで、期日前投票所を設けるための経費というのはそんなにかかっていないんだということがわかりました。

先ほど日本全国では高校で期日前投票所を開設しているところもあるということがわかりましたけれども、今後、高校となれば県のほうになりますが、県と連携して、高校でも期日前投票所を設置するという考えはあるかどうか、現時点での市の見解をお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○貝森敦子選挙管理委員会事務局長　再度の御質疑にお答えします。

高校での期日前投票所を設置する考えはないのかということでありますが、先ほども申し上げましたとおり、他都市においてもまだ設置している自治体も少ないこともありますので、今後、その成果等について見きわめてまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長　中田委員。

○中田靖人委員　ありがとうございます。

今後その推移を見守りながら、他都市の事例も参考にしながら、検討していくということでありましたので、ぜひ検討していただけますようお願いいたします。

この18歳選挙権を語る上で、主権者教育というのが浮かび上がってきます。この主権者教育というのはそもそも何なのかというところなんですけれども、これは若者を選挙に行かせるためだけの教育でもなくて、また、低い投票率を上げるためだけに行う教育でもないと。主権者教育というのは、さまざまな利害が複雑に絡み合う社会課題について、できるだけ多くの合意を形成し、現在とこれからの社会をつくるために政治に参画することを目指して、若者が知り、考え、意見を持ち、論じ、決める、それを学んでいく教育というふうに言われております。

つまり、若者が知識を一方的に与えられるのではなくて、主体的に考えて行動して、投票する政治家を選ぶことを促す、これが主権者教育であるというふうに言えると思います。

青森市として、主権者教育についてどのように考えているのかお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○貝森敦子選挙管理委員会事務局長　主権者教育についての御質疑にお答えします。

市選挙管理委員会では、将来の有権者となる小・中学生に政治や選挙に対する関心を高めてもらうことを目的として、市教育委員会や選挙啓発団体と協力して、出前講座により、模擬投票を実施しております。これまでの実施状況といたしましては、平成29年度は小学校２校、中学校２校。平成30年度は小学校２校、中学校２校。今年度も小学校２校、中学校２校で実施する予定であります。

○小豆畑緑委員長　中田委員。

〇中田靖人委員　今の答弁ですと、出前講座で模擬投票を実施していると。この模擬投票の内容をもうちょっと具体的にお示しいただけますか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

〇貝森敦子選挙管理委員会事務局長　再度の御質疑にお答えいたします。

模擬投票でありますが、それぞれの中学校、小学校におきまして、選挙管理委員会の職員及び選挙啓発団体の方たちとも協力いたしまして、例えば昨年度、平成30年に横内中学校でやった場合は、選挙名を「横内市長選挙」と銘打ちまして模擬選挙を実施したり、千刈小学校の場合であれば、今夜食べたいメニュー選抜選挙という形で模擬選挙を実施しております。

〇小豆畑緑委員長　中田委員。

〇中田靖人委員　例えばその市長選挙――誰かがプレゼンテーションをして、どの人がいいかというので投票までやるということなんですね。大体何となく見えました。

本市の小・中学校における主権者教育の取り組み状況について、改めてちょっと深く確認していきたいんですけれども、お示しいただけますか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　中田委員の本市小・中学校における主権者教育の取り組みの現状についての御質疑にお答えします。

学習指導要領では、主権者教育について、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度や、社会貢献について、みずから考えて行動する態度を養うために公正に判断する力、合意を形成する力、社会の形成に主体的に参画する力を育成することを示しております。

主権者教育につきましては、社会科などの各教科や特別活動、「特別の教科　道徳」、総合的な学習の時間など学校教育全体で行われております。具体的な例といたしましては、小学６学年社会科では、政治単元において子育て支援の願いを実現する政治を題材として、市役所が子育てのための各種事業を行っていること、各種事業の費用は市民の税から賄われていること、市役所が行う事業は市議会で決定すること、市長や議員は選挙で選ばれた市民の代表であることなどの学習を通して、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする主権者にとって必要な態度の育成を図っております。

中学３学年社会科では、現代の民主政治の単元において、国や地方公共団体の政治の仕組みや、主権者としての政治への参加のあり方について学習しております。とりわけ選挙につきましては、生徒がみずから立候補者となってマニフェストを設定したり、模擬投票をしたりするなどシミュレーションによる学習に取り組んでおります。その際に、投票率の低下などの課題を取り上げ、投票率が低下しているのはなぜか、選挙によって投票率が大きく異なるのはなぜか、投票率を上げるためにはどんな対策が必要なのかなどを話し合って、主権者として選挙を通して政治に参

加することの重要性について学ばせております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　中田委員。

○中田靖人委員　私が予想していたよりも大分具体的な、ちょっと突っ込んだ形での主権者教育がされているんだなというのが今のところで理解できました。

国の指針の中でも、それがうたわれているので、小・中学校の段階である程度、主権者教育のところを市として取り組んでいるということであろうと思います。小・中学校は市の管轄でありますけれども、高校３年生から投票権を持つことを考えると、県教育委員会との連携も必要であると私は考えますが、主権者教育の充実に向けた中学校・高等学校の連携について、教育委員会のお考えをお示しいただけますでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　中田委員の主権者教育の充実に向けた中学校・高等学校の連携についての御質疑にお答えします。

中学校における学校の教育活動につきましては、これまでも高等学校との接続を十分に踏まえて、行っているところであります。そのような中、2020 年度から完全実施となる高等学校学習指導要領におきましては、これまでの現代社会にかわる新たな科目「公共」が必履修科目として設定されることになりまして、主権者教育につきましては、小・中学校社会科などで育んだ資質・能力を十分に用いること、そして、中学校における作業的・体験的な学習の成果を生かすことなどを示しております。教育委員会ではこれらを踏まえて、小・中・高の系統的な主権者教育を推進するために、各小・中学校に対しまして、義務教育段階で求められる資質・能力を確実に育成することと作業的･体験的な活動に留意するよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　中田委員。

○中田靖人委員　今の答弁で「公共」という教科が、選択だったものが必修になったということで、高校からは主権者教育のところが必修科目になってきたということでありました。

そこで、中学校と高校の連携ということも踏まえてこれからやっていくということでしたので、大変安心しておりますけれども、市の方向性として、義務教育段階で求められる資質・能力を確実に育成することや作業的・体験的な活動に留意すると、そういうふうな働きかけをしていくということでありました。今後、投票率をアップするということだけを目的とするのではなくて、主体的に政治を考える機会をつくるということが行政の役割になってこようかなと私は考えます。

毎回選挙が終わるたびに総括されてきますけれども、例えば先ほどの青森市議会議員選挙でも 10 代が投票率が青森県会議員選挙よりも約 10 ポイントも高かったというのは、大変喜ばしいことではあるんですが、ただ、投票の内容というものはど

うだったのかなというところをいま一度分析しないといけないのかなと。18 歳、場合によっては社会人もいるし、それから高校生もいると、18、19 歳になると。終わってからいろいろ聞こえてきますけれども、例えば上の人から言われたからとか、その候補者はよくわからないけれども、例えば同じクラブチームの人だからとか、そういうので、あとはバイトでお金をもらったから入れてみたとか、そのレベルの話があります。選挙ですから、いろんなかかわりの中で、投票するというのはわかりますけれども、そのときに、若い方々が自分の目でちゃんとしっかり見て、教育を受けてきた中で、この政治家であれば間違いないという人に投票できるような形に持っていかなくてはいけないのかなと。我々議会も率先して可能な限り学校の現場にも入る機会をいただけるようにしていきたいなと、いかなくてはいけないのかなと思っております。

学校現場に政治が入っていくというのは、タブーだと言われておりましたけれども、ただ、そこは選挙活動にならないように、各議員が、しっかりと配慮しながら、若い方々にまずは政治家と触れてみると、話をしてみるというところも必要なのかなと思います。

投票権を 18 歳以上として参議院で３年前に採択されたときの附帯決議というのがあります。これを読んでみますと、次のように書いてあります。公職選挙法改正に伴い、新たに有権者となる若年層において、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解が進むことが法律施行の前提となる。主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ることとすると書かれています。つまり若い方々に、自分で知って、考えて政治家を選ぶという機会がふえるようにするための施策を行政としても、機会をつくっていきましょうということが国の附帯決議の中で決まっているということであります。先ほども言いましたけれども、若者が政治を知って、考えて、自分なりの意見を持って、そして論じて、決めていくというこの教育、それが主権者教育であるということであります。

私の 10 代のころよりも大分今の学校現場の教育というのは成熟してきているでありましょうから、投票率をアップするというだけではなくて、そこに照準を合わせるだけではなくて、正しい目を養っていくということにも着目していきながら、学校の現場での教育を頑張っていただきたいということを申し上げて、終わります。

〇小豆畑緑委員長　次に、奈良岡隆委員。

〇奈良岡隆委員　市民の声あおもりの奈良岡です。

待機児童についてお尋ねしたいと思います。一般質問の確認として、ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、保育所は４月に枠が埋まってしまうと簡単にはあかないため、育休から復帰し、年度途中から子どもを預けたいのに預ける先が見つからない保育所が多いと思います。松山市では、待機児童対策の一環として入園予約制度を設けています。大変有効な手段だと考えますが、市の見解をお示しくださ

い。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。
〇舘山新福祉部長　奈良岡委員の保育所等の入園予約制度についての御質疑にお答えいたします。
　保育所等の入園予約制度は、育児休業を取得している保護者が、年度途中の保育所入所への不安から、１歳までの育児休業期間を入所しやすい新年度の４月に合わせて切り上げている現状を踏まえ、事前に育児休業期間終了後の入所予約を可能とするものであります。
　本市におきましては、年度途中の産前産後休業・育児休業明けの入所需要により、例年９月、10月ごろから、待機児童が徐々に発生している状況にありますことから、他都市の事例を調査するとともに、入園予約制度につきまして、保育現場を担う保育所等の意見を聞きながら、待機児童の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。
〇小豆畑緑委員長　奈良岡委員。
〇奈良岡隆委員　ありがとうございます。
　今、福祉部長がおっしゃられたとおり、現状は結果的に育児休業を切り上げて、ゼロ歳児枠で入園させるようなケースが多くなっているということだと思います。入園予約制度は、予約枠を確保して、子どもが１歳になった時点で入園できるような制度です。子どもをお母さんが産んで、１歳になるまで子どもと一緒にいることができるという、そういう制度なので、親と子どもの関係の意味からも、また、いつ職場復帰するのかというのがはっきりするわけですから、企業にとっても悪くない制度だと思います。ぜひ入園予約制度導入に向けて考えていただければと思います。要望して終わります。
　次に、ごみ出しについて、これも一般質問に続いてお尋ねしたいと思います。
　ごみ出しが困難な高齢者に対するごみ出し支援について、北海道の苫小牧市では、ごみ出しを支援するふれあい収集を平成21年から実施しています。週１回、職員が自宅まで引き取りに行って、現在は636世帯、719人が利用しているそうです。こういったふれあい収集等の取り組みについて、市のお考えをお聞かせください。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。
〇八戸認環境部長　奈良岡委員の苫小牧市のふれあい収集についての御質疑にお答えいたします。
　苫小牧市で実施しているふれあい収集につきましては、介護保険制度における要支援１から要介護５までに認定されている方や、身体障害者手帳１級から３級の交付を受けている方などを対象といたしまして、日ごろのごみ出しに困っているひとり暮らしの高齢者や障害者等の方々を対象に、声がけを行いながら戸別に訪問し、ごみを収集する無料のサービスであるというふうに伺っております。
　高齢者のごみ出し支援につきましては、今定例会一般質問で御答弁したとおり、

現在、国におきまして、自治体の規模、地理条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドラインを作成することとしておりまして、本市といたしましては、その動向を注視するとともに、他都市で実施されているさまざまな実施方法等を研究し、関係部局と協議をしながら、方向性を見きわめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　奈良岡委員。

○奈良岡隆委員　答弁ありがとうございました。

全国いろいろな自治体でこのふれあい収集がやられています。ただ、やっぱり苫小牧市の事例が長い期間やっていますし、青森市にとっては一番合うような形なのかなと私は思っておりますので、ぜひ研究されて、今も超高齢化社会ですけれども、これからますます超高齢化社会になるわけですから、ごみ出しが大変な世帯、お年寄りは実際にいます。ぜひ、その人たちの助けになるような仕組みづくりを市として考えていただきたい。要望したいと思います。これで終わります。

次に、特定保健指導についてお聞きします。

昨年度及び今年度、これまでに何人に対して保健指導を行っているのか、その実績をお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長　奈良岡委員からの特定保健指導の実績についての御質疑にお答えいたします。

平成30年度の特定保健指導の実績ということで申し上げますと、特定保健指導は個別面接によりまして、初回の面接から３カ月以上経過して評価を行った方を特定保健指導の実施者としております。平成30年度の実績につきまして、対象者は、いわゆるメタボの該当となった方、1444人おります。それらの方々に対しまして、６月25日現在で実施をしている方々は、初回面接の実施者につきまして、積極的支援では初回面接が97人に対して、６月25日現在までで評価を終えている方は27人。そして、動機付け支援として初回面接を終えている方は504人、それに対して６月25日までで評価を終えている方は371人。合わせますと、初回面接では601人に対して、評価を終えている方々が398人ということになります。なお、健診は３月まで実施していて、３月から対象になった方々も今現在対応しているさなかであります。

ちなみに、今年度で申し上げますと、積極的支援については６人の方の初回面接を、また、動機付け支援につきましては59人の方々の初回面接を終えているところであります。

○小豆畑緑委員長　奈良岡委員。

○奈良岡隆委員　本年度の特定保健指導にかかわる予算を教えてもらえますか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長　再度の御質疑にお答えいたします。今年度の予算ということ

での御質疑でありました。

特定保健指導は直営、そして委託でも行っておりますが、総額で特定保健指導に係る予算は677万円となっております。

○小豆畑緑委員長　奈良岡委員。

○奈良岡隆委員　ぜひ有効的にこの予算を使うように、無駄がないようにしていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長　次に、工藤健委員。

○工藤健委員　市民クラブ、工藤健です。よろしくお願いします。

まず、道の駅の防災機能についてでありますが、道の駅は、全国に1160カ所ありまして、その役割としては、休憩機能、情報発信機能と地域連携機能というのが道路利用者に提供されております。東日本大震災では、車で移動した被災者の皆さんが、食料、トイレのある道の駅に一時的に身を寄せたということもありますし、熊本地震では、被災地に向かう自衛隊の前線基地としても活用されました。国土交通省でも、道の駅の新たなステージとして防災拠点化を推進しております。青森市に２つあります道の駅「ゆ～さ浅虫」と道の駅「なみおか」アップルヒルですけれども、その防災上の位置づけについてお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事　工藤委員からの道の駅の防災上の位置づけについての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、青森地区に浅虫温泉「ゆ～さ浅虫」、浪岡地区に「なみおか」アップルヒルの２カ所の道の駅があります。

まず、ユーサ浅虫につきましては、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定しておりますほか、さらには、防災活動拠点施設のバックアップ施設として位置づけ、食料などの生活必需物資や発電機などの防災資機材といった備蓄物資等を配備し、災害の発生に備えているところであります。

また、アップルヒルにつきましては、施設全体が土砂災害のハザードエリア内に位置していることに加え、施設内に避難者を収容するための、例えば会議室のような広いスペースがないことから、避難場所等としての指定及び備蓄物資等の配備は行っておらず、防災上の位置づけはしていないところであり、大雨により土砂災害の危険性が高まってきた場合には、観光客を含む施設利用者に速やかに避難を呼びかけることとしております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　工藤委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

ユーサ浅虫については指定避難所として指定をされていて、備蓄のバックアップ施設でもあると。「なみおか」アップルヒルについては、土砂災害のおそれがあるの

で、そういう災害の拠点ではないということです。
　まず、ユーサ浅虫ですけれども、防災機能としてはそういうことなんですが、指定管理者の方との管理運営契約というのがあると思うんですけれども、それには災害対応というのは含まれているのかどうかお伺いします。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。
〇百田満経済部理事　工藤委員の再度の御質疑にお答えいたします。ユーサ浅虫の仕様書の中で、防災の規定があるのかという御質疑かと思います。
　ユーサ浅虫の管理運営業務につきましては、現在指定管理者であります一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団が行っております。その業務内容は、ユーサ浅虫管理業務仕様書に規定しており、その中で防災に関する業務も規定しております。具体的には、「指定管理者は、緊急時の対応や防犯・防災対策についてのマニュアルを作成し、定期的な訓練を行うとともに、日常的に情報を収集し、事故等の未然の防止を図るよう職員等に指導すること」、２つに、「当該施設は市の避難所に指定されているため、災害発生時においては、『避難所開設・運営マニュアル』に従い、適切に対応を行うこと」と規定しております。
〇小豆畑緑委員長　工藤委員。
〇工藤健委員　ありがとうございます。
　ユーサ浅虫についてはきちんとマニュアルもあって、避難所の運営・訓練含め、避難訓練もしているということです。そのほかに、やはり拠点でありますから、水、非常時の発電、Ｗｉ―Ｆｉ等、きちんと整備されていると思いますので、その辺はよろしくお願いします。
　あと、「なみおか」アップルヒルについては、やはり道の駅自体が土砂災害の可能性があるということですが、実際には道の駅ですので、何かあったときには、駐車場もあって、たくさん集まってくると思います。そういう意味では、きちんとした誘導、逆に避難誘導する、あるいは立入禁止にするなどのことが平時から、いわゆる取り組み、ルールとして、きっちりしておく必要があると思いますので、それがそれぞれの道の駅に求められている役割だと思いますので、よろしくお願いいたします。この項は終わります。
　次に、公園街路樹についてでありますが、青森市の地名のせいもあると思いますが、特に県外、国外の方から緑が鮮やかできれいな町ですねと言われることがあります。公園の樹木と道路の街路樹について、植栽する樹木の種類はどのように選んでいるのかお示しください。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
〇長井道隆都市整備部理事　工藤委員の公園の樹木と道路の街路樹についての樹種はどのように選んでいるのかとの御質疑にお答えいたします。
　本市の都市公園は、青森地区、浪岡地区、合わせて137カ所設置しておりまして、このうち樹木につきましては約４万本、道路の街路樹につきましては、青森地区、

浪岡地区、合わせて約１万本を管理しているところであります。
　樹種の選定に当たりましては、青森市公共事業景観形成基準におきまして、推薦樹種の使用に努めることと定めておりまして、病害虫に強いことや街並み景観との調和などを考慮し、選定しているところであります。
〇小豆畑緑委員長　工藤委員。
〇工藤健委員　ありがとうございます。
　137公園で約４万本、街路樹は約１万本ということです。街路樹というのはたくさん機能があるんですね。調べましたら、景観、季節感というのもそうですし、CO_2、騒音の削減もありますし、直射日光、暑さを和らげるとか、ガードレールの役割もしていますし、さらには鳥、小動物がすむ空間をつくるという自然環境保全、たくさん機能を持っております。そうした効果のある街路樹ですけれども、いろんな種類があります、実際には。色や形、花が咲いたり、紅葉したり、季節によっても大きく装いを変えます。観光など、よそからいらした方には、この木は何という木なんですかと聞かれることもあるんですけれども、私自身を含めて子どもたちも、木の名前がわかればいいなというふうにふだんから思っておるんですが、公園の樹木と道路の街路樹に樹木の名札を設置しているというところはあるんでしょうか。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
〇長井道隆都市整備部理事　再度の御質疑にお答えいたします。
　街路樹だとか公園の樹木の樹名板、名札を設置しているところがあるかというふうな再質疑でありますが、樹名板につきましては、整備台帳に記載していないということもありまして、詳細については把握はしておりませんが、都市公園においては比較的規模の大きい合浦公園、青森駅前公園、２号遊歩道緑地などの一部に設置しておりまして、街路樹につきましては、市道青柳橋通り線などの一部に設置しているところであります。
　以上でございます。
〇小豆畑緑委員長　工藤委員。
〇工藤健委員　ありがとうございます。
　何カ所かある大きな公園とかはつけているということですね。新町通りも幾つか、これは多分、新町でつけているんだと思うんですけれども、リンゴの木とか、いろいろさまざま梨とか、たくさんあったと思いますけれども、マルメロもあったと思います。やはり、そういうのがついていると、皆さんそれを見ていきます、観光客の方が。全国でも樹名板、あるいはＱＲコードをつけて説明しているところもあったりして、なかなか難しいのは確かにそうなんですけれども、やはり最近海外からいらっしゃる方も、特に東南アジアには紅葉というのが余りないので、季節感のある樹木、街路樹の春の青葉、あと秋の紅葉とか、とても珍しくてきれいだというふうなことでありました。全てとは言いませんけれども、観光客がいらっしゃるようなところ、通るようなところには、できれば樹木の名札を少しずつでも設置していっ

てはいかがかと思いますが、市の考えをお示しください。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
〇長井道隆都市整備部理事　再度の御質疑にお答えいたします。
　全ての公園の樹木や道路の街路樹に樹名板をつけるというのは難しいと考えているところでありますが、お話しのありました観光客の多い路線だとか、珍しい樹木や問い合わせが多い樹木への対応につきましては、検討してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
〇小豆畑緑委員長　工藤委員。
〇工藤健委員　ぜひお願いします。青森という、そういう地名もあります。期待と評価ももちろんありますけれども、その名前のイメージに応える景観、まちづくりの工夫というのも１つのシティプロモーションになると思いますので、提案含めてお願いいたします。この項は終わります。
　次に、スポーツツーリズムについてでありますが、スポーツと文化・芸術を融合することで魅力ある活動体験メニューをつくる、地域の活性化、インバウンドなどの観光誘致を図るスポーツ文化ツーリズムというのがあるんですけれども、スポーツ庁と文化庁と観光庁が包括連携協定を結んで、2016年からスタートをしております。青森市もこの春、スポーツコミッション青森が設立されまして、その取り組みの中にスポーツツーリズムを進めておりますけれども、その推進に当たっては、地域の文化、あるいは自然、観光資源も活用しながら取り組む、いわゆるスポーツ文化ツーリズムも効果的と考えますけれども、青森市の考え方をお示しください。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。
〇百田満経済部理事　工藤委員のスポーツ文化ツーリズムについての御質疑にお答えいたします。
　スポーツツーリズムにつきましては、スポーツと観光を融合し、スポーツを通じた新たな旅行の魅力をつくり出すことにより、本市への誘客につながる取り組みであり、その推進に当たっては、地域資源の活用が重要な視点になるものと認識しております。
　市では、委員御紹介もありましたけれども、本年３月に設立しましたスポーツコミッション青森において、スポーツツーリズムを推進しており、具体的には、本市を含む陸奥湾沿岸の８市町村と連携し、新たな体験コンテンツとしてサイクルツーリズムの造成を目指し､陸奥湾沿岸を周遊するサイクリングコースを設定するため、走行環境や受け入れ環境などの調査を実施するほか、広域エリアでのトレイルコースの造成について、今後、検討を行うこととしております。また、陸奥湾沿岸の８市町村の事業者を対象に、インバウンド対策のセミナーやファムツアーの実施などを通じて、体験コンテンツ造成に取り組むこととしております。スポーツツーリズムの推進に当たりましては、今後とも、スポーツや自然、観光などの地域資源を活

用した、魅力的なコンテンツづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長　工藤委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

サイクルツーリズムを今進めているということですので、それにちょっと文化を加えていくと、とてもまたおもしろいコンテンツになるかと思います。このスポーツ文化ツーリズム、全国で今とてもふえてきておりまして、例えば、小樽市では、雪かきを競技として楽しむ国際スポーツ雪かき選手権というのがあって、高齢化で雪かきの担い手が少ない地域での援助というのも兼ねているそうです。あとは、熊本県ではカヤックで農水路を下るレースとか、あるいはお堀を泳ぐ大阪城トライアスロン、車椅子でパラグライダーで飛ぶという空飛ぶ車椅子とか、十和田市でもスポーツ流鏑馬大会などがあります。いわゆる御当地の文化に、ちょっと革新性とかユニークな試みを加えて、新しい活動体験を生み出しているということで、とても人気があるようです。インバウンドメニューとして、こういうふうに少し文化を加えて、あるいはその土地ならではのものを加えてメニューにしていくというのは、広がりとしてはとても可能性があると思うんですけれども、行政がある程度かかわらなくても、民間の活動に加えていくということではいかがお考えでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事　再度の御質疑にお答えいたします。

スポーツのみならず文化もという形ですけれども、トータルして、やっぱり地域資源ということで考えると、今、工藤委員のほうからも御提案のあったようなものを市としてというか、今先ほど申しましたけれども、スポーツコミッション青森では、そういう地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進ということを目指していますので、その中で整理していってできるものをというものは、スポーツコミッション青森の中には民間も皆さん入っていましたので、その中で対応を検討していければなというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長　工藤委員。

○工藤健委員　既存の活動とのコラボもあって、例えば海外から親子で青森市に来て、国際交流しながらねぶたにも参加すると。ジュニアグローバルトレーニングスクールを使うということもありなんです。あるいは、忍者とか、盆踊りとか、かかしロードとか、たくさんそういう資源があるので、そこにスポーツを加えるということで、ちょっとユニークなものになると思いますので、ぜひ検討してみてはと思います。

あと、スポーツ庁の調べによると、日本を訪れた海外の外国人観光客の方、体験したいスポーツの第１位というのが登山・ハイキング・トレッキングだそうで、第２位がスノースポーツだそうです。日本で一番見たいスポーツの第１位が武道なんですね。第２位が大相撲だそうです。柔道、剣道、空手、合気道、弓道、いわゆる神秘的な武道の精神性に海外から注目が集まっているということなんですけれども、

青森市にもたくさん武道の団体があります。外国人観光客の皆さんには、そういったパフォーマンスを含めて、少し体験をしてもらうとか、そういう機会を提供してはいかがかと思いますがどうでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事　再度の御質疑にお答えいたします。

　武道の面でというところも、これも同じような答弁になりますけれども、やはりスポーツコミッション青森の中には、メンバーの中に一般財団法人青森市体育協会のメンバーの方もいますし、その中には当然武道の方もその下には入っていますので、今の工藤委員の意見も踏まえて、スポーツコミッション青森の中で検討していきたいなというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長　工藤委員。

○工藤健委員　スポーツ庁もこのスポーツツーリズムではアウトドアツーリズムと武道ツーリズムという、この２つに今ちょっと絞っています。ユーチューブにも武道ツーリズムのプロモーションビデオがありまして、もう300万回以上見られておりますけれども、とても格好よくて、神秘性をうまくあらわしたプロモーションビデオですけれども、そういった人気は多分にやはりあるんだと思います。青森港国際クルーズターミナルもできましたので、あの中でちょっとしたパフォーマンスをするということも可能だと思います。高校生の方が空手の演武をということは聞いていましたけれども、青森が持っている資源を生かすこととあわせて、日本ならではのものをきちんと見せるということも１つの資源だと思いますので、よろしくお願いします。これはこれで要望とします。

　最後に、子ども・子育て支援ですけれども、昨年３月に目黒区の幼児虐待、ことしの１月には千葉県野田市での児童虐待がありました。ことし３月に、全国の児童相談所、公立の小・中学校、教育委員会で、虐待が疑われる事案の緊急安全確認、一斉調査が行われましたけれども、３月の予算特別委員会でもお伺いをしました。報告が出たら教えてくださいとお願いをしたんですが、改めて、青森市での対象となる安全確認の調査の結果をお知らせください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○舘山新福祉部長　工藤委員からの緊急安全確認の調査結果についての御質疑にお答えいたします。

　児童虐待が疑われる事案に係る緊急安全確認については、本年１月の千葉県野田市の小学校４年生の死亡事案を受け、２月８日に開催されました児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議におきまして、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定され、国から示された緊急安全要領に基づき実施したものであります。当該調査は、児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認のほか、保育所、学校等において、２月１日から２月14日までの間、一度も登園、登校していない児童・生徒等に対し面会による安全確認を

行うもので、児童相談所及び保育所、学校等の施設等を所管する各機関が３月８日までに実施し、同月14日までにそれぞれの関係省庁へ報告することとされたものであります。

当該調査の結果につきましては､市町村別に公表されていないものでありますが、市が所管している保育所、認定こども園、市立小学校及び中学校、障害児通所支援事業所においては、調査対象となった児童・生徒等全てについて面会できたところであり、安全確認のできなかった児童・生徒はいなかったものであります。

○小豆畑緑委員長　工藤委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

既に県の単位では新聞でも報道されていたんですけれども、青森市についてはわかりませんでしたので､全員大丈夫ということで確認がとれてよかったと思います。でも、全国の数字を見ますと、面会、確認がとれていない子どもの数が１万人を超えていて、その中で過去に一時保護があって、虐待のおそれのある子どもが2000人以上含まれているということです。そうした中で、今月も札幌市で２歳の女の子がという、とても悲しい事件がありましたけれども、親による体罰禁止を持った改正児童虐待防止法、改正児童福祉法というのが成立しました。来年４月から施行されますが、幾つかポイントがありますけれども、青森市としてはどのように対応を検討していくのかお知らせください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○舘山新福祉部長　再度の御質疑にお答えいたします。

去る６月19日の参議院本会議によって全会一致で可決されましたけれども、親の子どもへの体罰の禁止等を盛り込んだ児童虐待の防止等に関する法律と児童福祉法の一部改正に関してでありますが、しつけと称する体罰については、子どもにとって効果がないばかりか、子どもの身体や精神の発達に悪影響を及ぼすものであり、不適切な行為というふうにこれまでも市として認識しておりますし、これまで各家庭訪問した際には、その旨をお伝えしているところであります。今回、法律改正がなされましたけれども、その部分も含めまして、今後、その部分を徹底して保護者の方々にお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長　工藤委員。

○工藤健委員　内容から言って、こういったことは来年４月の施行を待ってどうこうということではもちろんないので、ぜひ市としても主体的に進めていってほしいと思います。

今回の閣議決定含めて、社会は子どもたちへの虐待に対しては明確にノーを言っているわけですから、改めて児童虐待をめぐる子どもの保護、育てる側への支援、双方あわせてよろしくお願いしたいと思います。

時間がありませんので、それでは最後に、青森市にはたくさんいろんな施設がありますけれども、私もいろいろお邪魔をしてお話を聞いたりしますが、やはり子ど

もが集まるところには、もちろん保護者も集まります。ケアが必要な子どももいれば、ケアが必要な保護者の方もいらっしゃるんですね。それぞれ悩みを抱えておりますけれども、やはり相談できる機会を求めて行っている保護者の方もとても多いです。同じ悩みを抱える人が相談する場所というのもそうですけれども、同じ立場の人同士が悩みを打ち明け合うというか、お互いに情報交換するということを求めている方も多いということなので、そういった意味では「Ｌｅｔ’ｓげんき！」というのはとてもいい情報誌ではありますが、それを活用してぜひ人と人をつなぐということも意識していっていただきたいと申し上げて、質疑は終わります。

○小豆畑緑委員長　本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時30分散会

２日目　令和元年６月27日（木曜日）午前10時開議

〇小豆畑緑委員長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、赤木長義委員。

〇赤木長義委員　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、早速質疑に入ります。

初めに、土木費についてお伺いします。

市営住宅入居の際の保証人について、なかなかなり手がいない人もいるので、このたびの保証人に関する民法改正の施行に合わせて市営住宅の保証人制度をやめるべきと思いますが、市の考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

〇大櫛寛之都市整備部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員からの市営住宅の保証人についてのお尋ねにお答えいたします。

保証人につきましては、青森市営住宅管理条例におきまして、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、連帯保証人２人の連署する請書を提出することとしており、特別の事情があると認める者については、連帯保証人の連署を要しないこととし、少なくとも１人の連帯保証人を求めているところであります。

令和２年４月に施行されます民法の一部を改正する法律では、個人根保証契約に極度額の設定が必要になりますほか、保証人から債権者に対して請求があった場合に主債務者の履行状況に関する情報を提供する義務や、主債務者が期限の利益を喪失した場合にその旨を保証人へ通知する義務が新設されることとなっております。

本市における保証人の取り扱いにつきましては、民法改正のほか、県や他都市の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えているところであります。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　御答弁ありがとうございました。

市営住宅そのものは、低所得者の方に対してというのが基本的にあるわけで、そういった方に保証人をつけるという形で――今度の民法改正は、どこまで保証の金額を求めるかというのを上限なり期限をつけて、それを保証人に対してきちんと示すというやり方になります、このままでいけば。それを考えたときに、やはり低所得者の方が多いわけですから、その辺は私は改めるべきだと。１つには、民間のアパートに入るような、民間の保証会社を使ってというやり方もあるかもしれません、今の御答弁を聞けば。ただ、今言ったように、低所得者の人が多いものですから、できればこの改正を期に、ぜひやめていただきたいということを強く要望して、こ

のことについては終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

教育費についてお伺いいたします。

適応指導教室について。適応指導教室の利用状況をお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の市の適応指導教室の利用状況についての御質疑にお答えします。

青森市教育研修センターの教育相談室内に設置している市の適応指導教室フレンドリールーム「あおいもり」では、不登校の児童・生徒を対象に、教科指導や生活体験活動を実施し、学校復帰に向けた支援を行っております。

平成30年度の利用状況は、小学４年生１名、小学５年生１名、小学６年生２名、中学１年生６名、中学２年生18名、中学３年生17名の計45名であります。また、本年度５月末における利用状況につきましては、中学１年生１名、中学２年生５名、中学３年生12名の計18名であります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　適応指導教室の利用が昨年度が45名、５月までの現状が18名、不登校の児童・生徒を対象にしているということが、まず理解できました。

それでは、ちょっと確認をしていきたいと思います。適応指導教室で不登校児童・生徒はどのような学びをしているのかお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

適応指導教室は、不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、適応相談と適応指導を行っております。適応相談では、児童・生徒の不安や悩みを解決するための教育相談員による面談や、臨床心理士によるカウンセリングを通して、児童・生徒の持っている本来の力を取り戻させること。適応指導では、学習支援、集団活動や生活指導を通して学校生活に適応できる力を取り戻させることを狙いとしております。

学習支援につきましては、基本的事項や学び方を身につけさせることを重点に置きながら、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を個別に指導・支援できる体制を整えており、児童・生徒が自分のペースに合わせながら学習できる環境となっております。児童・生徒の興味、関心に応じて、絵画、イラスト、木彫、手芸等の表現・製作活動を行っております。集団活動におきましては、調理体験、自然体験、社会体験、栽培体験等の体験活動を行い、自己肯定感や自己有用感を育んでおります。また、生活指導につきましては、学習支援や集団活動を含めて、全ての活動において児童・生徒の思いや願いを大切にしながら、生活リズムを取り戻すように支援しております。

教育委員会では、今後におきましても、学校や保護者並びに教育支援室相談員、

臨床心理士、スーパーバイザーの精神科医と連携を図りながら、児童・生徒や保護者の気持ちに寄り添い、適応相談と適応指導を充実させ、児童・生徒の自立に向けて支援してまいります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　ありがとうございます。

適応指導教室では、自分のペースに合わせた形で学んでいけるということが大きな特徴だと思います。このことによって、自分のペースでやれるわけですから、しっかりと学んでいける部分があるのかなと。また、親との連携、教育委員会との、さまざまな方との連携をとりながら、その子どもにとって一番いい教育のあり方を模索しているというか、一緒にやっているということがよく理解できました。ですから、この適応指導教室というのは非常に大事な教室である、そのように認識をいたします。

それでは、確認をしていきたいと思いますけれども、市は不登校の児童・生徒の居場所につきまして、どのように考えているのか、市教育委員会のお考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　不登校児童・生徒の居場所についての御質疑にお答えします。

学校は、全ての児童・生徒にとって、教師や友人との心の結びつきや信頼関係の中で、主体的に学び、共同の活動を通して社会性を身につけるための居場所であります。教室が児童・生徒にとって居場所であるためには、児童・生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所である必要性があり、各小・中学校では児童・生徒の居場所づくりを踏まえた、学習指導、生徒指導に取り組んでおります。

教育委員会では、教室に入ることができない不登校児童・生徒にとっては、校内における保健室、教育相談室、図書室なども重要な居場所であり、校外においては、本市のフレンドリールーム「あおいもり」や県のこころの教育相談センターなどの適応指導教室もまた、居場所として重要な役割を担っているものと考えております。そのほか、フリースクールや放課後等デイサービスなどの施設も居場所の一つであり、また、家を出ることができない児童・生徒にとっては、家庭もまた大切な居場所であると考えております。

教育委員会では、不登校児童・生徒にとって、いずれの居場所も安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所となるよう、各小・中学校の支援策について、学校訪問や研修講座等を通して、具体的に支援してまいります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　教育委員会としては、一人一人の子どもに合わせた形の教育を進

める上で、学校には来られるけれども、教室に入れない子どもにとっては図書室や保健室、そういうところも１つの居場所と考えていくと。また、学校に行けない子は、先ほど言ったフレンドリールームなど、また、県などが考えている総合学校教育センターの適応指導教室、そういったところも、さらには自宅も居場所という考えをしていることがよく理解できました。子どもたち一人一人にとって、最高の教育環境を整えようという形での努力をしていることがよく理解できました。

それでは、さらにちょっと確認をしていきたいと思います。それでは、今御答弁がありましたけれども、各学校において、保健室、相談室、あと図書室を利用している児童・生徒はどの程度いるのかお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

保健室、相談室、図書室を利用している児童・生徒の数についてということでありますが、保健室、相談室、図書室を利用している小学生の数につきましては、平成30年度が小学校55人、中学校が150人、計205人となっております。そして、今年度につきましては、小学生が９人、そして中学生が46人、計55人となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　ちょっと今確認したいんですけれども、保健室の利用をしている人が、平成30年度が小学校が55人、中学校が150人、これは、この205人という数字は不登校の児童・生徒の数ではないと思うんですけれども、不登校の児童・生徒は平成30年度小学校は何人、中学校は何人いて、そのうち保健室の利用が何人なのかということをもう１回確認したいんですが、しゃべっていただけますか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

平成30年度につきましては、小学校が不登校児童・生徒91人中55人、そして、中学校が229人中150人、計205名となっております。令和元年度、今年度につきましては、小学校が不登校児童・生徒24人中９人、中学校が93人中46人、計55人というふうになっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　平成30年度より令和元年度のほうが若干、今の段階では減っていると。これはただ、状況がこれからどうなっていくか、ちょっとわからないと思うんですけれども。そうなると、この適応指導教室の重みというものが、非常に大事だということが今の数字からも明らかになったわけですけれども、それではちょっと確認をしたいと思います。各小学校や中学校に適応指導教室をつくっていく考えが教育委員会にはあるのかどうか、確認したいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

各学校に適応指導教室をつくる気があるかというふうな御質疑でありますけれども、各学校におきましては、さまざまな理由から教室に入れない子どもに対しては相談室、あるいは先ほどの図書室、保健室等で支援をしているということがありますけれども、市や県で設置しております適応指導教室は、基本的に学校に行きたくても行けない、入れない、そういうふうな子どもへの支援をする施設でありますことから、各学校に入れない子どもを支援するための適応指導教室をつくるということについては考えておりません。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　よく理解できました。そのとおりだと思います。学校に行けないから学校以外につくるという、当たり前の理屈であります。

それでは、そういう形の中であれば、今ある学校の中でそういうものなんですけれども、そうなってくるとよりよい適応指導教室、今あるフレンドリールーム「あおいもり」もそうですけれども、そういうものの整備の強化をしていかなければいけないと。ですから、今の青森市にある適応指導教室に対して、体育館や図書室、さらには保健室などを整備していくお考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　適応指導教室に体育館、図書室、保健室等の整備をするかどうかということについての御質疑でありましたけれども、現在、教育研修センターには学習や教育相談を行うスペースのほかに、音楽室、視聴覚室、そして、図書室、調理室等が設置されておりまして、多様な活動ができるようになっております。保健室、体育館につきましては、現時点ではないんですけれども、エアコンが完備し、休憩するスペースがあること、そして、卓球台を入れて運動するスペースを確保していることや、近隣の体育館とか、あるいは公園等を有効活用していることなどから、現時点で体育館、図書館、保健室等を改めて整備することについては考えておりません。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　お金もないでしょうし、なかなか難しいのかもしれません。ただ、やっぱり子どもたちの教育環境の整備という形については、運動する場所が卓球でいいのかということもあるでしょうし、また、保健室というのは別な意味でも、冷房がきいているからいいということではなくて、それについてはやっぱり今後の問題として考えていっていただければと思います。

それでは、さらに確認をしていきたいんですけれども、要はファシリティーマネジメントという手法がある中で、やっぱりこれだけ人口減少社会が進みます。そう

いう中で学校の統廃合というのは、これは、私はやむなしだと思っています。そういう中で統廃合が進めば学校があいてきます。そういった、あいた学校があれば、そこは体育館もあれば保健室もあるし、図書室もある、そういったところを適応指導教室として利用が可能だと思うんですけれども、その辺、市の教育委員会のお考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

統廃合により、あいた学校に適応指導教室を移転させるというふうなことについての教育委員会の考えでありますけれども、統廃合の結果、残された校舎等の利活用については、先ほど赤木委員のほうからもありましたけれども、施設の状況ですとか、地域の需要も考慮しながら、ファシリティーマネジメントの観点から全庁的な検討によって対応していくことになるものと考えております。

また、適応指導教室の移転等につきましては、現時点では考えておりません。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　青森市は、実は適応指導教室ではないですけれども、本当に重度の情緒障害の子どもさんの学校ということで、成田教育長が教育委員会事務局の次長をされていたときに頑張られて、金浜小学校にそういった場所を、子どもたちのために場所をつくってくれました。私はそのとき、非常にすばらしいなと、うれしく思った次第ですけれども､やはり､これから学校があいてくるというときに当たっては、そのあいた学校を利用して、やはり今の東消防署の上の教育研修センターは非常に手狭です。駐車場も少ないし、あそこで学校の先生方の会議をやるにしても、非常に消防のほうとも連携をとりながらやらなきゃいけないという実態があります。そういうことを踏まえたときに、やっぱりあいた学校を、そこで先生方の教育の研修の場所、さらにはこの適応指導教室、さらには発達障害の子どもたちも来られる居場所ということで､総合的に整備をしていく必要がこれからあると思います。そういったことをファシリティーマネジメントの観点から、やっぱりきちっとしていく、各学校に一つ一つ適応指導教室をつくるということは、さっきナンセンスだということで理解できましたので、ぜひ青森市の子どもたちのために、そういったことをぜひ今後考えていただければと思います。１つの例として先ほど言いましたけれども、金浜小学校の重度の情緒障害の子どもたちにおける居場所というのは、本当にすばらしい青森市の誇れる事業だと思っています。ですから、ぜひそれにならって実行していただければということを強く要望して終わりたいと思います。

工藤教育委員会事務局教育部長には引き続き、主権者教育について。

昨日、中田委員からもお話がありましたけれども、私のほうは、主権者教育のほうについては、若干政治とは関係ないほうについてちょっとお話を、最初は始めたいと思います。本市の小学校、中学校における主権者教育の取り組みの現状につい

てお示しください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。
○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　赤木委員の本市の小・中学校における主権者教育の取り組みの状況についての御質疑にお答えします。
　学習指導要領におきましては、主権者教育について、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度や、社会貢献についてみずから考えて行動する態度を養うために、公正に判断する力、合意を形成する力、社会の形成に主体的に参画する力を育成することを示しております。
　本市の小・中学校における主権者教育につきましては、社会科などの各教科や特別活動、「特別の教科　道徳」、総合的な学習の時間など、学校教育全体で行われております。その中でも、主権者教育にとって特に重要でありますのは、児童・生徒が直面する現代的な課題を意図的に取り上げて行う学習であります。
　例えば、防災教育におきましては、青森市の豪雪や東日本大震災などを取り上げて、行政に頼るだけではなく、市民の一人として自分に何ができるのかを考える学習などを通して、社会の形成に主体的に参画する力を育成しております。また、金融経済教育におきましては、コンビニエンスストアの経営者となって、店の利益や近隣住民とのトラブルなどを考え、開店場所を決定するシミュレーション学習などを通して、公正に判断する力を育成しております。環境教育におきましては、水質汚染や森林伐採を伴う開発について、利益の追求か、保全による豊かな自然を残すのか、学級全体で１つの結論を導き出す学習などを通して、合意を形成する力を育成しております。そのほか、社会科で行う模擬選挙や選挙にかかわるシミュレーション学習、「特別の教科　道徳」や特別活動等で行う討論やボランティア体験、職場体験学習、また、生徒会役員を選挙で選出する活動なども、主権者としての資質、能力を育成する上で重要な活動、学習となっております。
　本市の小・中学校におきましては、このように、児童・生徒の発達の段階を踏まえながら、多様な学習を通して、公正に判断する力、合意を形成する力、社会の形成に主体的に参画する力を育成する主権者教育を行っております。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　赤木委員。
○赤木長義委員　ありがとうございました。
　学習指導要領における主権者教育について、どういう形なのかということがよく理解できました。選挙の関係だけではないということが、改めてよくわかった次第であります。
　それでは、その辺をもうちょっと確認をしていきたいと思いますけれども、市教育委員会では、主権者教育を進める上で、小・中学校にどのような支援をしているのかお示しください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　主権者教育を進める上での学校への教育委員会の支援についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、小・中学校がよりよい主権者を育成するための教育活動を推進するためには、社会の担い手である保護者や地域に対して、各学校の教育目標、教育内容、そして、教育方法を明確にし、教育活動を学校に閉じ込めることなく、共有・連携・協働して実施することが重要であると考えております。

そのため、教育委員会では、各学校においてよりよい主権者を育成するための教育活動が円滑に行われるように、１つには、校長、教務主任を対象として、社会と連携・協働した教育活動を展開していくための教育計画の作成・実施のための説明会の開催。２つには、社会と連携・協働した教育活動を充実させるためのコミュニティ・スクールや学校支援本部の設置。３つには、家庭と連携・協働した教育活動を充実させるための家庭教育学級の設置に向けた研修会や、市ＰＴＡ連合会との情報交換会の開催などの支援を行っております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　御答弁ありがとうございました。

主権者教育のことがよくわかったわけですけれども、平成28年の６月13日付の主権者教育の推進プロジェクトによると、今、教育委員会事務局教育部長がおっしゃったように、文部科学省では主権者教育の推進のための検討チームの最終まとめを踏まえ、単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進したい、主権者教育の推進に当たっては、子どもたちの発達段階に応じて学校、教育、家庭が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取り組みが実施できるように各種推進方式を実施していく、そういうことで青森市としては１つの方向性を持って進めていると思います。

昨日、中田委員もお話をされましたけれども、主権者教育というのは、社会で起きている出来事についてみずから考え、主体的に行動できる人間を育成するための教育、今のことが、今、教育委員会事務局教育部長がおっしゃったことになると思います。しかし、反面、有権者として政治に参加するための政治的教養を育成すること、ここもあるわけですね。これについて、2016年の選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、この日本でも政治的教養を育成するための主権者教育を早く、強くやろうという機運が高まってきた、そういうふうに理解をしているわけです。

それはそれでいいんですけれども、ただ、主権者教育の選挙――ちょっと話は変わりますが、ここから選挙の主権者教育のほうになったときに、平成25年公職選挙法の改正によって何があったか。成年被後見人の選挙権回復がありました。という

ことは、そういったことについても、やっぱり主権者教育という部分はしていかなければいけない。すなわち、教育委員会だけの問題ではないんです、主権者教育。舘山福祉部長と目が合いましたけれども、福祉部にもかかわる問題だし、きょうは来ていませんけれども、選挙管理委員会にもかかわる。ある面では我々、議会人としても、議会としてもかかわっていかなければいけない問題だと。これは、教育委員会に任せるだけの――選挙に関しての教養については、教育委員会だけに任せてはいけないと。やっぱりこれは全庁的に１つの方向性を考えていかなければいけないと思います。

　そこで、これは副市長しか答えられないので、副市長にお尋ねしますが、狛江市総合的な主権者教育計画というのがあります。これは今言ったように、若年層の子どもたちだけではなく、さらには成年被後見人の方も含めたさまざまな形の人たちが入っている、その計画であります。そういったものを、やっぱり全庁的に１つのプロジェクトとして、今後検討していく必要が私はあると思うんですけれども、それについて何かお考えがあればお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。副市長。

○前多正博副市長　さまざまな教育の手段、方法、検討されていかなければならない中であろうかと思います。直ちにその検討に入るということは、今まだその段階にはないと思いますが、今後さまざまな検討、研究をしていくことは必要なことかなと考えております。

　以上でございます。

○小豆畑緑委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　ありがとうございました。

　再質疑でいくとは思っていなかったでしょうけれども、主権者教育の政治的な教養の部分については、教育委員会に任せきりという形ではだめだと思うんで、やっぱりこれは全庁的な位置づけをきちっとして、やっていってほしいと思います。特に、前回の参議院選挙のときの投票率を見ると、やっぱり18歳と19歳、18歳は学校でやっているからいいんですけれども、逆に19歳が落ちているという、そういった全体的な状況も出ていますので、そういったことを踏まえたときに、やはり教育委員会に任せるのではなくて全庁的にやっていただきたいということを強く要望して、私はこの項は終わりたいと思います。どうも、教育委員会事務局教育部長、ありがとうございました。

　それでは続きまして、糖尿病のアプリについて考えたいと思います。

　糖尿病のアプリを市のホームページに導入し、健康づくりに寄与すべきと思うが考えをお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長　赤木委員からの糖尿病のアプリのホームページへの導入についての御質疑にお答えいたします。

糖尿病対策は本市の重要課題であり、糖尿病予防に向け、市民によりわかりやすい保健指導を行うため、昨年10月からは、兵庫県尼崎市から学んだ健診結果構造図を保健指導に取り入れるとともに、平成31年３月には、青森市医師会、かかりつけ医、糖尿病専門医との連携体制のもと、糖尿病重症化のリスクのある方々を早期に受診に結びつける青森市糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、現在、取り組みを進めているところであります。

また、糖尿病の予防においては、広く市民に正しい知識の普及を図ることや、運動や健康的な食習慣の実践が必要なことから、医師、保健師、栄養士による健康教育や、まちなか保健室での糖尿病予防相談を実施するとともに、地域で健康づくりの実践を伝えていく健康づくりリーダーなどによる地域での体力づくり講座や調理実習等の健康づくり活動を推進しているところです。

本市が公衆衛生等の専門家とともに行った、子ども世代を含む市民の健康データの分析からは、市民の糖尿病リスクが高い背景には、全国と比較して肥満の方が多いこと、食べる速度が速いこと、１日３合以上飲酒する方が多いこと等が明らかとなっております。これらから、糖尿病予防を含む生活習慣病予防に向け、市民の健康課題と取り組みを見える化した、市オリジナルのあおもり生活習慣病予防ガイドを、来月には冊子化することとしているところであります。

委員御提案の糖尿病アプリは、「生活習慣病チェックサイト＆チェックアプリ」として気軽にアクセスし、糖尿病のリスクについてもチェックができ、チェックした内容の解説へとつながるものでありますが、糖尿病予防には実践を後押ししていく支援も必要であることから、本市におきましては、世代ごと、健康課題ごと、地域ごとのチェックから、どのようなことに取り組めばよいかをイラスト入りでわかりやすくナビゲートしていく本ガイドを活用し、保健師や栄養士、健康づくりリーダー等を介して、多くの市民に気づきと行動を促す健康づくりを応援してまいりたいと考えているところであります。

○小豆畑緑委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　御答弁ありがとうございました。

今、保健部長のほうから、一般質問でもありましたけれども、あおもり生活習慣病予防ガイドというものをつくって、それを利用していきたいというお話がありました。私も、これは保健部長ともやりとりしましたけれども、過去において尼崎市に行って、尼崎市のそういった書類を持ってきて、こういうのはつくれないのか、青森市独自のものはつくれないのかと言ってお願いをしてきたものが、ここに結実したわけで、私としては非常にうれしく思っています。そういう中で、特に20代、30代の人たちが気軽にやれるのでアプリということを考えたんですけれども、今こういうものをしっかりとつくっていっています。ですから、これについてしっかりとやっていっていただければと思います。このあおもり生活習慣病予防ガイドについては、一般質問の中でもお話がありましたので、その概要については皆さん理解

していると思うので、これについてはあえて質疑するのはやめます。しかし、このあおもり生活習慣病予防ガイドを、私としては、冊子としてではなくて市のホームページに掲載をして、アプリと同じような形で健康づくりに寄与していく必要があると思っていますけれども、市の考えをお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長　再度の御質疑にお答えいたします。あおもり生活習慣病予防ガイドを気軽に、アプリのように活用できるようにホームページへも掲載していってはどうかとの御質疑でありました。

本ガイドはＰＤＦデータにもして、市のホームページへも掲載していくことを考えております。

○小豆畑緑委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　市のホームページにしっかり載せるということですので、そうであれば、ちょっともう少し加えて、私としてはスマートフォンにも載せられるようにして、市民が生活習慣病の情報をすぐに把握できるようにしてほしいと思うんですけれども、その辺についてお考えがあればお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長　再度の御質疑にお答えいたします。

市のホームページ上へのガイドの掲載に当たっては、例えば御自身の年代別の表示を選択すると、該当する年代の健康課題や取り組みのページにリンクしていくような構成としていくことを考えております。このような形で気軽に、見やすい、スマートフォンからもアクセスしやすいような形での工夫ということを図ってまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　スマートフォンも利用できるということがわかりました。ありがとうございました。

いずれにしろ､このガイドをつくった保健師さんたちのチームがあると思います。本当に大変だったと思います。それにはまず敬意を表したいし、これから特に進行管理をしていくのが大変な部分もあると思うんですけれども、ぜひ青森市民の健康のために、ぜひこれからも一生懸命頑張っていただきたいなと思います。それとあと、周知が必要だと思うので、周知についてはいろいろと工夫をしてやっていただければと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。それでは、この項は終わります。

それでは、民生費に関連して免許の返納についてお伺いします。

１つ、高齢者の足を確保しつつ、運転免許を自主返納しやすい取り組みを市は考えるべきと思いますが、考えをお示しください。

２つ、ＮＰＯ法人高齢者安全運転支援研究会が作成した運転時認知障害早期発見チェックリスト30を活用して、高齢者ドライバーの運転時認知障害の発見に役立た

せるべきと思うが、市の考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。市民部長。

〇坪真紀子市民部長　赤木委員の運転免許自主返納についての２点の御質疑にお答えいたします。

まず、取り組みを市は考えるべきではないかとのお尋ねであります。

青森県警察によりますと、本市における過去３年間の高齢者の運転免許自主返納の状況については、平均して年間約820人の方が自主返納しております。また、本市における過去３年間の交通事故発生件数のうち、高齢者がより過失が重い第一当事者となっている事故の割合は、平成28年が16.90％、平成29年が19.95％、平成30年が22.82％であり、年々増加しております。

このようなことから、市内における交通安全の総合的かつ効果的な対策を講ずることを目的に、庁内関係課及び警察を初めとする関係機関、団体等で組織した青森市交通安全対策協議会におきまして、高齢運転者の交通事故防止を今年度における交通安全運動の重点の一つとしたところであります。その主な推進項目として、運転免許自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援策の広報啓発による自主返納の促進、警察が開設している運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発などについて、各関係機関、団体等が連携しつつ、それぞれの特性を踏まえ効果的な周知啓発を図ることとしたところであります。これまで高齢者を対象とした啓発につきましては、反射材着用の推進など、高齢者を事故から守ることを主としてまいりましたが、今後は高齢運転者による交通事故防止についての活動も積極的に行うこととし、運転に不安を有する高齢運転者に運転免許の返納を促す、また返納しやすい環境の整備に努めてまいります。

続きまして、ＮＰＯ法人高齢者安全運転支援研究会が作成いたしましたチェックリストの活用についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、高齢者の運転免許自主返納を促す取り組みとして、高齢者対象の交通安全教室において、身体機能の低下に対する気づきを促すため、俊敏性を自覚してもらうゲームや認知機能検査に準じたゲームを行うなど、運転免許自主返納を考えるきっかけづくりを行っております。

ただいま、委員から御提案いただいたチェックリストのように、身体機能の低下について定量的に把握できるツールは有効であると考えており、啓発活動への活用等につきましては、今後警察を初めとした関係機関、団体とも意見交換してまいります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　赤木委員。

〇赤木長義委員　ありがとうございました。

この免許返納の話は大事な話なんですけれども、非常に難しい問題もいっぱい抱えているので、これについては慎重かつ大胆に進めていただければと思います。具体的なところは私も勉強して、提案できるものがあれば提案していきたいと思いますので、今後また、一緒に考えていければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは続きまして、総務費に関連して、青森市もＳＤＧｓの未来都市に選定されるよう、青森市独自のＳＤＧｓの取り組みを行うべきと思うが考えをお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長　赤木委員のＳＤＧｓの取り組みについての御質疑にお答えいたします。

本市では、本年２月に青森市総合計画前期基本計画を改定し、新たな施策として、ＳＤＧｓの「働きがいも経済成長も」という目標に資する「地域ベンチャー支援の推進」や、「海の豊かさを守ろう」という目標に資する「陸奥湾資源の保全」などに取り組むこととしております。このうち、「陸奥湾資源の保全」の施策においては、今年度から、本市を含む陸奥湾沿岸８市町村と関係団体で組織いたしますむつ湾広域連携協議会におきまして、陸奥湾の環境保全に関する事業を実施する際に「Ｓａｖｅ　ｔｈｅ　むつ湾」という共通テーマといたしましたのぼり旗やフラッグを掲げ、清掃活動等を展開しており、これらに同協議会のロゴのほか、ＳＤＧｓの「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさも守ろう」、「パートナーシップで目標を達成しよう」の３つのロゴを掲載し、広域連携によりＳＤＧｓの普及啓発にも取り組んでいるところであります。

委員御提案のＳＤＧｓ未来都市への応募につきまして、経済面、社会面、環境面の取り組みや、これら３側面をつなぐ統合的取り組みなど、他地域への波及が期待されるような先導的な取り組みが選定の要件となっておりますことから、むつ湾広域連携協議会の取り組みを初め、各分野の取り組みを進めていく中で、そのような状況になった際には応募を検討したいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　これも期待します。それしか言えないので、ぜひ頑張って選定されるように、そういう取り組みを進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質疑になります。

衛生費について。

食品ロスの法律が施行されますが、新庁舎が落成した後、市民が使う広場でフードドライブを実施すべきと思うが考えをお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長　赤木委員の食品ロスについての御質疑にお答えいたします。

全国の多くのフードバンク団体が加盟いたします一般社団法人全国フードバンク

推進協議会によりますと、フードドライブとは食品を収集する方法の一つで、集め方も食品関連企業からではなく、一般家庭から集める活動を指すとされておりまして、集められた食品は、フードバンク団体等を通じて、地域の福祉団体や福祉施設などに提供されているところであります。

フードドライブの実施に当たり、他都市におきましては、市などが主催するイベントの際にブースの一つとして設置するほか、市民センターなどの公共施設やスーパーなどの店舗内に設置するといった方法がとられております。しかしながら、フードドライブは、提供を受けた食品の衛生面、安全面、品質確認、適切な保管環境の整備、食品の種類や量など受け手のニーズに合った供給を行うための体制の構築などの課題もあることや、とりわけ本市におきましては、提供を受けた食品を供給するための体制が整っていないことが課題であると認識しているところであります。

食品ロスの削減につきましては、去る５月24日に制定されました食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえまして、国、地方公共団体、事業者及び消費者等の主体が連携し取り組むべきものと考えておりまして、フードドライブについても、今後、他都市の実施状況や実施に当たっての課題などを整理しながら、関係部局と連携して方向性を見きわめてまいります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　済みません、赤木委員、時間です。

〔赤木長義委員「どうもありがとうございました」と呼ぶ〕

〇小豆畑緑委員長　次に、舘山善也委員。

〇舘山善也委員　自民・志政会、舘山善也です。よろしくお願いいたします。

８款土木費４項都市計画費４目公園費に関連しましてお尋ねいたします。

野木和公園をもっと魅力ある公園とするための取り組みを行うべきと考えております。市の見解を求めます。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

〇長井道隆都市整備部理事　舘山委員の野木和公園をもっと魅力ある公園とするための取り組みについての御質疑にお答えいたします。

野木和公園は、広さが約33.9ヘクタールの総合公園で、公園中央に野木和湖を抱き、その周辺を取り囲むようにこどもの国、ピクニック広場、水辺散策園、林間散策園、ふるさとの森の５つの広場が設置されておりまして、それぞれの区域が４つの遊歩道橋によって結ばれ、園内を１周できるようになっております。

公園内にはソメイヨシノやオオヤマザクラなど、現在、約900本の桜が植栽されておりまして、桜の木の本数におきましては市内で一番を誇る桜の名所となっております。

野木和公園の魅力向上に向けた取り組みといたしましては、日常の管理運営業務を遂行しているほか、桜の時期に合わせまして、毎年、青森春まつりが開催されて

いるところであります。ことしは、４月27日から５月６日までの10日間の会期で開催され、油川観光協会共催の各種イベントが行われたところであります。また、会期中、より多くの方々が気軽に足を運んでいただけるよう、平成29年度からは駐車場を無料開放するなどの取り組みを行ってきておりまして、会期全体を通して、ことしは約8220名の来場者がありまして、多くの家族連れなどでにぎわったところであります。また、今月16日には、地元の油川コミュニティ協議会や公益社団法人青森青年会議所及び青森北高等学校などで組織する実行委員会が主催となりまして、油川地区を盛り上げるため、「あつまれ！野木和公園フェア」が開催され、当日は、油川地区の食のブースや野木和湖カヤック体験などを織りまぜた親子向けのイベントが行われたところであります。

市といたしましては、野木和公園が自然豊かな桜の名所として、より多くの市民が憩い、親しまれるような公園となるよう、引き続き適切な管理を行うとともに、魅力向上に向け努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　舘山委員。

〇舘山善也委員　御答弁ありがとうございました。

もう１点、野木和公園に関連しまして御質疑させていただきます。

野木和公園の春まつりにおいて、最寄りの市営バス停留所の野木和公園入口は、公園までの距離は500メートルもあり、公園の利用者にとって現実的なものではありません。高齢者の方々が公園を利用しやすいように、春まつりの期間中、最寄りの市民センターから公園までのシャトルバスの運行を試みてはと考えております。

実際に春まつりに――今、合浦公園等も行っておりますが、油川観光協会や多数の方がこのイベントを成功させようとして鋭意努力している最中であります。市としても、２年前から駐車場を無料にするなど努力はしていただいておりますが、今、約8000人来ていたということでありますが、実際、春まつりに行きますと、そんなに混んでいるような印象はありません。家族連れということで小さなお子さんが多いということもありますが、実際、マイカー利用者が多いだけで、御高齢の方はほとんど見受けられないということであります。

また、５月３日、５月５日にカラオケ大会などを開いているんです。このカラオケ大会も対象者がどうしても高齢者の方ということで、このイベントもなかなか成功していないと。ただ、このカラオケ大会は、毎年２回ほどアウガのほうでイベントを行っておりまして、７月ですので来月、また同じような形で行うんですが、私も一度お邪魔したときには、そのアウガの会場、大体150人前後のところがいっぱいになるぐらいの人数が収容されておりました。この方々は、ほぼマイカーではなく市営の公共交通機関を利用されているということでありますので、これだけイベント力がある方が、そこでカラオケ大会を開くと。また、かなり本格的な舞台装置や音響設備を使っておりますので、こういったイベント力がある方でも、やはり公共

交通機関がないと、なかなかその力が発揮できないという要望も含めまして、難しいと思うんですけれども、一足飛びにいかないということは承知しておりますが、ぜひとも検討していただきたいと思っております。市の考えをお尋ねしたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事　舘山委員の再度の御質疑にお答えいたします。

シャトルバスを運行してはどうかということでありますけれども、今、委員のほうからもお話ありましたように、多分、一足飛びにはできないのかなと思っておりましたので、現在、今すぐできる、できないということを申し上げられる状況にないことは御理解いただきたいと思います。

例えば、実施を検討するに当たって、やはり手順を踏んでいく必要があるものと思っておりますので、今、委員からも御紹介がありましたとおり、まずは、油川観光協会であるとか、地元の人たちからのお話を聞いた上で、春まつりのほうは、青森春秋まつり実行委員会というものを組織していまして、そこは市も油川観光協会も一緒に入っておりますので、その中で協議、検討していければなと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　舘山委員。

○舘山善也委員　ありがとうございます。

ぜひとも検討していただきたいと思っております。この最寄りの市民センター、具体的に言うと油川市民センターになるんですが、油川市民センターまでは市営バスが通っております。油川市民センターを拠点にしますと、高齢者の方も時間前に来て休めたり、トイレも利用できるということも含めれば、あそこから真っすぐ公園の入り口まで運んでもらえれば、非常に効率がよく、また利用者もふえるのではないかと思っておりますので、ぜひとも春まつりの期間中全てとは言いませんが、１日、２日でも試験的に行うよう要望しまして、この項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、４款衛生費１項保健衛生費７目健康増進事業費について、こども食育レッスン１・２・３♪事業についてお尋ねいたします。

今年度のこども食育レッスン１・２・３♪事業の取り組みをお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長　舘山委員からのこども食育レッスン１・２・３♪事業についての御質疑にお答えいたします。

青森市の未来を担う子どもたちの健康的な食習慣づくりを進めていく、こども食育レッスン１・２・３♪事業は、市内保育園等の年長児とその保護者を対象に昨年度から実施しており、レッスンでは、体をつくる赤・黄・緑の食べ物の仲間と働きについて学び、子どもでも簡単にできる握らない「おにぎらずクッキング」体験と、

お茶やお水の大切さを知る３つのプログラムを実施しております。加えて、レッスン前には、保護者向けプレレッスンを、またアフターレッスンとして、自宅での親子の取り組みを「おやこでチャレンジ賞」として表彰しております。

この事業は、昨年度から５年間で市内保育園等全園に実施していくこととしており、毎年、おおむね20園程度を見込んでいた中、昨年には27園の申し込みがあり、実施した園からは、子どもが苦手な野菜も自分でつくったら食べられた、赤・黄・緑の栄養３兄弟を考えて毎日御飯を食べるようになったなど、子どもたちはもちろんのこと、一緒に御参加いただいた保護者の皆様からも、食事バランスの学び直しができたなど、多くの反響があったところであります。今年度は、既に23園から実施の申し込みがあり、９月から順次実施していくこととしております。

今年度におきましては、食育を実施園のみならず、多くの市民の皆様に広げていくため、１つに、６月の食育月間の取り組みとして、市内健康づくりイベントにおいて、ミニ食育レッスンを約600組の親子へ行ったこと、２つに、去る６月16日には「あおもり食育レッスン市民セミナー」を開催し、幼児から学童を含む親子19組にレッスンを提供するとともに、総勢100名を超える市民の皆様に食と体のつながりを楽しく学ぶセミナーを開催したこと、３つに、９月からのレッスンの開始に先立ち、レッスンを担当する食生活改善推進員の皆様のさらなるスキルアップを図るための研修会を開催すること、４つに、食育の取り組みを子育て情報マガジンを活用し、市内の園を通じて保護者の皆様へ啓発していくこと、５つに、レッスンの実施状況や食育情報を掲載した「あおもり食育レッスンだより」を昨年度より増刷し、より多くの市民の皆様へお渡ししていくことなどに取り組み、食育をさらに推進していくこととしております。

○小豆畑緑委員長　舘山委員。

○舘山善也委員　御答弁ありがとうございました。

今おっしゃっていただいた「あおもり食育レッスンだより2019」、これは私のほうもいただきました。ありがとうございます。非常に中身も充実して、きれいに整理されているものだと思っております。ちなみに、これを渡していくというのは、今どこにこれを置いているのか。また、その渡す方法というのは決められているんですか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長　再度の御質疑にお答えいたします。

昨年度印刷した「あおもり食育レッスンだより」につきましては、各実施園の皆様、御参加いただいた保護者の皆様全てにお渡しできるように、各園を通じて全園に配付しております。また、かかわっていただきました食生活改善推進員の皆様や、アドバイスをいただいた大学等もありますので、そういった関係者にも配付をしているところであります。今年度におきましては、それらをより多くの市民の皆様にお届けしていくため、増刷していくということを考えております。

○小豆畑緑委員長　舘山委員。

○舘山善也委員　ありがとうございます。

非常に中身を見ると充実して、市の取り組みも非常にわかりやすいと思いました。ただ、ちょっとこの園の中の声というんですか、こういうのが中心となっているようでして、私としては、できれば食育レッスンですので、これからの食に対して不安を持っているお母様たちに、どういった傾向を持っていけばレッスンになるのかということで、この後ろのＱアンドＡを少しウエートをふやしてはと思っております。また、３月にも御質疑した際には、インターネットでレシピを紹介してはどうかという提案もさせていただきました。残念ながら、市のホームページからはちょっと僕も見つけられなかったんです。これは小野寺市長の肝いりで始まった事業だと思っておりますので、例えばホームページの一番前に、一定期間でも構いませんので、本当に見出しがわかるような、食育レッスンというのは市で応援している事業なんだという形で、大手を振って掲載してもらいたいなと思っております。また、こういうお母様方というのは、幼稚園のお母様方ですので、想像するにやはり若い方だと思いますので、例えばスマートフォンの利用だったりとか、ＱＲコードでそういった情報を取り込めるなどしていくことも要望したいなと思っております。また、この中にあるランチョンマットみたいな赤とか、緑とかに色分けしたシートや子どもたちがチェックしていく項目のものなど、こういったものもダウンロードできるようにして、例えばプリンターでプリント配信できるようにすれば家庭でも同じような復習ができるのかなと思いますので、そういった工夫もあってもいいのかなと思っております。

また、前回もちょっと趣旨がかみ合わなかったんですが、アレルギーに対してなんです。アレルギーに対しては、アレルギーの子どもに対しての傾向だったり、病院の受診などを促しておりますが、やはりアレルギーはいつ発症するかわからないということを想定して、アレルギーに関して、どういう症状が出るとアレルギーを疑うべきだということをぜひとも考えていただいて、今後お母様方に知らせられるようなことを要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長　次に、蛯名和子委員。

○蛯名和子委員　市民の声あおもり、蛯名和子です。

私のほうから、２項目についてお尋ねしますので、よろしくお願いします。

最初に、ことしの新規事業であります新たな観光コンテンツの造成事業について、詳しい事業内容と予算についてお知らせください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事　蛯名委員の観光コンテンツ造成事業についてのお尋ねにお答えいたします。

地域独自の観光コンテンツの造成は、地域での直接的な消費額の増加はもとより、

滞在時間の延伸に伴い、宿泊、飲食、交通等を含めた観光産業全体への波及効果が期待できるほか、急増する外国人観光客の旅行形態の変化に対応するための重要な取り組みの一つであると考えております。このような考え方のもと、本市におきましては、特に「コト消費」を意識しまして、スポーツ、食、自然などを活用した魅力ある観光コンテンツづくりに取り組むこととしたところであります。

具体的には、本市を含む陸奥湾沿岸の８市町村と連携し、新たな体験コンテンツとしてサイクルツーリズムの造成を目指し、陸奥湾沿岸を周遊するサイクリングコースを設定するため、走行環境や受け入れ環境などの調査を実施するほか、広域エリアでのトレイルコースの造成について、今後、検討を行うこととしております。また、陸奥湾沿岸の８市町村の事業者を対象に、インバウンド対策のセミナーやファムツアーの実施などを通じて、体験コンテンツ造成に取り組むこととしております。

このほか、浅虫温泉の活性化に向け、地元関係団体等と連携のもと、本市の豊かな食材を活用した食の観光コンテンツ化を図る取り組みとして、これまで全国の有名な観光地などで15回開催された高質な野外レストラン「ダイニングアウト」を、本年７月６日と７日に、東北で初めて、浅虫温泉で開催することとしたところであります。本イベントのシェフは、東京代官山でミシュラン１つ星レストランを営業する目黒浩太郎氏が担うほか、ホスト役として、日本在住の著名な東洋文化研究家であり、作家としても活動するアレックス・カー氏が、地元の自然、伝統、文化、歴史を踏まえた総合的な演出で、お客様をもてなすこととしております。

これらの事業の実施に当たりましては、東北観光復興対策交付金及び県の青森県未来を変える元気事業費補助金を活用し、その予算額は2349万9000円となっております。

〇小豆畑緑委員長　蛯名委員。

〇蛯名和子委員　今なかなか興味深い「ダイニングアウト」とか、そういったことを初め、「コト消費」を意識した観光コンテンツづくりに取り組むとのことですが、今後の事業のスケジュールについてお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。

〇百田満経済部理事　蛯名委員からの再度の御質疑にお答えいたします。観光コンテンツ造成事業のスケジュールということであります。

今後のスケジュールといたしましては、先ほども申し上げましたけれども、まずは浅虫温泉において７月６日、７日、「ダイニングアウト」を開催した後に、８月24日、25日には青函ツインシティ30周年記念事業であります青函グルメストリートで「ダイニングアウト」のレシピを活用したメニューを提供することとしております。また、９月までにはインバウンド対策の基礎知識やマーケティングに関するセミナーを開催し、その後、ファムツアーなどの実施を予定しているところであります。加えまして、先ほども申しましたけれども、今年度は陸奥湾沿岸を周遊するサイクリングコースの設定のための走行環境や受け入れ環境などの調査のほか、トレイル

コースの検討を行い、来年度はサイクリングコースの受け入れ環境の整備等を予定しているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　インバウンド対策のセミナーやファムツアーを今後実施して、観光コンテンツの造成に取り組むとのことですが、この事業効果についてどのように考えているのかお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事　蛯名委員からの再度のお尋ねにお答えします。事業効果ということでありました。

観光コンテンツ造成事業の実施によります事業効果といたしましては、まず１つに、地域資源の洗い出しによります地元の魅力の再発見、２つに、観光地としてのブランド力の向上、３つに、参加者のＳＮＳ発信による国内外への情報拡散、４つに、雑誌やテレビ等のメディアによる広告効果などが期待されております。また、体験コンテンツに係る本事業の数値目標としましては、造成件数を14件、それらの利用者数を420人としておりまして、陸奥湾圏域における観光コンテンツの充実のほか、ブランド力の向上につながり、地域経済の活性化が図られるものというふうにして考えております。

○小豆畑緑委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　最後、要望で終わります。この事業は民間事業者の活用によりまして、青森市、陸奥湾沿岸圏域の魅力を高め、さらなる外国人観光客の誘客を図ることが目的となっております。地域経済の活性化を図ることはもちろんですけれども、市民にとっても観光や娯楽の場がふえることにもなりますので、より効果のある事業となるように実施していただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、旧駒込清掃工場の管理状況についてであります。

私の地元、駒込、桐ノ沢町会は、平成19年３月で廃止になりました旧駒込清掃工場の敷地に隣接しており、かつては本工場の敷地内にありましたテニスコート、ゲートボール場を利用したり、春には桜の木もありまして、花見など、地元住民の憩いの場となっておりました。しかし、廃止後から立入禁止となって本工場も現状のままとなっております。

そこでお尋ねします。旧駒込清掃工場は現在どのように管理しているのかお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長　蛯名委員の旧駒込清掃工場の現在の管理状況についての御質疑にお答えいたします。

旧駒込清掃工場につきましては、委員から御紹介がありましたとおり、平成19年３月に廃止する際に、敷地内への侵入を防止するための防護柵を設置するとともに、

建物内への侵入を防止するために１階の窓への合板の打ちつけを実施し、その後、適正に管理してきたところであります。当該施設の管理につきましては、平成29年度までは２カ月に１回程度の見回りや、年１回の草刈りを実施してきておりましたが、平成30年度からは、出入り口の施錠状況や施設周辺の見回りを週２回程度に、また、敷地内の草刈りにつきましても年２回程度にふやして実施しているところであります。あわせまして、屋上の雨水排水のためのルーフドレンの清掃等も実施するなど、維持管理に努めているところであります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　蛯名委員。

〇蛯名和子委員　管理状況はわかりました。ただ、廃止後10年以上経過しておりますので、本体のほうは解体したほうがいいのではないでしょうか。お考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

〇八戸認環境部長　再度の御質疑にお答えいたします。

建物の解体等につきまして試算をいたしましたところ、建物本体の解体には約３億5000万円、基礎の解体に約２億5000万円、合わせて合計で約６億円の費用がかかるものと試算しております。

本市の厳しい財政状況を踏まえ、具体的な利活用方法が定まっていない中で、当該工場を解体することにつきましては、現時点で難しいものと考えているものであります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　蛯名委員。

〇蛯名和子委員　約６億円もかかるということであれば、なかなか解体も無理であると思います。

あと、例えば土地だけを一般に開放して、子どもの遊び場や地域のイベントとして利用することは可能でしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

〇八戸認環境部長　再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、平成19年３月に廃止してから12年以上が経過をしておりまして、その間、必要な管理を実施してきたところであります。しかしながら、建物の老朽化による外壁材の剥離・落下や樹木の枝折れなど、安全上の懸念があること、また、道路から見えにくい場所が多く、施設の廃止に伴い常駐する職員もいなくなったことから防犯上の懸念があることに加えまして、子どもの遊び場や地域でのイベントなどに土地を開放するとした場合には、敷地の整備に多額の費用を要するというふうに考えられますため、現時点におきましては開放することは考えておりません。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　蛯名委員。

〇蛯名和子委員　こちらもお金がかかるということであれば、無理だということはわかりました。

　最後、要望で終わりたいと思います。先般、お願いして、担当の職員の方と一緒に、現地のほうを確認してまいりました。木もかなり大きく、多く生えていて、やはりお金がかかるだろうなという感想は持ちました。それで、担当職員の方が道路から見える植込みのほうもきちっと整理され、荒れた感じが余りしない、見苦しくないように対応されておりました。これからも引き続いて、適正な維持管理を継続してほしいということと、老朽化による市有施設の処分問題というのは、多くの自治体で抱える問題だと思います。いつまでもこのままでいいというわけではないので、有効な活用方法やＰＦＩ方式で民間事業者に解体費用も含めた跡地利用をさせるなど、他都市の事例なども参考にしながら、よい方法を考えていただきたいと思います。これで終わります。

　ありがとうございました。

〇小豆畑緑委員長　次に、秋村光男委員。

〇秋村光男委員　市民クラブの秋村光男でございます。それでは、早速質疑に入らせていただきます。

　最初は、柳川庁舎の関係であります。

　今、新市庁舎、あと３カ月もすればでき上がりますけれども、その際に、いただいている情報では、都市整備部が新市庁舎に移転するというお話は伺っておりますけれども、今後の柳川庁舎、どのような活用方法を考えているのかお伺いをいたします。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。

〇能代谷潤治総務部長　秋村委員の柳川庁舎の今後の活用についての御質疑にお答えいたします。

　柳川庁舎につきましては、駅前庁舎への窓口部門の移転・集約後も市民部市民課柳川情報コーナーを設置し、住民サービスを提供しておりますほか、都市整備部の各課、総務部管財課の公用車運用チーム、監査委員事務局及び農業委員会事務局が業務を現在行っております。なお、令和２年１月の新市庁舎供用開始に伴いまして、委員からも御紹介ありましたが、柳川庁舎から都市整備部が移転する予定となっております。柳川庁舎の今後の活用方法につきましては、まずは、令和２年の新市庁舎供用開始に合わせまして、今後においても、増加していく行政文書の保管庫などとして活用することとしております。

　また、柳川庁舎１階には、弘前大学が本市との連携に関する協定及び本協定に基づく覚書によりまして、健康、産業振興等の分野での連携協力を深めるものとして、食料科学研究所を設置して――現在は名称が変わりまして、地域戦略研究所・食料科学研究部門として、引き続き、各種の調査、研究事業を行っておりますけれども、

弘前大学におきましても、柳川庁舎の今後の利用計画について検討していると承知しているところであります。
〇小豆畑緑委員長　秋村委員。
〇秋村光男委員　ありがとうございます。
　今、総務部長からお話しありましたように、弘前大学では、正面から入っていって左側に弘前大学地域戦略研究所・食料科学研究部門という部署を置いておりますけれども、今、弘前大学へはどのような形で庁舎を使用させているのかお伺いします。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。
〇能代谷潤治総務部長　柳川庁舎の弘前大学の利用形態についての御質疑にお答えさせていただきます。
　先ほど御紹介しました弘前大学との覚書に基づきまして、１階のフロア部分と駐車場の部分につきまして、平成30年４月１日から令和５年３月31日までの期間で無償貸与を行っております。なお、１階フロア部分の光熱水費、電気代ですとかガス代、その他上下水道代等の費用につきましては、弘前大学が負担しているという状況であります。
　以上でございます。
〇小豆畑緑委員長　秋村委員。
〇秋村光男委員　確かに弘前大学が入っているんですけれども、非常に地味な形で存在しているなというふうに、私、正直言って、そう思っています。もう少し弘前大学に、柳川庁舎でなくてもいいんですけれども、青森市に来てもらうという取り組みが必要じゃないかと思うんですよ。確かに青森公立大学がありますけれども、これからのつき合いを考えてみたときに、弘前大学とパイプを太くして損になることは一つもないと私は思っていますよ。積極的にどうですか、弘前大学に柳川庁舎の２階まで使ってもいいからちょっと来てくださいというような、そういう取り組みが必要だと私は思いますがいかがですか。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。
〇能代谷潤治総務部長　弘前大学での活用についての御質疑にお答えさせていただきます。
　先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この柳川庁舎の利活用につきましては、弘前大学におきましても、今後の利用計画について検討していると承知しております。相手方があることですので、今後についても、検討しているというところで承知しているものであります。
　以上でございます。
〇小豆畑緑委員長　秋村委員。
〇秋村光男委員　今、総務部長から弘前大学でも検討しているということでありますので、やっぱり、ちょっと呼び水を向けてやるということも必要じゃないかと思

います。そして、できるならば柳川庁舎付近で弘前大学の学生さんの歩く姿を見られるというくらいの、あそこの一大地域といいますか、そういうふうに私は柳川庁舎をしていきたいものだと思っておりますので、ぜひとも検討している、勝手に検討すればいいじゃなくて、やっぱり一緒になって、青森市も、ぜひとも少しでも多くの弘前大学の部署、部門を柳川庁舎に入れるという取り組みをぜひお願いをしたいというふうに思います。柳川庁舎の関係については以上であります。

次は、防災拠点の関係をお願いしたいと思います。

防災拠点についてお伺いしますけれども、今、本庁舎も防災拠点であります。そしてまた、アリーナも、あそこも広域の防災拠点でありますけれども、それぞれ新市庁舎とアリーナに防災拠点としてどのような機能を想定しているのかお伺いいたします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事　秋村委員からの新市庁舎とアリーナに想定されるそれぞれの防災機能についての御質疑にお答えいたします。

新市庁舎には、本市の防災拠点として、有事の際に災害対策本部を置くこととしております。災害対策本部は、本市災害対策の中枢であります。気象情報や被害状況など、さまざまな情報を集約し、迅速かつ的確な意思決定を行い、応急復旧活動のための司令塔としての役割を担うものであります。災害対策本部では、本市職員である本部員や、国、県など関係機関から災害対策現地情報連絡員として派遣される、いわゆるリエゾンなどが一堂に参集して情報共有や意思決定を行うこととなります。これら災害対策本部の活動を支援するため、災害情報等を一元的に集約、管理、伝達することのできる防災情報システムを導入することとしております。また、1階ロビーは防災ロビーとして利用することを想定しておりますほか、発電機、投光機などの防災資機材や食料等を備蓄する防災倉庫を設けることとしているところであります。

一方、本市が検討しておりますアリーナ施設は、現在、合浦地区に所在するカクヒログループスタジアム——市民体育館の代替施設として計画しているところであります。現在のカクヒログループスタジアムの防災機能としては、指定避難所及び指定緊急避難場所として指定しているのみで、生活必需物資や防災資機材等の備蓄は行われておりません。アリーナ施設として移転することに伴いまして、その防災機能としては、指定避難所として避難者の受け入れを行うことはもちろん、防災倉庫の設置等による備蓄機能の強化や、避難生活に必要な災害対応トイレなど施設の機能強化、さらに、指定緊急避難場所としてアリーナ周辺の広域避難の機能も有するものであります。

加えて、操車場跡地全体としては、支援物資の集積場所やボランティアの活動拠点など、いわゆる防災活動拠点としての機能の強化などが考えられるところであり、合浦地区におけるカクヒログループスタジアムよりも大きく機能強化されるもので

あります。
　アリーナ施設に想定される防災機能につきましては、現在、青森市アリーナプロジェクト有識者会議においての御意見等を踏まえ、詳細に検討を進めているところであります。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　秋村委員。
○秋村光男委員　わかりました。ありがとうございます。
　平成23年３月11日の東日本大震災を踏まえまして、青森市が東日本大震災を踏まえた防災対策強化推進計画というのを策定しているわけですけれども、このときの庁舎の考え方というのは、まだ10階建てまでは計画していませんでしたけれども、今３階建ての庁舎で建設されておりますので、庁舎の防災拠点機能については、当初の計画に変更はないのかどうなのかお伺いいたします。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。山谷総務部理事。
○山谷直大総務部理事　再度の御質疑にお答えいたします。庁舎の防災拠点機能について当初の計画内容に変更はないのかという御趣旨の御質疑でありました。
　本市では、今、秋村委員から御紹介のありましたように、東日本大震災の経験を踏まえまして、平成23年度に東日本大震災を踏まえた防災対策強化推進計画を策定して、43項目の検討・実施すべき事項を短期、中期、長期の別に整理して取り組み、既に41項目が実施済みであります。この計画により、実施予定としていた残る２項目、「本庁舎の防災拠点機能の強化」及び「防災倉庫機能の確保」につきましては、新市庁舎建設において、ようやく実施されることとなります。また、新市庁舎は設計変更により、当初の予定でありました10階建て相当の規模を３分の１程度に圧縮し、３階建てとしたことにより、当初の計画では５階に設置が予定されておりました災害対策本部室が、新市庁舎においては２階に設置することとなりますため、発災時においてもエレベーターに頼ることなく階段での上りおりにより、よりスピーディーな現場対応、災害対応が可能となるなど、当初の計画よりも機能的な防災拠点となると考えております。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　秋村委員。
○秋村光男委員　ありがとうございます。
　当初計画よりも強固なものを期待しております。
　それから、やっぱり防災対策本部という司令塔ができます。市民への防災情報の提供機能というのも強化する必要があるんじゃないかと思うんですよね。いかがですか。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。山谷総務部理事。
○山谷直大総務部理事　再度の御質疑にお答えいたします。市民への防災情報提供機能を強化すべきとの御趣旨の御質疑であります。

本市では災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、警報などの気象情報や避難指示、避難勧告に関する情報及び避難所開設情報など、適時適切な情報を市民へ迅速に伝え、安全確保を呼びかけることとしております。これら災害情報に関する情報伝達手段としては､携帯電話サイトを含む市ホームページ､メールマガジン、テレビ・ラジオ等の災害情報、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、Ｊアラート、防災アプリ、広報車など、可能な限り迅速、確実に防災情報等が伝達されるよう、さまざまな媒体を通じ発信しているところであります。

市といたしましては、今後もさまざまな媒体により情報提供手段の多重化を進めますとともに、新市庁舎の防災情報システムの高度化に合わせて、さらなるスピーディーかつ正確な災害情報の提供機能の強化を図ってまいります。あわせて、さまざまな情報提供手段がある中で、災害情報を受け取る市民の皆様が単独の情報源に依存するのではなく、みずから情報を収集するなどして、より状況を正確に判断する必要があると考えられますことから、各種防災訓練や講話を通じて防災意識の向上に向けた啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　秋村委員。

○秋村光男委員　ありがとうございます。

考えている以上に情報機能の強化をされているなという感じがするんですが、ただ、市からの情報というのは、あくまでも登録されている人でないとつながらないと思うんですよ。これはやっぱり登録するべきだということを積極的に取り組んでほしいなと思います。それからあとは、外国人対応をどうするかということもぜひ考えてほしいと思います。以上です。

最後になりますけれども、要望を言っておきたいと思います。篠田地区の流・融雪溝の進捗状況の関係なんですが、これは予定どおり進んでいると思うんですけれども、ただ、地域の住民とやっぱり話し合いをする場、機会、これはできるだけ多く持っていただきたいということを強く要望して、終わります。

○小豆畑緑委員長　次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員　自民･志政会の丸野でございます｡昼前に終わりたいと思います｡

小中一貫教育についてお伺いいたします。

現在、三内中学校区において実施されている教科担任制の実施状況についてお聞かせください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長　丸野委員の教科担任制についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、新しい時代に必要となる資質、能力の育成を目的に、三内中学校区をモデル地区として、三内中学校、三内小学校、三内西小学校の３校において、従来の６・３制から学年のくくりを柔軟に捉え、４・３・２制を取り入れた、小中

一貫教育に取り組んでいるところであります。教科担任制につきましては、三内中学校区における小中一貫教育を推進するための重要な柱の一つであり、小学校において、これまでの学級担任制に加え、特定の教科を専門的に指導する教員を配置することで、より質の高い授業を可能にするものであります。

具体的には、４年生までは、学級担任のもとで児童一人一人の情緒の安定と基礎・基本の確実な定着を図る学習を推進する。５年生からは、教科担任制を取り入れた課題解決的な学習を実践し、児童に学び方を身につけさせることで、中学校における、みずから課題を見つけ、果敢に挑戦し、解決していくような質の高い学びへとつなげるものであります。現在、三内小学校、三内西小学校におきましては、国語、社会、算数、理科、音楽、家庭、体育、外国語の８教科で、18名の教科担任による授業が行われております。なお、教科担任18名中８名は、三内中学校の教員となっております。

教科担任制に関する児童の評価につきましては、本年３月に小学校６年生児童を対象にした調査によりますと、「中学校進学に対する不安が少なくなった」と回答した児童は91.5％、「学校が楽しい」と回答した児童は99％、「授業がよくわかる」と回答した児童は96.3％となっており、具体的には、初めは、中学校の先生は怖いかなと心配していたけれども優しかったので安心した、中学校の先生の教え方がわかりやすかった、簡単に楽しく教えてくれるので勉強が楽しくなった、中学校の考えや教え方も学べて中学校に入ってからの授業が楽しみになったという声が多く上がっております。また、教員の評価につきましては、授業担当時数が減り教材研究や児童理解に充てる時間がふえた、得意分野を生かすことが可能となった、中学校教員の授業を見ることで先を見据えた系統的な指導を意識するようになったなど学習への効果を実感している声が上がっているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　丸野委員。

○丸野達夫委員　御答弁ありがとうございました。

実際、小中一貫教育が始まりまして、地域も非常に注目しているところでありますし、快く受け入れている状況であります。親御さんの話を聞くと、やっぱり子どもたちが英語に興味を持っているとか、歴史が好きになったという声も聞いておりますので、非常によかったなと思います。特に、授業がよくわかるようになったという声をよく聞きます。中学校の先生が事細かに教えてくれるので、今まで、本来落ちこぼれる対象になったつまづく部分についても、詳しく教えてくれると聞いております。非常にうれしいなと思います。当初、算数や理科がちょっと難しくて大変だったみたいですけれども、すぐ改善してくれて、対応してくれたということも聞いております。それは、やっぱり教職員の皆さんが前向きに取り組んでくれたおかげだと思っておりますので、引き続きお願いしたいなと思います。

中学校進学に対する不安が少なくなったと、教育長の先ほどの答弁ですけれども、

３月のアンケートなので多分、さらに、先週ぐらいに子どもたちに聞いたら、三内では今７年生、８年生、９年生と呼ぶようになったせいもあって、子どもたちの中でも進学というより、進級というふうに捉えるようになったおかげで、中学校に上がるということに対する怖いイメージが払拭できたような感じがあるという声も聞こえております。非常にいいことだなと思っております。また、これは教科担任制とは違いますけれども、部活動においても、やっぱり中学生と一緒にやるということが非常に刺激になって、スポーツに対する取り組みも見方も変わってきたということも聞いておりますので、お願いしたいなと思います。あと、先ほどのアンケートの結果ですが、100％になっていない、もちろんならないんですけれども、100％を目指して取り組んでいっていただければと思います。

次の質疑であります。

郷土学習を行っておりますが、その目的とその内容についてお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長　丸野委員の郷土学習についての御質疑にお答えいたします。

各学校におきましては、郷土の伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、何が重要かを主体的に判断できる子どもを育てるため、身近な課題に対する学びが重要であるとの考えに立ち、地域を学ぶ、いわゆる郷土学習に取り組んでいるところであります。郷土を学習することは、自分たちの住む地域のよさを知り、地域への愛着や誇りを抱き、地域づくりへの参画という地域活性化と地域貢献に資するものであります。これに加えて、地域学習で展開される、みずから問いを立て、解決方法を見出し、解決に導くことで、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見、解決につなげていくという学び方の習得をも目指すものであります。

郷土学習は、三内中学校区における小中一貫教育の柱の一つであり、三内地区を学習教材として、子どもの発達段階に応じ、９年間にわたって地域の人、もの、ことに関する学習に取り組んでおります。具体的には、小学校１年生から４年生では、地域を知るための学区探検や三内丸山遺跡の見学、火おこし体験。小学校５・６年生と中学校１年生では、他の都市との比較による三内地区や青森市のよさ及び三内丸山遺跡の魅力発見。中学校２・３年生では、世界遺産登録に向けた東京都内での、外国人をも対象とした三内丸山遺跡のＰＲ活動などに取り組んでいるところであります。

中学校２・３年生の学習からは、三内丸山遺跡は私たちの誇りであり、世界遺産登録に向け、私たちにもできることを考え実行したい、東京都内で外国人にＰＲした際、学校で練習したときは説明できると思ったが、実際やってみると、しっかり伝えることができなかった、もっと英語を勉強して、三内丸山遺跡を訪れる外国人へ英語で案内できるよう語彙力を高めたいなどの感想が数多くあったところであります。三内中学校区で取り組んでいる郷土学習は、９年間で着実に社会参画意識や地域に貢献していく態度及び探究的に学んでいく力の育成につながっているものと

考えております。
　教育委員会におきましては、三内地区の取り組みも含め、その成果を各学校に周知するなど郷土学習の充実に向け、各学校を支援してまいります。
〇小豆畑緑委員長　丸野委員。
〇丸野達夫委員　御答弁ありがとうございました。
　郷土学習、小学校では三内探検隊としてやっているんですが、親御さんに聞くと、意欲的に課題を見つけて取り組むようになったと。そして、三内丸山遺跡に対しても以前より興味を持つようになったという声が聞こえてきています。中学校においては、三内丸山学という共同学習をしている。私も１度拝見したことがありますけれども、あの子、引っ込み思案で何もできない子だったんだけれども、すごく積極的に衣食住について調べて学習発表しているなというシーンを見ました。まさに探究心を持って学んでいく力を身につけることが実現できているんだなと実感する場面でありました。どうか、各校においても――まあ、各地域地域にいろんな文化があるでしょう。教材をつくるのは大変だと思いますけれども、各学校でみずからの文化を学ぶ、みずからの地域を学ぶということは大変重要だと思っております。広めていってほしいなと思っております。
　我々、地域の人が一番うれしかったのは、やっぱり自分の地域を誇りに思うという郷土愛を育んでいるということが非常にうれしいことでありました。世界遺産登録に向けて自分たちでも何かしたいという、子どもたちの自発的な動きというものが出始めていることも非常にうれしく思っておりますし、地域においては、イベントにも積極的に参加したいという声も聞かれるようになってまいりました。そういうことが地域をつくっていくんだなということを改めて実感しております。どうか引き続きよろしくお願いしたいと思います。
　次に、コミュニティ・スクールの導入についてお聞きしたいと思いますが、これまでコミュニティ・スクールの導入に当たりまして、どのような留意点があるのかお示しください。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。
〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　丸野委員のコミュニティ・スクールの導入における留意点についての御質疑にお答えします。
　本年度から、４中学校区19校においてスタートしたコミュニティ・スクールにおきましては、学校と地域とが目標や課題を共有しながら協議し、活動に取り組んでおり、既に、地域単位で考える通学路の安全指導、各学校にまたがる部活動の社会体育化の協議、地域で活動する団体と連携した美化清掃活動、各学校の垣根を越えて連携する部会の創設など、中学校区単位ならではの取り組みが始まっているところであります。
　コミュニティ・スクールは、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組む、地域とともにある次世代の学校づくりを目指す制度であり、その中

で多様な地域の方々の力を学校と的確にマッチングさせる人材がコミュニティ・スクールに参画することで、より的確に学校のニーズに対応した支援が可能となる制度であります。

　コミュニティ・スクール導入に伴う留意点といたしましては、学校への理解と参画を促す環境づくりのため、保護者や地域住民等に対して、取り組みの必要性や成果を広く周知していくこと、複数校での実施となることから、各学校の独自性を生かしつつ地域全体での共通認識を持つこと、学校と地域とが信頼関係を構築し、関係者に対して理解増進の取り組みを行うこと、学校運営の内部情報等、協議の中で知り得る情報について守秘義務を課していくことなどが挙げられます。また、学校やこれまで支援活動を行ってきた方々を含め地域の方々にとっては、これまでの取り組みが各学校単位から中学校区単位へと変わることになったことから、戸惑うことのないように配慮し、支援していくことが重要であると考えております。

　教育委員会では、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かしながら、学校運営に地域の協力をこれまで以上に取り入れ、学校や地域の課題を共有し、社会総がかりでの教育の実現を進めてまいりたいと考えております。

　以上でございます。

○小豆畑緑委員長　丸野委員。

○丸野達夫委員　教育委員会事務局教育部長、ありがとうございました。

　コミュニティ・スクール導入は、まさに次世代の学校づくりには必要なものだと思っております。ただ、教育委員会事務局教育部長の答弁にあったように、各学校単位から中学校単位に変わることから、地域の皆さんの御理解というのは非常に大事だと思います。そのことに配慮し、支援していくという姿勢は必要だと思っております。

　御存じのとおり、三内地区も学校支援地域本部事業が非常に熱心で、地域、ＰＴＡとのつながりが非常に強い状況であると。そこから、このＣＳに変わっていくということに非常に不安を持っていました。

　それは多分、教育委員会も焦っていたのかもしれないですけれども、それは説明不足、相互の理解不足というところからきたものだと思っています。一時は私もちょっと状況的には焦る状況ではありましたが——まあ、みんながやめちゃうと言ったときもあったので焦りましたが、教育長初め、教育委員会事務局教育部長、そして教育委員会事務局理事、担当課の皆さんが懇切丁寧に説明してくれて、今その動きはおさまって、じゃあ地域を挙げて学校に協力していこうという姿勢になってまいりました。

　どうか節目節目、そして事あるごとに地域とコーディネーターの皆さんやＰＴＡの皆さんに説明していただければなと。それで、これまでやってきたこともやっぱり評価してあげないと、今までやってきたことは何なんだというふうな思いもありますので、その点に留意してコミュニティ・スクールを進めていっていただきたい

なと思います。
私からの質疑は以上です。ありがとうございました。
○小豆畑緑委員長　この際、暫時休憩いたします。
再開は午後１時からといたします。

午前11時49分休憩

午後１時再開

○小豆畑緑委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。（発言する者あり）御静粛にお願いします。
次に、赤平勇人委員。
○赤平勇人委員　日本共産党の赤平勇人です。順次質疑を行っていきます。
初めに、児童館についての質疑をしていきます。
子どもの安全な居場所の一つである児童館ですが、この児童館を利用している親御さんや子どもから、建物が古いこともあるが、特にトイレが和式で不便だという声が寄せられています。
そこで質疑ですが、市内の児童館における洋式トイレの設置状況を示してください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。
○舘山新福祉部長　赤平委員からの児童館における洋式トイレの設置状況についての御質疑にお答えいたします。
児童館は青森地区に９施設、浪岡地区に７施設の計16施設設置しており、16施設中15施設に洋式トイレが設置されております。児童館のトイレは、施設によりまして、男女別や兼用、障害者用などさまざまな形態がありますが、洋式トイレの設置状況につきましては、男子用トイレ７カ所のうち６カ所、女子用トイレ14カ所のうち12カ所、障害者用トイレ４カ所を含む男女兼用トイレ33カ所のうち19カ所、合計54カ所のうち、37カ所に洋式トイレを設置しております。
○小豆畑緑委員長　赤平委員。
○赤平勇人委員　となると、比較的、洋式化は進みつつあると思うんです。引き続き、足りないところは今後も洋式化を進めていってほしいと思うんです。やっぱり児童館なんかは、子どもの遊び場や居場所という点から見ても、安心・安全な環境であるということがどうしても必要だと思います。
今後、児童館のトイレの洋式化を進めていく――率先して、市が足りないところは進めていくべきだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○舘山新福祉部長　再度の御質疑にお答えいたします。

児童館のトイレの洋式化につきましては、これまで施設の建てかえや便器が破損した場合などにおいて、利用者や児童館運営委員会からの要望を踏まえまして、洋式化の改修を行ってきたところであります。既存トイレの洋式化につきましては、限りある財源の中で、施設ごとに必要な改修等の優先順位を見きわめた上で対応していきたいというふうにして考えております。

○小豆畑緑委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　聞き取りの中では、何ていうか、利用者から要望が寄せられたら、その都度対応していきたい、市は余り、後ろ向きというか、そんなにやる気がないような感じで聞き取りも行ったので、どうなのかなと思って今質疑したんですけれども、やっぱり建物自体も古くて、建物自体を改修していくということはなかなか大変だと思うんですけれども、せめてトイレだけでも積極的に洋式化を進めてほしいと思うんです。言うまでもなく、家庭ではほとんどが洋式化が進んでいるわけですし、学校でも、今、洋式化が進んでいて、児童館だけが洋式化じゃないというふうになると、子どもも本当に不便になっていくと思うので、引き続きやってほしいと思うんです。

私もこの質疑をちょっと考えていく中で、１つ見つけた資料があったんですけれども、何で洋式化を今、全国で進めているか、その必要性が衛生の面からも、やっぱり大事だということが言われています。和式便器のトイレをそのまま放置しておくことは、大腸菌が洋式便器に比べて和式便器はすごく蔓延しやすい。靴の裏に菌がついて、そのまま例えば学校だったら教室に入っていったりとか、施設だったらそのまま使うところの部屋に入っていったりして、またさらに菌が蔓延してしまうというようなことも、これはＴＯＴＯの総合研究所のほうでデータが出されていましたけれども、こういうことも指摘されていました。児童館だけじゃなくて、地域の福祉館なんかでも、当然そうした対応というのが求められていると思うので、100％に､率先してやっていくように要望をあわせてしていきたいというふうに思います。

次に、病児一時保育所の利用料の支払い方法について質疑します。

子どもが熱を初めとするさまざまな病気にかかってしまったときに、仕事を休むことができなかったり、用事を済ませたりする際に子どもを預けることができる施設が病児一時保育所ですけれども、この利用料は１日当たりだと1200円だと思うんですけれども、この支払い方法が銀行の窓口で支払うか、市役所の窓口でしか支払うことが現状できないということで、大変不便だという声も寄せられています。

やっぱり、子育て支援の事業を利用している親は平日の日中に仕事をしている人も多くて、支払いたくても不便さがかえってネックになってしまっているという状況もあります。

そこで質疑ですが、病児一時保育所の利用料の支払いについて、コンビニなどで

も支払いの対応ができるようにするべきだと思うが、市の考えをお示しください。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。

〇舘山新福祉部長　病児一時保育負担金のコンビニ納付についての御質疑にお答えいたします。

病児一時保育所は、市内東部地区、西部・北部地区、南部・中部地区、浪岡地区の４地区にそれぞれ開設しておりまして、いずれも、ゼロ歳からおおむね小学校３年生までの子どもを対象に、日曜、祝日及び年末年始を除き、午前８時から午後６時まで１日1200円で利用できるものでありますが、利用料金につきましては、利用の翌月に、市から納入通知書を送付し、金融機関等の窓口で納付していただいているところであります。

病児一時保育負担金をコンビニエンスストアで納付するに当たりましては、１つに、バーコード等を納入通知書に印刷するための財務会計システムの改修が必要となること。２つに、１件当たり約60円の手数料に加えまして、利用がない場合でも月額の基本手数料が必要となること。３つに、納期限を過ぎたものは収納できないため、現行と同じく金融機関等の窓口で納付しなければならないことなど、徴収コストの増大等が見込まれるものであります。さらに、病児一時保育所の利用者は、平成30年度の実績で799人であり、費用対効果が見込まれないことから、コンビニ収納の実施は考えておりません。

〇小豆畑緑委員長　赤平委員。

〇赤平勇人委員　コンビニ収納を今考えていないという答弁でした。ただ、今３つ理由をおっしゃったと思うんですけれども、例えば、改修する費用だとか、それから手数料だとか、今後収納対策ということはいろいろ考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。市の行財政改革プランの中にも、「収納対策の強化」ということも位置づけられているわけで、納入しない人に対しての対策ということも大事なんですけれども、どうやって納入しやすい環境をつくるのか、その環境をつくっていくための費用というのは、莫大なコストがかかるということなので、すぐには難しいかもしれないけれども、考えていく必要というのはあると思うんです。

ちなみに、病児一時保育所の利用料をやむを得ず滞納してしまう方もいらっしゃると思うんですけれども、この要因についてはどういうふうに考えているでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。福祉部長。

〇舘山新福祉部長　再度の御質疑にお答えいたします。

滞納している方の要因ということのお尋ねですけれども、滞納されている方はさまざまあろうかと思います。例えば、払いたくても払うだけのお金がなかったりとか、赤平委員が御懸念されている支払うべきタイミングがつかめないとか、さまざまあろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げました

とおり、それに見合う費用対効果を考えた場合に、現行の方策からコンビニ納付等に変えるのは難しいというふうにして考えております。
〇小豆畑緑委員長　赤平委員。
〇赤平勇人委員　今答弁もあったように、実際払い方が不便だからこそなかなか、本当は払えるんだけれども、払えないという人もいると思うんです。それは、やっぱり改善していく余地というのは、そこにあるんじゃないかなというふうに思っていました。全体の料金の支払い方法をもし見直さなければいけないという話なのであれば、それはそれで進めてほしいし、さっきも言ったように、コストがそれだけかかるということであっても、順次改修していくということは必要かなというふうに思います。
　きょうはこれ以上取り上げませんが、この病児一時保育所の利用料の支払い方法だけじゃなくて、市のさまざまな利用料の支払いの仕方は、まだまだ結構大半がこういう銀行の支払い方法で、ゆうちょも対応していない、郵便局でも対応していないということだったと思うんです。やっぱり、そういう不便さを改善していくということは、今後絶対に必要だというふうに思うし、それだけ親の要望も多いので、ぜひ改善していってほしいということを要望して、私の質疑を終わります。
〇小豆畑緑委員長　次に、奈良祥孝委員。
〇奈良祥孝委員　市民クラブの奈良祥孝委員であります。
　初めに、市営バスの関係について質疑させていただきます。
　私もちょこちょこ利用させていただいております。最近では、乗務員の態度も大分よいのではないかなというふうに感じているんですが、乗務員の接遇研修はどのように行っているのか、まずお聞きいたします。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。交通部長。
〇赤坂寛交通部長　奈良委員の乗務員の接遇研修に関する御質疑にお答えをいたします。
　交通部では、「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」に基づき、安全で信頼のあるサービスの提供に向けて、本年３月に、青森市企業局交通部乗務員人材育成基本方針を定めたところであります。この中で求められる乗務員像に、お客様から信頼され、感謝される市営バスの乗務員を掲げ、体系的な研修による乗務員の育成に取り組んでいるところであります。
　御質疑の接遇研修につきましては、この中で乗務員に対し、お客様に安全・安心・快適な輸送を提供する乗務員の役割と責任を認識させ、安全運転や接客サービスの向上のために必要な知識や技能の習得を図るため、全乗務員を対象に、少人数制のグループ研修を新たに導入し、職員みずからの気づきを促す研修に取り組んでいるところであります。具体的な研修内容につきましては、バスモニターから寄せられました接客に係る意見の傾向とその応対方法に関する講習のほか、受講生全員で実際にバスに乗車して、講師が実演する接客をお客様の視点で観察させるとともに、自

分との違いや改善点などの気づいた点を意見交換することで、接客サービスの向上についてみずから考え、実践させるといった研修を行っているところであります。

今後におきましても、お客様から信頼され、感謝される市営バスの乗務員を目指し、安全・安心・快適な輸送を提供できるよう、乗務員の育成に取り組み、接遇の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　ありがとうございます。

先般、私も乗車した際に、ちょっと気分の悪い対応の方を拝見いたしました。対応したお客様も大変お怒りになっていました。会議録に載っちゃいろいろあるでしょうから、ここでは差し控えますけれども、現在はどうしても車両ナンバー、そして運転手さんの名前も、昔と違ってはっきり後ろに見えるようになっていますので、お客様たちも、市民の皆さんも、ちょっとあればすぐ名前は覚えていると思います。

そこで、そういうような苦情とか多分あると思うんですが、苦情があった乗務員に対してはどのような対応を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長　奈良委員の再度の御質疑にお答えをいたします。

私どもの応対の部分で委員に御迷惑をおかけしたところ、まず、おわびを申し上げたいと思います。

御質疑のありました苦情があった乗務員への対応ということであります。

そういった場合には、まず苦情があった乗務員に対して、私どもの乗務指導係がこの職員から聞き取りを行った上で、改善に向けて個別の接遇指導を行っております。また、苦情が複数寄せられた乗務員に対しては、自己の接客で至らない部分を気づかせ、再発防止を図るために、他の乗務員、優良の乗務員のバスに添乗させまして、改善点や接客方法などを乗務指導係と話し合う特別研修を実施しております。また、こうした苦情があったケースについては、全乗務員の育成という意味も込めまして、苦情や意見の内容とその応対方法を記載した資料を営業所内に掲示いたしまして、情報共有することでサービスの改善に努めているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　ありがとうございました。

特に、私は信用、信頼を得るためには時間と蓄積が必要だと思っています。しかし、その信用と信頼を失うのは一瞬、本当に一言で今までの積み上げがなくなってしまう、失われてしまうと思っています。ぜひそのことを肝に銘じて、よりよいサービスに徹していただければと思っています。それでは、市営バスはこれで終わります。

次に、議案別冊10ページ、11ページの総括表に基づいて、教育委員会にお伺いしたいと思います。第10款教育費２項小学校費に関連して、小学校の部活動の関係について、ちょっとお伺いしたいと思っています。

というのも、中学校の運動部活動なんかは、今回の議会でも、一般質問等でも種々議論されてきました。私は、どちらかというと運動部活動は、中学校の場合は中体連の組織がしっかりしていますので、そんなに心配をしていないんです。むしろ、連盟組織が脆弱な文化連盟の関係、中学校でも特にそういうところが気がかりだなと思っています。それは何も中学校だけではなく、小学校にも言えることだと思っています。

現在でも、保護者の皆さんの協力をいただきながら、いろいろな部活動――スポーツでも文化活動でもそうですが――運営をしているところであります。今回の中学校の指導の関係でも、小学校の各活動についても中学校に準ずるというような通達が出ていると聞き及んでおります。そこで、今回は特に、小学校の文化活動のほうに重点を置いてみました。

そこで、教育委員会にお尋ねをいたします。小学校における文化部活動のクラブ化について、市教育委員会の考えをお示しいただきたいと思います。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　奈良委員の小学校文化部のクラブ化についての御質疑にお答えします。

本市小学校におきましては、現在、全45校のうち23校において合唱部や吹奏楽部などの文化部の活動が行われており、指導に当たっては、当該校の教員のほか、地域や関係団体との連携を図りながら、専門的な知識や技能を有する外部指導者を活用しております。

しかしながら、本市小学校における部活動につきましては、近年の少子化による学校規模の縮小等により、単一の学校では特定の種目の部活動を設けることが困難な状況が見られております。このことについて、国では運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインや文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを通して、複数校での活動や一定規模の地域単位での活動などを示しております。教育委員会では、子どもたちの望ましい人間関係づくりや、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など部活動の意義を鑑み、子どもや保護者のニーズに応じた環境整備のために、学校が運営する部活動から保護者や地域等が主体となって運営するクラブへ移行することについて、運動部活動の方針に据えたところであり、文化部につきましても、当該方針に準じるよう示したところであります。

小学校における文化部活動は、児童が将来にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成すべきものでありますが、児童それぞれにおいて大会やコンクールなどへの挑戦、友人とのコミュニケーション、芸術文化の専門家を目指すことなどに取り組んでいるところであります。教育委員会では、このような児童や保護者の多様

なニーズを踏まえて、少子化等の課題を解決しながら持続可能な芸術文化活動の環境を整備するためには、運動部活動同様、文化部活動におきましても、複数の学校での活動や一定の地域での活動をする中で、学校や地域の実態に応じて、合唱連盟や吹奏楽連盟を初めとする各種文化団体と連携していくことが重要であると考えております。そのためには、学校がクラブ化について保護者や地域と、よりよい指導体制のあり方、クラブ開始時間までの支援、施設開放など活動場所の支援、児童の人間関係やトラブルに関する支援などについて、十分に話し合いを行い、進めていくことが重要であると考えております。

教育委員会では、これらの学校の取り組みを支援するとともに、今後、関係各団体との意見交換の場を設定するなど、児童の文化活動の環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　答弁ありがとうございます。

今こういうのを聞いたのは、実は我々全日本合唱連盟も、一昨年あたりから小学校部門の設立について検討してまいりました。昨年もコンクールの県大会では小学校部門もつくっています。連盟の組織として、どのようにやっていったらいいかということで、現場の先生方に集まってもらっていろいろ意見を聞いたんです。すると、みんなのクラブ活動の捉え方が、その学校学校でまちまちで、それから地域でも、例えば三八地域の先生方とむつ下北地域の先生方の捉え方が違うとか、青森と津軽地域の先生方の捉え方が違うとか、さまざまありました。

今、教育委員会事務局教育部長からあったように、人数が少なくなると何チームか、何校かが一緒になってやるというのは、これは野球とかだけではなくて、現在、我がほうの合唱連盟でも同じです。コンクールは８名以上と規定がありますので、おおむね３校まで、しかも、中核になる学校があるということで、実際にそうやって参加をしている学校もあります。ただ、ここで間違えちゃいけないのは、クラブとなってしまうと、これは合唱的にはジュニア合唱という部門があって、ジュニア合唱団は一般です、我々大人と同じステージで戦うというふうになります。ですので、やはり学校単位というのが重要になってくるなと思っています。

スポーツでも文化でもそうなんですが、学校におけるスポーツ活動とか文化活動は、やはり学校が今までは担ってきていた、今まではですよ。これからは、今、教育委員会事務局教育部長がおっしゃったように、地域に根差したクラブ化も必要なのかもしれません。ただ、やはり急激にそれを変えるというのは、私はすごく難しいなと思っています。例えば、学校の先生によっては、小学校はもう部活なくなるんだよと、そう捉えてしまっている先生もいます。ではなくて、指導はできるんだよという先生もいます。また、先生によっては、指導が先生だけでもだめなんだと、マネジメントもサポートしてもらえる体制をつくらないと急激には変えられないん

だと、このように申す先生方もいます。

先般も中学校の合唱の演奏会がありました。教育長もいらしていましたけれども、簡単に言うと、ああいう演奏会一つやるためには、指導者だけではできないんです。やはりスタッフが必要なんですよ。保護者の皆さん、それから学校のほかの先生、演奏会やるまでの事務的手続とかたくさんありますので、そういうのも含めると、やはりマネジメントを学校がサポートするんですよと、サポートできるんですよということをはっきりする必要が私はあると思っています。

そういう意味では、この前見せていただいた資料では、先生も指導できるんだよというふうにはっきりありましたので、その辺は心配はしておりませんけれども、できればマネジメントに当たっても、学校でサポートできるようになれば幸いだなと思っています。確かに、運動部活動のように練習試合とかたくさんあれば、御父兄の皆さん、保護者の皆さん、いっぱい連れていってサポートしていますけれども、それだけでは、特に文化部活動の場合は、練習試合とか少ないものですので、保護者の皆さんもなれていない部分もありますけれども、実際に今でもたくさんサポートされている保護者の皆さんもいらっしゃいます。

そこで、先ほど言ったように、学校の先生方がまちまちに理解されているんでは、我々も困るんですよ。現場の先生方の中には理解不足の方もたくさんいらっしゃると思います。不安を抱えている先生方もいると思っています。そこで、ぜひとも教育委員会としては、より丁寧な説明が必要と思っていますが、それらについて今後どのように考えているのかお示しをいただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　現場の先生方へのより丁寧な説明についての御質疑でありましたけれども、教育委員会では、児童が行う部活動は教育的意義が極めて高いことから、クラブ化に当たっては、教職員、保護者、地域の方々の十分な理解が必要であると考えており、そのためにクラブ化のための話し合いがスムーズに進むよう、この２月に、クラブ化することの意義や必要性、またクラブ化までの具体的な流れやその際の留意点についての資料を作成し、校長会議を開催して説明をするなどして、その資料を各校に配布したところでありますが、その際には、各校において校内研修を開催し、教職員に対して共通理解を図るよう説明したところであります。また、年度初めにはパンフレットを配布するとともに、５月にクラブ化に向けた話し合いの状況について調査をし、課題がある場合には解決方法について助言したり、情報提供をしてきたところであります。

教育委員会としては、これらの取り組みを引き続き継続して教職員の理解を図りながら、さまざまな機会を捉えて取り組みを支援してまいりたいというふうに考えてあります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　時間となりましたので終わりますけれども、ぜひ、現場の先生が混乱しないようにしていただきたいということを要望して終わります。
○小豆畑緑委員長　次に、村川みどり委員。
○村川みどり委員　日本共産党の村川みどりです。１時間おつき合いよろしくお願いします。

まず、最初に市営バスからお聞きします。先ほどの奈良委員との質疑ともかぶるんですけれども、先日ある市民の方からこのような声が寄せられました。乗務員がアナウンスする際に、このバスはブレーキのききが悪いので、バスがとまってから席を立ってくださいというふうなアナウンスがあって、わあ、怖くて乗っていられない、修理しなくてもいいのかという声が寄せられました。ちょっと市民もすごく不安をあおられて、不安になったという声が１つありました。

それからもう１つは、青森南高校行きのバスに乗った元学校の先生なんですけれども、青森南高校からたくさん高校生が乗ってきて、途中でお年寄りが乗ってくるんだけれども、全然席も譲らないし、困ったということで、乗務員の人に、何とかアナウンスしてくれないかと。お年寄りも乗ってくるし、席を譲り合ってほしいと一言言ってくれないかと乗務員にお願いしたんだけれども、それはできないというふうに断られてしまったということが、２件ありました。

そこでお伺いしますけれども、乗務員の車内アナウンスに関する接遇指導について示してください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。交通部長。
○赤坂寛交通部長　村川委員の乗務員の車内アナウンスに関する御質疑にお答えをいたします。

交通部では、お客様がより快適な環境で安心してバスを御利用いただけるよう、車内でのアナウンス例を取りまとめたバス運行案内マニュアルを作成し、アナウンスの向上に向けた接遇指導を行っております。具体的には運行時、停車時、混雑時といった場面ごとに、また、子ども、障害者、お年寄りなど、お客様の特性に応じてアナウンスの例を示すほか、実際にアナウンスをする上での注意点などを示し、お客様が快適に利用できるよう指導しているところであります。また、年２回、全乗務員を対象に指導員が添乗によりアナウンスの状況などの調査を行った上で、各乗務員の課題について個別に改善指導を行っているところであります。

今後もお客様から信頼され､感謝される市営バスの乗務員を目指し､安全･安心･快適な輸送を提供できるよう、乗務員の育成に取り組み、接遇の向上に努めてまいります。

なお、先ほど御指摘のあったブレーキに関する車内アナウンスの事例につきましてでありますけれども、私どもも状況は把握しているところであります。当該乗務員が車内転倒の防止のために、停車してからの離席を促す余り、ブレーキに関して誤解を与えるアナウンスをしてしまったものであります。これにつきましては、正

しいアナウンスのあり方を強く指導するとともに、その車両につきまして、車両点検も即座に行いまして、そのような異常が一切ないことを改めて確認したところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　ぜひ信頼される安心・安全な市営バスであることを要望して終わります。

次に、西中学校のエレベーターの設置について質疑します。

常任委員会でもさまざまやりとりしてきましたけれども、もう一度お伺いしたいと思います。エレベーターを設置できない理由を示してください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　村川委員の西中学校へのエレベーター設置ができない理由についての御質疑にお答えいたします。

西中学校にエレベーターを設置することにつきましては、平成31年第１回市議会定例会において、現在金沢小学校に通学し、今後、西中学校に入学を予定している、車椅子を使用している児童の保護者から、「青森市立西中学校改築の際に、エレベーターを設置すること」の請願が出され、対応を検討してきたところであります。

請願への対応の検討において、県内他市の状況を調査したところ、学校施設における車椅子の使用者へのバリアフリー対応として、可搬式の階段昇降機を導入している事例があったところであります。可搬式階段昇降機は、設置に当たって工事が不要であるため、改築工事済みの学校においても、直ちに設置可能で移設も容易であるなど、車椅子を使用する児童・生徒の在籍状況に応じて柔軟に対応できることに加え、エレベーターや固定式の階段昇降機に比べ設置費用の点でも有利であることから、可搬式階段昇降機の導入は有効であると考えるものであります。

請願内容に係る児童は、西中学校に入学を予定しておりますが、現状においても各階の移動に支障があることから、可搬式階段昇降機を金沢小学校において導入し、西中学校に入学した際には、当該可搬式階段昇降機の移設により対応する方向で検討していくこととしております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　それでは、常任委員会でも言ったんですけれども、県教育委員会は今、県内の学校を建てる際は、全てエレベーター設置が基本だというふうに言っていました。それが当たり前だという認識を県教育委員会は持っているということです。

まず、それでは質疑していくんですけれども、今回総務企画常任委員会に総事業費というか、契約の案件が出ているんですけれども、西中学校校舎建設の総事業費は幾らになるでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑ですが、申しわけございません。今ちょっと手元に資料を忘れてきましたので、ちょっと正確な数字は御説明することはできません。大変失礼しました。
○小豆畑緑委員長　村川委員。
○村川みどり委員　今回の総務企画常任委員会に出ている契約案件で言うと、校舎の建築に約20億6000万円、それから電気設備に約１億7000万円、暖房に約１億9000万円、給排水に約１億5000万円、これを足すと約25億7000万円になるんですけれども、建設に係る費用というのは、これが総建設費になるということでよろしいでしょうか。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。
現在、提案させていただいている契約が、校舎に係る建設経費の全てであります。
以上でございます。
○小豆畑緑委員長　村川委員。
○村川みどり委員　学校を建てる際は、いろんな補助金だとか、交付金だとか活用すると思うんですけれども、西中学校校舎建設の際の補助金は、このうちというか、幾ら活用することになっているんでしょうか。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
○佐々木淳教育委員会事務局理事　申しわけございません。先ほどと同様ですけれども、資料をちょっと手元に持ち合わせておりませんので、正確な数字はお答えできませんので、後ほど御説明したいと思います。
以上でございます。
○小豆畑緑委員長　村川委員。
○村川みどり委員　じゃあ、西中学校の質疑は後にするので、補助金が幾ら入っているのか後でお示しください。
じゃあ、ちょっと飛ばして、新入学児童学用品費について質疑したいと思います。
平成20年度から始まった新入学児童学用品支給事業がありますけれども、当初の目的は何だったのか。それから、10年前に始まったわけですけれども、開始当初の支給額と現在の支給額、その差額を示してください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
○佐々木淳教育委員会事務局理事　入学学用品費の目的等についての御質疑にお答えいたします。
教育委員会で実施しております新入学児童学用品支給事業の目的につきましては、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を喜び、学校教育を通じた社会参加の第一歩を記念するとともに、小学校入学時の保護者の負担軽減を図るため、新入学児童を対象として、算数セットや色鉛筆などの学用品等を支給しているもので

あります。
　本事業の開始当初である平成21年度新入学児童学用品の支給額につきましては、１人当たり１万134円となっておりまして、平成24年度までは各小学校において新入学児童学用品を購入しておりましたが、平成25年度からは教育委員会事務局において一括購入することにより、経費の削減を図ってきたところであります。直近の実績である平成31年度新入学児童学用品の支給額につきましては、１人当たり5588円となっており、事業開始当初の支給額との差額は4546円となっているものであります。
　以上でございます。
〇小豆畑緑委員長　村川委員。
〇村川みどり委員　当初、１万134円分の学用品費を支給していたけれども、10年後には、5588円に減ってしまったということでした。
　それでは、学用品目で言えば、何品目から何品目に減らされたのでしょうか。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
〇佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。
　品目についての御質疑でありますけれども、制度を始めた当初、平成20年度、まあ平成21年度の新入学児童から制度を始めたんですけれども、当初は、各学校において購入していたということで、それぞれの学校において品目は異なりますけれども、浪岡地区につきましては、基本的にはリュック、通学バッグ、かばんをメーンとしてそれにプラスアルファということで、青森市については算数セットのほか、色鉛筆等々について精査しながらやってきておりますので、途中の平成25年度からは、教育委員会事務局で一括して購入しておりますけれども、細かいものもありますので、一概には何とも言えないと思いますけれども、13項目程度あったものが……。ちょっと待ってください――当時は13項目というか13種類ありまして、現在は７つの項目となっております。また、浪岡地区についてはいずれもリュックサックということであります。
　以上でございます。
〇小豆畑緑委員長　村川委員。
〇村川みどり委員　私がいただいた資料によるとですけれども、当初、平成20年度は22品目を支給していたんですけれども、平成25年度からは17品目、そして平成30年度からは７品目に少なくなってしまったということになっています。
　先ほど事業の目的をお話しされていたんですけれども、保護者負担の軽減を図ることが目的だというふうにあったにもかかわらず、10年後には半分になってしまったということなんですけれども、なぜ半額にまで減額になってしまったんでしょうか。
〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
〇佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

済みません、先ほど平成25年度、13品目と申しましたが、ちょっと１行下を見ておりまして、平成25年度は17品目でありました。

再度の御質疑です。なぜ半額近くにまで下がってしまったのかという御指摘でありますけれども、教育委員会といたしましては、限りある財源の中で、効果的で効率的な事業展開を進めるということで、継続的に事業の見直し等々を進めているところでありまして、新入学学用品費の事業につきましても、毎年度、支給内容については学校関係団体等とも話し合いをしながら進めてきているところであります。

先ほども申し上げましたけれども、金額が低くなっている一番大きな要因につきましては、平成24年度にそれまで学校において購入していたものを、平成25年度からは教育委員会事務局のほうで一括して購入することにより、経費の削減を図ったということが最も大きな要因であると考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　経費の削減もそうですけれども、やっぱり同じように項目も減っているわけですよね。支給する品目も減らされているわけですよね。なので、なぜ減らしていってしまったのかということが非常に疑問だし、一般質問でも学校徴収金が減らない、ふえてはいないけれども、減っていない状況で、どんどん保護者の負担がふえていると。それに加えて、この学用品費の負担も10年前と比べると半分以下で、一方で保護者の負担がふえているということになっています。こうした状況の中で、市教育委員会として、やはり何らかの取り組みを進めなければいけないと思うんですけれども、各学校でやっているのか、市教育委員会として保護者負担軽減に向けた取り組みについてお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会として保護者の負担軽減についてどういう取り組みをしているのかということでありますけれども、教育委員会として取り組んでいるものの一例を挙げますと、例えば青森地区においては３年生、４年生の校外学習でのバスの借り上げ料の一部を負担しておりますとか、また、浪岡地区におきましては、浪岡教育事務所のバスを活用していくと。また、体育デーの送迎バス等の経費負担等についても保護者の負担軽減を図ってきているというようなことであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　これまでと同じ答弁なんですけれども、前も提案したと思うんですけれども、例えば毎年１年生に配られている算数セットなんかは、そろえて買えば3000円するんですけれど、それを全部学校で使っているかといえばそうじゃなくて、一部の数を数える棒だとか、そういう限られたものしか使われていないということがあるので、そうであれば毎年保護者に買わせるんじゃなくて、学校の備品

としてそろえられるものだってあると思うんですよね。例えば工作マットだとか、保護者が負担しなくても学校の備品としてそろえられるものをそろえて、保護者負担軽減に努めるとか、そういう方向性だってあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

〇佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

保護者負担の軽減を図るために利用できるものというか、備品とかでそろえて使わせればいいんではないかというようなお話でしたけれども、実際学校におきましては、例えば近年余り使うことが少なくなってきたそろばんでありますとか、そういうものについては保護者の方に負担を求めないで、学校にあるものを使っていただくというような形で、それぞれの学校でさまざま工夫しながら備品等の活用を図って、そういう意味では保護者の負担軽減に努めているところであります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　各学校任せじゃなくて、市教育委員会が中心となって保護者負担軽減に努めていくように、改めてお願いしたいと思います。

次に行きます。教育委員会事務局理事の答弁なので、そうすれば市民ホールについて質疑します。

これもある市民の方から、６月上旬にこのようなお手紙が寄せられましたので御紹介したいと思います。

私は落語鑑賞や演奏発表会など、市民活動の鑑賞にと、よく青森駅前の青森市民ホールを利用させてもらっている青森市民です。青森市民ホールの玄関を入ると、レストラン側のほうに本日の催し物との掲示があり、ホールや会議室での利用状況をお知らせしています。何年もたって気づいたことですが、その中にミシガン英語学校という表示があります。この学校は弘前市にある有限会社太田学園という名称の会社が経営している学校で、ホームページを見ると、その青森校と示されたところには、青森市柳川１―２―14、青森市民ホール内というふうに勝手に表示されています。青森市民ホールは一企業に独占的に使用させていいものなのでしょうか。おかしくないでしょうか。何かの臨時的なものであればともかく、何年も何年も市の公共施設が青森校として指定され、微々たる使用料だけで使用され続けていることに疑問を抱くものです。いつから青森市民の公共施設が弘前市の民間会社が運営する私塾のキャンパスになったのでしょうか。ホールで入場料を徴収すると基本使用料の10倍とするのに、会議室のほうは入学金や授業料を徴収してもただ同然とは、青森市民として納得がいきません。学校でもないのに学園を名乗り、公共施設を勝手に青森校として教育事業のようなふりをして私腹を肥やす行為に市が援助するのでしょうか。公共施設のこのような利用を許されるなら、自前で施設を用意している、営業している駅前の――会社名が書いてあるんですけれども、さまざまある英

語塾ですね――とか、あるいは一部の教室を細々と営業している私塾の経営者にもお知らせして、公平に利用してもらうべきだと考えます。私は教育者まがいの善人のふりをして、ちゃっかり公共施設を利用してもうけているずるい人間に怒りを感じます。担当レベルで賄賂や贈答品をもらっているのではないかとも思えます。そうでないなら､ほかの学習塾経営者にも広く参入の機会を与えるべきだと思います。

若干省略したんですけれども、このような市民の方からのお手紙がありました。

そこで、市教育委員会にお伺いします。営利目的の者が市民ホールを勝手に教室として利用していることに対する市の見解を求めます。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　市民ホールに関する御質疑にお答えいたします。

リンクモア平安閣市民ホールの管理運営につきましては、リンクステーションホール青森などの６施設を一体的に、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社を指定管理者として業務を行っているところであります。

市民ホールにおいて英語学校が開設されているということにつきましては、指定管理者を通じて確認したところ、弘前市に所在する有限会社太田学園から、英語教室を開催するとして、参集予定人員10名、毎週、土曜日・日曜日・月曜日に会議室の使用許可申請がされていたというところであります。本教室は、この３日間を時間帯で５つのコースに区分して、受講者は、うち１つを選択して受講するという形式となっており､料金につきましては､入会金１万円､年間教材費9000円､月謝9000円となっているところであります。また、この開設の理由につきましては、青森県の英語力向上に貢献したいという思いから、大手の英会話学校に比べて低廉な料金で英語教室を開催しているのだというところでありました。なお、指定管理者において、毎週、英語教室を開催していることは把握しておりましたが、月謝の徴収等については把握していなかったということであります。

教育委員会といたしましては、法人が月謝等を徴収して運営している英語教室ということでありますので、基本使用料に加えて割り増しして使用料を徴収するとともに、指定管理者に対しまして、使用許可申請時における使用内容等の確認に意を用いるよう指示したところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　割り増し料金というのは、10倍の利用料を徴収するということでよろしいでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

料金につきましては、青森市文化交流ホール条例におきまして、入場料等々を１人につき1000円以上徴収している場合は、基本使用料の10割増しの額と規定されて

おりますので、10倍ではなく10割増しの額を徴収することになります。
以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　わかりました。
そのように適切に対応していただきたいということをお願いして、これは終わります。
そうすれば、西中学校校舎建設の補助金の答弁をお願いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　先ほどは失礼いたしました。
西中学校校舎建設の関係の補助金の額ということでありますけれども、この補助金については、計画ベースの補助金の額ということになりますので、今回の契約額とはちょっと異なりますので参考にお聞きいただければいいんですけれども、約10億円……。ちょっとお待ちください――約10億1243万円程度を予定しておりました。
以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　そうすれば、校舎本体の建設に当たる補助金は約10億1243万円だと。今回の総事業費は、校舎とか、そういう電気設備だとか含めれば約25億7000万円かかっているんですけれども、差し引きすれば約15億円ぐらいで建設できるというふうに単純に考えてよろしいんでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。
先ほど計画ベースと申し上げましたけれども、当初の設計額では約34億円でありましたので、実際補助の額については今後精査されると思いますけれども、およそ34億円のものに10億円程度の補助金が入る予定だったということでお考えいただければよろしいかと思います。
以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　わかりました。
それから、大規模改修する際に、質的な整備において活用できる補助金というのがあるんですけれども、それは活用されたのかおわかりになるでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。
メニューとしてはありますけれども、実際、その補助金の今の全体の額に入っておりますので、どの部分がどれだけという金額はお示しすることはできませんけれども、メニューとしては入っております。
以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　大規模改修する際の質的整備をする補助金というのがあって、それは何に使えるかというと、今、質疑している障害者等対策設備を整備する、エレベーター設置や障害者用設置に伴うものに関して使えるということになっています。そうであれば、この補助金を活用してエレベーターの設置をすることというのはできないんでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

改築に当たって、そのメニューを活用できないかということですけれども、メニューとしてはありますので、そういう整備を計画して申請すれば、その補助の対象になり得ると思いますけれども、ただ最終的に入ってくる補助金というのは、またいろいろな要件がありますので、そのメニューにあるからその分が必ずしも入ってくるというのは、最終的に確定した補助金を見ないとわからないというところもあります。ただ、メニューとしてはありますので、そういう整備をあらかじめ計画しておけば、その対象になるということで考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　メニューとしてあることを知っていたのであれば、そういう活用をして、エレベーター設置するように検討はなされなかったんですか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　再度の御質疑にお答えいたします。

補助金ですので、全て100％対象になるというものでもありませんし、もともと本市としては、学校の施設のバリアフリー化につきましては、スロープでありますとか、多目的トイレとかは設置しておりましたけれども、これまでエレベーターについては設置してきておりませんでしたので、今回、西中学校についても、計画当初においてエレベーターの設置というのは想定しておりませんでした。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　何を言っても否定されるということで、今回請願を出した保護者の方からお手紙をもらったので紹介したいと思います。

先ほど教育委員会事務局理事も言ったように、３年生の双子の兄弟の１人が脳性麻痺で歩行が不可能な移動機能障害の肢体不自由な子です。現在金沢小学校に在籍し、肢体不自由学級、わかくさ学級と３年３組とを車椅子で行き来しながら勉学に励んでいます。学区である西中学校が改築されるということで、市議会に、ことし、エレベーターの設置と各階に多目的トイレの設置の２点の請願書を提出し、何度か審査を重ねて継続審査中でした。６月21日に文教経済常任委員会を傍聴させていただきました。神様に祈る思いで聞いていましたが、残念ながら２つの請願は否決されてしまいました。目の前が真っ暗になり、頭の中が真っ白になり、その次の瞬間

に悲しみと怒りの感情が湧き出てきました。平成16年３月文部科学省は「学校施設バリアフリー化推進指針」を出し、障害のある児童・生徒が利用する教室等が複数階にわたる場合は、エレベーター等の昇降設備を設置することが重要であるなど、とても障害のある児童・生徒に寄り添った内容がたくさん書いてあります。平成16年度に既にこのようなバリアフリー化推進指針が出されているにもかかわらず、なぜ否決されなければならないのでしょうか、非常に疑問です。国は、健常者と障害者の壁をなくそうと努力しているにもかかわらず、なぜ青森市は壁をさらに高くしてしまうのでしょうか。本来なら議論するべきこともなく、設計段階からお願いしているのですから、エレベーターの設置、多目的トイレの設置はされるべきではないでしょうか。５年後、10年後かはわかりませんが、必ずエレベーター、多目的トイレの設置は当たり前の時代が来るはずです。ならば、改築の今、設置することを切実に望みます。後から設置するよりも改築時に設置していただいたほうが予算も抑えられるのではないでしょうか。最後に、三男の思いを書きます。僕は自分１人でトイレに行ったり、学校の中を自由に動き回れるようになりたいです。

　このようなお手紙をいただきました。青森市の子どもの権利条例にはこのようなことが書いてあります。「基本的な考え方」として、「子どもの権利の保障は次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。１、子どもの最善の利益を優先して考えること。２、子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。３、子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること」。このような基本的な考え方が定められている中で、青森市は今回このエレベーター設置の願いを踏みにじってしまったこと、私はとても残念に思いますが、ぜひ設置に向けて今後も私は重ねて取り組んでいきたいということを訴えて、このエレベーターの質疑は終わります。

　次、校務支援システムについて質疑します。

　ことし４月から利用が始まったこのシステムなんですけれども、学校の先生方からさまざまな声が寄せられています。４月から始まったこのシステムを選んだ理由についてお示しください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　村川委員の統合型校務支援システムの選定理由についての御質疑にお答えします。

　統合型校務支援システムの導入に当たりましては、価格だけではなく、事業者の企画提案内容を踏まえて、事業者を決定できる公募型プロポーザル方式を採用したところであります。

　昨年６月に、統合型校務支援システムの導入に係るプロポーザルについて公募したところ、６者から応募があり、各者からの企画提案内容について審査を行った結果、最もすぐれた企画提案者として、東日本電信電話株式会社青森支店が選定され、当該事業者が提案するシステムが導入されることとなったものであります。

　以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　そうすれば、ソフトの購入代、それから前年度パソコンを設置されていると思うんですけれども、パソコン代の契約額をそれからランニングコストについて、それぞれ示していただけますでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

契約金額については、システム構築に係る青森市統合型校務支援システム構築業務委託費として2801万5200円及び構築後のシステム使用に係る青森市統合型校務支援システムサービス使用契約費として、60カ月で２億2200万4800円の計２億5002万円であります。

その他の御質疑については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えします。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　ちょっとあれですね。４月から始まったんですけれども、このシステムが各校に配置されたのはいつでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

システムが本格的に始動しましたのは今年度４月ですけれども、配置につきましては、今年３学期に入ってからということで報告を受けております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　３学期に入ってから、多分１月から順次配置されていったと思うんですけれども、この説明会が各学校で始まったのはいつからでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　御質疑にお答えします。

説明会が始まったのはいつからかということでありますが、昨年度の11月、12月に導入ガイダンスということで管理職を対象にして研修しております。その後、通知表ガイダンスということで、同じく11月から12月にかけて通知表の担当者への研修を行いまして、そして、本年１月から２月にかけて各校を訪問して、導入研修を全教職員に対して実施しております。さらには、１月から２月に指導要録、年度移行研修というふうなことで､教務主任と情報担当者に対して研修を行っております。さらに、３月に保健管理機能研修ということで、養護教諭を対象に研修をしております。そして、今まさに現在ですけれども、５月から６月にかけて通知表のレイアウトツールの研修、これは通知表担当者ということになりますけれども、通知表そのものの研修につきましては、各校を訪問して全教職員に対して行っているところであります。

今後におきましても、その都度研修に取り組んでいくということで報告を受けております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　ちなみに、平成28年度から始まった八戸市の校務支援システムなんですけれども、ここは配置されたのが、前年度の９月から校務支援システムが各学校に配置されて、そして、次の年の４月から本格運用が始まっているというふうになっています。それで、各学校の先生からは、朝パソコンを立ち上げるんだけれども、なかなか開かないというような声があります。それから、使っていても30分すれば、バチッと電源が切れてしまうという声もあるんですけれども、これらは改善していけるものなんでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

〇工藤裕司教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えします。

システムの起動が遅いということと、システムが30分ぐらいで使用ができなくなるということについての答弁をさせていただきますが、まず、システムはインターネットと同様で、クラウド上にあるシステムを読み込んで起動するために、立ち上がりまで時間を要しているということでありますが、30分で使用できなくなるということにつきましては、システムは成績を初め、個人情報を学校では取り扱うことが多いということで、離席した際の情報漏えい等の問題を踏まえて、自動的にログアウトできるようにするようになっているということでありますが、村川委員お尋ねのところは、変更等が可能なのかということでありましたのでお答えしますけれども、ふぐあい等について、５月にアンケート調査を各学校にしておりますけれども、それで今の点につきましても御意見をいただいておりますが、そのさまざまな御意見について、今現在、青森市学校多忙化解消委員会の話し合う部会と対応について協議しているところであり、その後、業者と協議することによって、変更等も可能になるというふうに考えております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　それから、出席簿の欠席理由を書く欄がないとか、通知表の、これまで小学生は二重丸、丸、三角表記だったのがＡ、Ｂ、Ｃになってしまったとか、あるいは文章表記も、これまでは学級活動だけだったものが、クラブ活動や委員会活動なども文章表記しなくちゃいけなくて、これでは労働時間の短縮につながらないんじゃないかという声も寄せられています。さまざまシステム上、技術的な問題で改善できる問題と、それから、やっぱり習熟の問題――始まったばかりなので習熟の問題――２つあると思うので、システム上のものは、ぜひ先生たちの声を聞いて改善していただきたいし、習熟の問題は、八戸市もやっぱり１年ぐらいはそういういろんな問い合わせがたくさんあって、徐々に落ちついてきたという話もあ

るので、特に年配の先生方には手厚い支援や相談体制をお願いしたいと思います。
　次に、教職員の働き方について。
　市内で現在不足している教職員数と、その原因についてお示しください。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。
○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　村川委員の不足している教職員数とその原因についての御質疑にお答えします。
　令和元年６月27日現在、小学校では５名、中学校では６名の講師が不足している状況にあります。
　長期に休業・休暇を取得する教職員が出た場合に、青森県教育委員会が講師等を補充することになっておりますが、県教育委員会からは、教員を目指す者が減り、教員採用試験受験者数が減っていること、また、講師を希望する者の数が減っていることなどから、講師等を補充できない状況にあるとの回答を得ております。
　教育委員会といたしましては、引き続き、青森県教育委員会に働きかけるとともに、市教育委員会独自でも講師希望者の情報を収集し、県に情報提供するなど、講師の補充に努めてまいります。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　村川委員。
○村川みどり委員　４月１日時点では、青森市内で15人の教員が不足しているというふうに県教育委員会は発表しているんですけれども、じゃあ、この間４人配置されたということでよろしいでしょうか。
○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。
○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　４人欠員を補充したのかというふうな御質疑でしたけれども、そういうことであります。
　以上でございます。
○小豆畑緑委員長　村川委員。
○村川みどり委員　それで、現在２人の教員が不足している浪岡中学校の教員なんですけれども、理科と英語の教員が２人欠員になっています。今、浪岡中学校でどういうふうに対応しているのかということを先日聞き取りに行っていただいたんですけれども、それによると、理科の３年生のクラスは２クラス一緒に、70人同時に授業をしていると。そこに技術の先生が１人ついて、先生が行ったり来たりとかしながら授業しているということを伺っています。また、英語も同じように２クラス一緒に授業をしたりとかして対応しているそうです。校長先生も大変困っていまして、自分の知人だとかに声をかけたりしているという話もありますし、こういう状況について保護者からも大変不満の声も上がっていて、参観日なんかは校長先生自身が保護者に対応している、説明しているという状況で、現場は大変困っている状況ですけれども、浪岡中学校のほかに、同じ１つの学校で２人の教員が不足しているというところはあるんでしょうか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　浪岡中学校以外に２名の欠員が生じているところはあるのかというふうな御質疑でありましたけれども、現時点では２名不足しているのは浪岡中学校のみでありますが、きょうづけをもって浪岡中学校も１名補充されましたので、浪岡中学校の欠員は１名ということになりますので、申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　１名補充されたのはよかったです。教員の配置は県教育委員会の問題なんですけれども、県内で見ると、なぜか青森市だけ教員が少ないという実態があります。４月１日時点の話で言うと、青森市が15人、弘前が５人、八戸が６人、むつ市が４人というふうに、30人の半分は青森市で不足しているという状況なんですけれども、青森市だけなぜ少ないのかということに対する市教育委員会の認識を示してください。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　青森市だけ欠員が多いのはなぜかということでありましたが、青森市は確かに多いわけですけれども、半分とまではいっていないというふうに報告を受けておりますが、児童・生徒数が多く、教員数も多いので、その分不足しているということで、今後も県に対して補充を働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　半分とまではいかないという話だったんですけれども、４月１日時点で言うと、県内で30人不足しているのに対して青森市15人、弘前市、八戸市、むつ市で言うと15人なので、半分は青森市が欠員だということで、やっぱりここには何か要因があるんじゃないかなと。ただ児童が多いからとか、先生が多いからとかという理由じゃなくて、何かしらの理由があるんだと思います。そこはきちんと分析して、どこに問題があるのか、青森市で先生をやりたいという人をふやしていかなくちゃいけないし、先日も地元紙に載りましたけれども、本県の小学校教員、過去10年で最低、倍率2.1倍という記事も載りました。こういう危機的な状況を打開していくためにも、やはり青森市の教育行政を見直して、改善していく必要があるのではないかというふうに思いますので、問題提起しておきたいと思いますし、何より一番困っているのは子どもたちですので、ぜひ欠員している状況を一日も早く改善することを求めて、私の質疑を終わりたいと思いますけれども、教育委員会理事、何かありますか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　済みません。先ほどの答弁で少し誤った発言を

してしまいましたので、先ほどの大規模改造の補助金の際に、今の改築のメニューの中に入っているというお話をしたんですけれども、大規模改造の補助金というのは改築した後、後づけでエレベーター等々設置する際の補助金メニューということで、今の改築に当たっては使っていないということで、この改造の補助金は大体３分の１補助なんですけれども、西中学校の改築に当たっている補助金は大体10分の５から10分の5.5ということで有利になっておりましたので、改築に当たっては、こちらの改築そのものの補助金を対象としていますので、先ほど申し上げたお話にあった大規模改造の補助金というのはメニューになっていなかったということで、謹んでおわびし訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　最後に、環境部のほうに質疑したいと思います。産業廃棄物について質疑します。

市民の方から次のような通報がありました。ある食品加工会社と思われる事業者が、食品などをつくる工程で出た野菜くずやごみなどを不法に投棄しているという情報が寄せられましたけれども、この状況を市は把握しているでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

〇八戸認環境部長　村川委員からの御質疑でありました。

市でこの情報を把握しているのかということでありますけれども、市として情報提供を受けたのは、今月の６月24日の夕方でありまして、現在事実関係について確認中であります。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　確認中ということでした。

それでは、一般的な場合でお伺いします。ある事業者が自分の事業で出た野菜くずやごみを不法に穴を掘って埋めるということは、違法だという認識でよろしいでしょうか。

〇小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

〇八戸認環境部長　再度のお尋ねにお答えをいたします。

廃棄物処理法と言いますけれども――正式名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律と言います――この第３条におきまして、「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されているところでありますので、今回の事案につきましては、まだ現地を確認できておりませんので、それが不法になるのかというのは今お答えできないという状況であります。

〇小豆畑緑委員長　村川委員。

〇村川みどり委員　そこの事案ではなくて、一般的な事案としてお伺いしたいと思

います。もう一度お聞きしますけれども、廃棄物処理法第16条によると、許可も受けずに埋め立てている状態は不法投棄であり、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」、これに抵触すると私は認識していますけれども、一般的な場合でお伺いします。この事業者ではなくて、一般的な場合、これは廃棄物処理法に抵触するかどうかお伺いします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長　再度の御質疑にお答えをいたします。

先ほど、穴を掘ってそういう廃棄物を捨てるというところの話が出ましたけれども、そういう場合ではなくて一般的に事業者が事業によって出たごみを捨てる場合ということで回答させていただきますと、確かに村川委員御紹介のとおり、第16条のほうに、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という「投棄禁止」という条項がありますので、村川委員のおっしゃる不適な行為というふうに私も考えるものと思います。

○小豆畑緑委員長　村川委員。

○村川みどり委員　今、不適な行為だというふうに答弁しました。これは自己の廃棄物であっても、それから他者の廃棄物であっても、さらに自分の土地であっても、他者の土地であっても違法だというふうに定められています。今、環境部長は法に抵触するというふうな答弁をしましたので、適切な対応を求めておきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質疑を終わりますけれども、教育委員会事務局教育部長、何かありますか。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長　先ほどお答えできなかったパソコンについてのランニングコストの件でお答えします。

パソコンについてのランニングコストとして、校務用パソコンのリース代、60カ月で１億6772万8000円でありました。

以上でございます。大変申しわけありませんでした。

○小豆畑緑委員長　次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員　市民の声あおもり、奥谷進であります。今予算特別委員会の最後の質疑者となりました。かいつまんで何点か質疑をいたしたいと思います。

私からは、２款総務費１項総務管理費に関連して質疑を申し上げたいと思います。

市職員の心の病で長期休業している職員の対応について質疑をいたします。

去る平成28年第３回定例会決算特別委員会でも、私は市職員の長期休業について取り上げました。平成28年以降、長期休業職員がふえているとのことであります。

そこで質疑いたします。心の病により長期休業している職員の人数と職員全体を占める割合をお示し願いたいと思います。また、職員復帰のための支援についてもお示しをいただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長　奥谷委員の心の病による長期休業者についての御質疑にお答えいたします。

心の病で１カ月以上休業した職員の人数及び職員全体に占める割合でありますが、平成28年度から各年度それぞれ、平成28年度が53人、割合として2.4％、平成29年度が60人、割合として2.7％、平成30年度が61人、割合として2.8％となっておりまして、この３年間の平均では58人、割合として2.6％となっております。

職場復帰のための支援についてでありますが、長期休業した職員が円滑に職場復帰するため、まずは御家族、あるいは所属課、人事課が連携を図りながら、まずは接触するということに努めております。その上で、長期休業者の体調の把握や不安を解消できるよう、相談体制や必要な事務手続等の情報提供に努めることとしております。その中で、長期休業者が職場復帰の意思を示した場合には、本人と面談等を行い、体調や本人の意向に合わせて勤務場所や勤務時間、あるいは業務内容、業務量、これらを調整した職場復帰プランを作成いたします。このプランを踏まえ、いわゆるならし勤務を１カ月程度実施し、この勤務状況や回復状況等について、産業医と面談を行い、その際指示された就業上の配慮内容に留意しながら、職場復帰につなげているところであります。

また、職場復帰後の再発を防止するため、産業医からの指示内容を遵守いたしますとともに、所属長から人事課へ１カ月間の勤務状況を報告することとしておりますほか、必要に応じて、復帰した職員がいつでも気兼ねなく相談できる環境を整えているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　奥谷委員。

○奥谷進委員　再質疑を何点かいたしたいと思います。

心の病による長期休業中に退職された職員は何名おられますか。

また、長期休業中の職員から異動の希望があった場合、その対応をお示し願いたいと思います。

３点目は、長期休業中の職員が直接相談できない場合、どのように対応しているのか示していただきたいと思います。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長　心の病による長期休業者に対する３点の御質疑に順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、長期休業中に退職した職員についてでありますが、過去３年間で申し上げますと、平成28年度が４名、平成29年度が１名、平成30年度が８名の方が長期休業中に退職しております。

続きまして、長期休業中の異動希望等があった場合の対応についての御質疑にお答えさせていただきます。

長期休業中の職員につきましては、先ほども申し上げましたが、まずは接触を図

るとか、そういうところから、そして、ならし勤務等々という形で職場復帰ができるようにということが重要であると考えております。したがいまして、すぐに異動という対応にはなりません。先ほど申し上げましたように、体調や意向等に合わせて勤務場所、勤務時間、業務内容、業務量を調整した上でのならし勤務をまずは実施させていただいて、職場復帰につなげていただきます。復帰後の配属につきましては、ならし勤務の状況とか、主治医の診断、あるいは産業医の意見等を参考に検討させていただいているというところであります。

続きまして、長期休業中の職員に直接会えない、相談できない場合の対応ということであります。

まず、やっぱり本人と接触するというのは大事なことではありますけれども、中には心身の状態がまだ落ちついていないということで、直接、特に職場の人と接触するというのを避ける職員もいらっしゃいます。そういうことから、そういう場合には、まずは御家族、あるいは信頼を置いている知人、あるいは友人、この方を通じて連絡させていただいて、間接的に接触するように努めております。どうしても本人とは接触できないという場合に、やっぱり御家族の方を通じて状況把握、あるいは休業中の配慮、そういうものについて相談に応じていただいているということであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長　奥谷委員。

○奥谷進委員　御答弁ありがとうございました。

心の病の長期休業については、以上の質疑で終わらせていただきたいと思います。

次に、10款教育費に関連して質疑をいたします。

小・中学校のトイレ改修についてであります。

それぞれの地域にある学校は、それぞれに通う子どもたちが、１日の大半を過ごす場所でもあるわけであります。子どもたちがお互いに切磋琢磨し、厳しくも楽しくも学び、生活する場でもあります。このような学校について、青森市ではトイレの洋式化に取り組んでいるとのことであります。

そこで質疑をいたします。

学校トイレの洋式化改修について、今年度は、小・中学校18校で実施する予定とのことでありますが、その18校の学校名と工事内容及び進捗状況についてお示しを願いたいと思います。教育委員会事務局理事、私の持ち時間が数分よりもありませんので、簡潔によろしくどうぞお願いいたします。

○小豆畑緑委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　奥谷委員の学校トイレの洋式化改修に関する御質疑にお答えいたします。

学校のトイレにつきましては、生活スタイルの変化に伴い、洋式化のニーズが高まっていることから、子どもたちが健康で快適な学校生活を送ることができるよう、

既存の老朽化した学校トイレにつきまして、洋式化を中心とした改修を行っているところであります。それによって、トイレの環境改善を図ることとしたところであります。

本年度は、トイレの洋式化改修を行う学校といたしましては、まず、小学校が、浦町小学校、千刈小学校、油川小学校、原別小学校、浜田小学校、幸畑小学校、大野小学校、筒井南小学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校の10校。中学校は、古川中学校、沖館中学校、油川中学校、筒井中学校、横内中学校、戸山中学校、北中学校、三内中学校の８校の計18校となっております。

学校トイレの洋式化改修につきましては、子どもたちが学校内で１日の大半を過ごす普通教室に近いトイレを中心に行うこととしており、工事の内容といたしましては、既存の便器を和式から洋式化するだけではなく、トイレブースの拡張、あと床等の内装の改修など、各学校のトイレの老朽化の状況に応じて必要な改修を行うこととしております。

改修工事につきましては、既存トイレの現状を把握し、学校ごとに子どもたちの利便性の検討を行い、現在発注準備をしており、７月中には着工し、年内に完了する予定となっております。

以上でございます。

〇小豆畑緑委員長　奥谷委員。

〇奥谷進委員　御答弁ありがとうございました。

まだまだ質疑しなければならない項目があるわけでありますが、ただ、あと２分よりもないということで、これで終えますが、特に今回の定例会でも奥内小学校、西田沢小学校、後潟小学校の学区再編成で、2020年から新しい学校が誕生するわけでありますが、そういう意味からも、ぜひとも奥内小学校、統合される学校のトイレも、現在の予定には入っておりませんが、今度は大変生徒数も多くなるわけであります。そういう意味から、若干の御配慮をお願いをいたしまして、これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

〇小豆畑緑委員長　以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第98号「令和元年度青森市一般会計補正予算」及び議案第99号「令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」の計２件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇小豆畑緑委員長　御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。
それでは、本委員会に付託されました議案第98号「令和元年度青森市一般会計補正予算」及び議案第99号「令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」の計２件についてお諮りいたします。
議案第98号及び議案第99号の計２件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小豆畑緑委員長　御異議なしと認めます。
よって、議案第98号及び議案第99号の計２件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。
閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。
委員の皆さんには、２日間にわたり終始熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。
また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただきましたこと、本当にお疲れさまでした。
それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後２時42分閉会